

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

ノーマライゼーション かしわプラン2021

第4期
柏市障害者基本計画
(前期計画)

第6期
柏市障害福祉計画

第2期
柏市障害児福祉計画

みんなが
その人らしく
社会参加できる



みんなで守り
寄り添う



重点目標

障害者の暮らしを支える
かしわネットワークの
深化・推進

みんなが
健やかに
成長できる



みんなで支え
安心して
暮らせる



2021年3月
柏市

KASHIWA PLAN 2021

はじめに

計画の基本理念

「みんなで作る

みんなで暮らせるまち かしわ」

を目指して



障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、本市では「ノーマライゼーションかしわプラン」を策定し、共生社会のまちづくりに取り組んでいます。

近年では、高齢化等を背景とした 8050 問題や、引きこもりの方や障害者手帳取得には至っていない方への支援等、多様化・複合化した問題が顕在化しています。

本市では、障害者の相談、体験、緊急時の対応等の機能を一体的に備えた地域生活支援拠点の整備や就労支援の施策を展開してきましたが、今後は共生社会の実現に向け、他の地域資源も生かした福祉全体での包括的な支援が求められています。

この新しいノーマライゼーションかしわプランでは、これまでの計画の基本理念を引き継ぎながらも、ニーズや国・県・市の動向、これまでの実績や課題等を踏まえて施策体系の見直しを行いました。主な変更点として、共生社会の実現に向け、前計画期間中に整備した地域生活支援拠点を中心とした「かしわネットワーク」に、教育福祉会館内に設置された「福祉の総合相談窓口」や他の地域資源を加えた重層的な支援体制を構築する「かしわネットワークの深化・推進」を重点目標と決めました。また、「相談」「暮らし」「就労・社会参加」「子ども・健康」の各分野ごとに基本目標と重点施策を設定しています。市としての取組はもとより、各方面の関係者の皆様と力を合わせながら、計画の基本理念である「みんなで作る みんなで暮らせるまち かしわ」を目指して全力で取り組んでまいります。

市民の皆様にもぜひこの計画を読んでいただくとともに、皆様ができることから行動に移していただければ幸いです。

最後に、この計画の策定に当たりご尽力いただきました関係者の皆様並びに貴重な意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

2021年3月

柏市長 秋山浩保

目次

第1章・総論	1
第1節 計画の策定にあたって	3
第2節 計画の位置付けと構成	5
第3節 障害福祉を取り巻く状況とニーズ	7
第4節 第3期後期計画（2018～2020年度）の評価と課題	19
第5節 第3期計画（2012～2020年度）における取組	24
第6節 計画の基本的な考え方	25
第7節 計画の推進体制	32
第2章・各論	37
柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり	39
施策1 包括的相談支援体制の構築	40
施策2 権利擁護体制の充実	45
施策3 情報提供の充実	51
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	55
柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり	63
施策1 暮らしを支える基盤整備	64
施策2 暮らしを支えるサービスの充実	69
施策3 安全・安心な生活環境の整備	74
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	80
柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり	95
施策1 就労支援の強化	96
施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進	102
施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進	107
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	111

柱4	みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり	115
施策1	乳幼児期における支援の充実	116
施策2	学齢期における支援の充実	121
施策3	医療・ケア体制の充実	126
	評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	133
第3章	障害福祉計画	143
第1節	障害福祉計画の基本指針	146
第2節	成果目標	149
第3節	活動指標（障害福祉サービスの見込み）	162
第4節	地域生活支援事業の見込み	184
付属資料		195
1	計画策定の流れ	197
2	計画策定のための基礎調査等	199
3	用語解説	201

第 1 章・総論

この章では、計画策定の背景や市の上位計画との関係、国や県の動向、前回計画の評価等を踏まえて、計画全体の構成や基本的な考え方を示しています。

第 1 節	計画の策定にあたって	3
第 2 節	計画の位置付けと構成	5
第 3 節	障害福祉を取り巻く状況とニーズ	7
第 4 節	第 3 期後期計画（2018～2020 年度）の評価と課題 ..	19
第 5 節	第 3 期計画（2012～2020 年度）における取組	24
第 6 節	計画の基本的な考え方	25
第 7 節	計画の推進体制	32

第1節 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本市では、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念の下、障害福祉施策に係る基本計画や福祉計画について、「ノーマライゼーションかしわプラン」として一体的に作成し、障害の有無にかかわらず地域で暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

これまで、障害者一人一人の状況に応じたサービスを提供するための身近な相談支援体制の充実、障害者の地域移行や社会参加等の推進を図るために、地域生活支援拠点の整備や誰もが働きやすい環境づくりの推進等に取り組んできました。

こうした中、近年国では、高齢者人口の増加や障害者手帳所持者の増加を背景に、福祉全体を包括的に支援していく必要から2020年に社会福祉法が改正¹され、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」、すなわち「地域共生社会」の構築に向けた施策が展開されているところです。

新しい計画では、国や県の指針及び近年の動向を踏まえつつ、これまでの施策の進捗状況、実績評価、2019年度に実施した基礎調査結果²に現れたニーズ等を検証して、基本計画を9年ぶりに見直しました。昨今の目まぐるしい社会情勢により柔軟に対応するため、この期間を6年間とし、2021年度（令和3年度）から2024年度を計画期間とする「ノーマライゼーションかしわプラン2021（第4期柏市障害者基本計画（前期計画）、第6期柏市障害福祉計画、第2期柏市障害児福祉計画）」を策定しました。

本プランでは、地域共生社会の構築を進めるため、他の地域資源も活用した、障害福祉の観点から福祉全体を考えた包括的な支援体制の構築を図り、「地域共生社会」の実現に向けた施策を展開していきます。

¹ 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

² 詳細は「柏市障害者計画策定のための基礎調査結果報告書」（2020年3月）を参照

(2) 国・県及び柏市の施策動向

近年、我が国における障害福祉施策は、障害者の地域移行や権利擁護、雇用促進に関する法制度等の改正や策定が多く見られ、それを受けた施策が本市でも展開されてきました。

2020年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立等からも、地域共生社会の実現に向け、地域を基盤とした重層的な支援体制の構築へと重点が置かれています。本市では共生社会の実現に向け、これまでに整備してきた地域生活支援拠点を中心として構築したネットワークの更なる深化・推進が求められます。

■ 障害福祉に関する法制度等の動向

年度	国・県	柏市
2016 (平成28) 年度	【国】 ○ 障害者差別解消法施行 ○ 障害者雇用促進法改正 ○ 発達障害者支援法改正	○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する柏市職員対応要領施行 ○ 障害者差別解消支援地域協議会設置 ○ 児童発達支援センター開設 (市内2か所目)
2017 年度	【国】 ○ 第5期福祉計画の基本指針 ・地域生活支援拠点等整備 ・障害者の高齢化・重度化対応等	○ 地域生活支援拠点開設(2か所) ○ 柏市地域生活支援拠点運営協議会設置
2018 年度	【国】 ○ 第4次障害者基本計画策定 ○ 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定 ○ 障害者総合支援法改正 ○ 児童福祉法改正 【県】 ○ 第六次千葉県障害者計画策定	○ ノーマライゼーションかしわプラン(2018～2020年度)策定 ・柏市障害児福祉計画を内包 ○ 福祉型障害児入所施設開設 ○ 地域生活支援拠点開設(3か所目)
2019 (令和元) 年度	【国】 ○ 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部の設置	○ 第4期柏市地域健康福祉計画策定 ○ 地域生活支援拠点開設(4か所目) ・重症心身障害児者対応の拠点
2020 年度	【国】 ○ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布	○ 教育福祉会館リニューアル ・総合相談窓口等設置
2021 年度	【国】 ○ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定 【県】 ○ 第七次千葉県障害者計画策定	○ 柏市第五次総合計画後期基本計画開始 ○ ノーマライゼーションかしわプラン2021(2021～2023年度)策定

第2節

計画の位置付けと構成

(1) 計画の位置付け

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

また、障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）第88条第3項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものであり、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等を定める計画です。

これらの計画は、市の最上位計画となる「柏市総合計画」を始め、社会福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として一体的に策定するため、柏市自立支援協議会の意見を聴取の上で、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会にて審議されます。

(2) 計画期間

計画の期間は、2021年度から2023年度までの3年間とし、今回の見直しは6年間の「第4期柏市障害者基本計画」の前期計画と「第6期柏市障害福祉計画」、「第2期柏市障害児福祉計画」にあたる部分を一体的に策定するものです。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総合計画	第5次（後期基本計画） （2021～2025）					第6次 （2026～）
地域健康福祉計画	第4期 （2019～2024）				第5期 （2025～）	
ノーマライゼーション かしわプラン	第4期柏市障害者基本計画（2021～2026）					
	前期（2021～2023）			後期（2024～2026）		
	第6期柏市障害福祉計画（2021～2023）			第7期柏市障害福祉計画（2024～2026）		
	第2期柏市障害児福祉計画（2021～2023）			第3期柏市障害児福祉計画（2024～2026）		

ノーマライゼーションかしわプラン2021

(3) 計画の役割（法的根拠等）及び上位計画との関係

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

〔将来都市像〕

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ～ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

＜健康・サポート＞

○医療・介護 ○包括的支援

第4期柏市地域健康福祉計画【健康・福祉の部門計画】 根拠法：社会福祉法 第107条

〔地域健康福祉像〕

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、生き生きと暮らせるまち 柏」

＜基本施策＞

○相談体制の充実 ○情報発信の充実 ○社会参加の促進 ○権利擁護の推進

ノーマライゼーションかしわプラン 2021【障害福祉の部門計画】

第4期柏市障害者基本計画（前期計画）

根拠法：障害者基本法
第11条第3項

総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針，施策・事業

〔基本理念〕 みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

〔基本方針〕 1 共生社会の実現に向けた協働の促進 ⇒ (柱1, 3)
2 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進 ⇒ (柱2, 4)

〔重点目標〕 障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの深化・推進

〔基本目標〕

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

（重点施策 相談支援・ケアマネジメント体制の充実，福祉の総合相談窓口の設置）

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

（重点施策 地域生活を支える場の充実，高齢障害・重度障害に対応した居住環境の整備）

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

（重点施策 就労支援体制の充実，多様な社会参加・交流の場の拡充）

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

（重点施策 医療的ケア等の支援体制の充実，
精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実）

第6期柏市障害福祉計画（第2期柏市障害児福祉計画）

根拠法：障害者総合支援法
第88条第3項

- ・国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策
- ・障害児福祉計画（根拠法：児童福祉法第33条の20）を内包

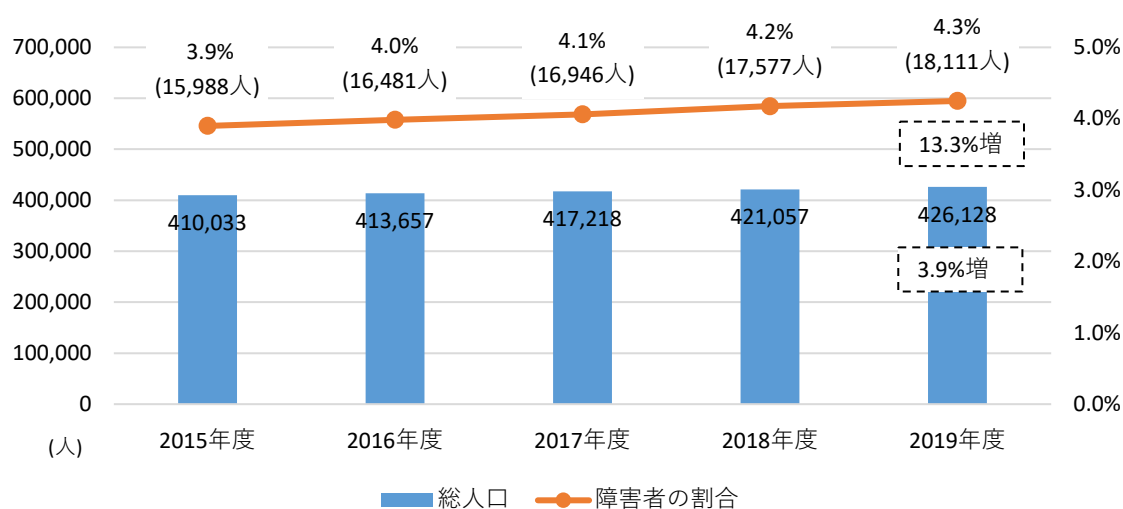
第3節

障害福祉を取り巻く状況とニーズ

(1) 柏市の概況

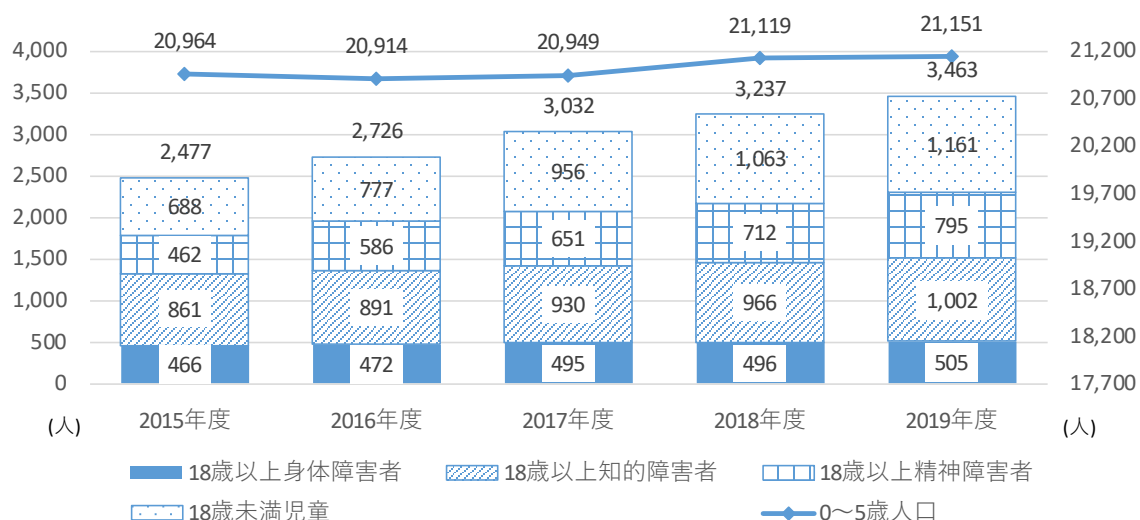
① 本市の総人口と障害者の推移

2015年度から2019年度までの期間で総人口に占める障害者手帳所持者は、実数では2,123人増と増加状況にあります。また、増加割合が総人口は3.9%増であるのに対して、同じ期間に障害者は13.3%増となっています。



② 福祉サービス受給者証所持者数の推移

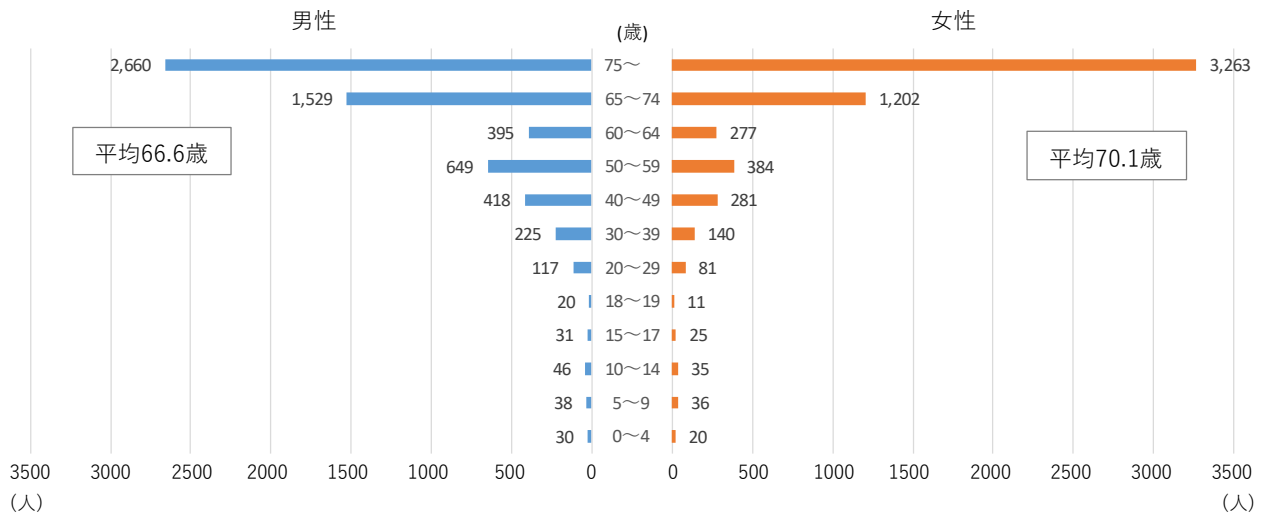
受給者証の所持者数は年々増加しています。特に18歳未満の児童の取得が増加しており、障害児の支援ニーズが高まっています。



(2017年度 18歳以上難病4人, 2018年度 18歳以上難病3人, 2019年度 18歳以上難病3人)

③ 手帳所持者の年齢分布

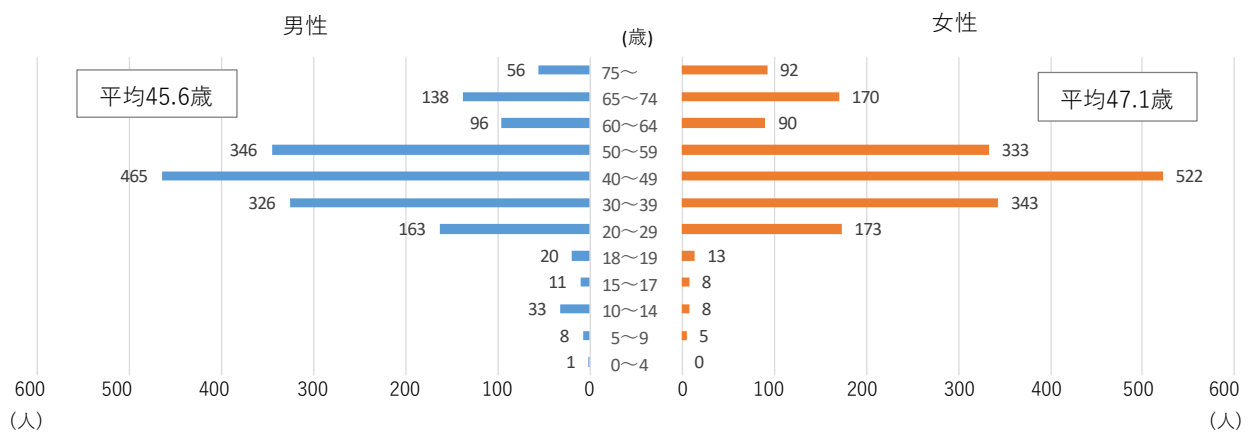
《身体障害者手帳所持者の年齢分布（2019年度）》



《療育手帳所持者の年齢分布（2019年度）》



《精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布（2019年度）》



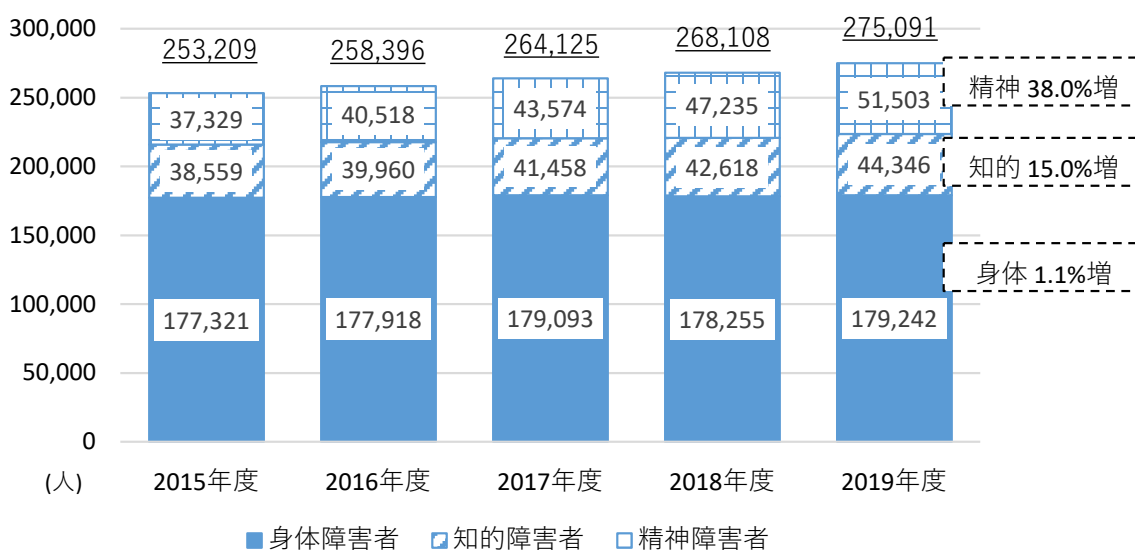
(注) 上記3つのグラフの平均値は、各年齢階層の中央値に、その階層の人数を乗じた値を合計し、手帳所持者全体の人数で割り返し算出

④ 千葉県と本市の障害者手帳所持者数の推移

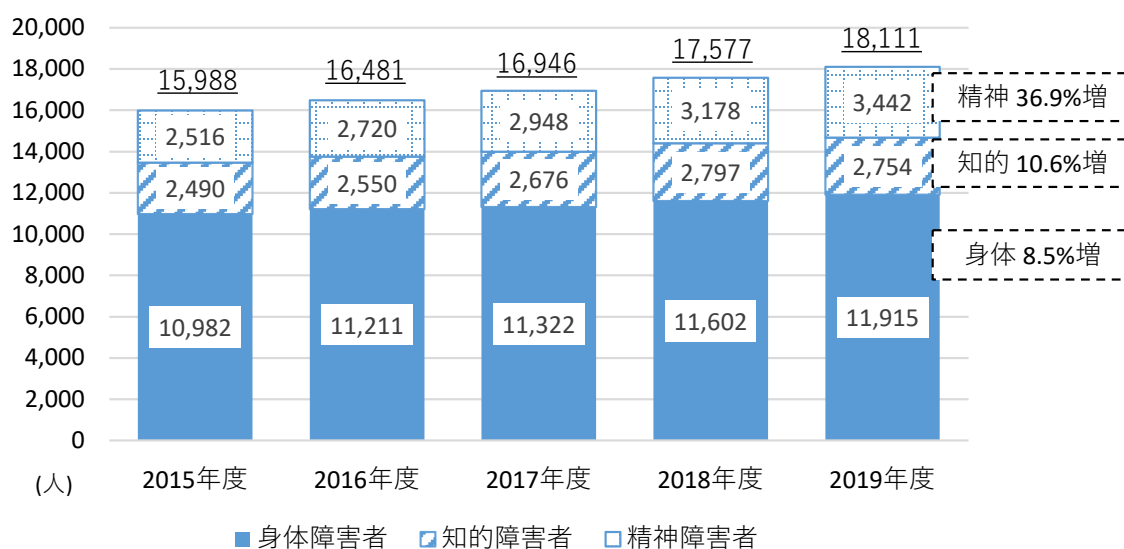
千葉県全体及び本市における障害者手帳所持者数は、いずれも増加傾向にあります。

全体の手帳所持者数は、5年間で県が21,882人、市が2,123人増えており、特に精神障害者の増加率が大きくなっています。また、身体障害者手帳所持者の増加率は、県に比べ、市は大きくなっています。

《千葉県の推移》

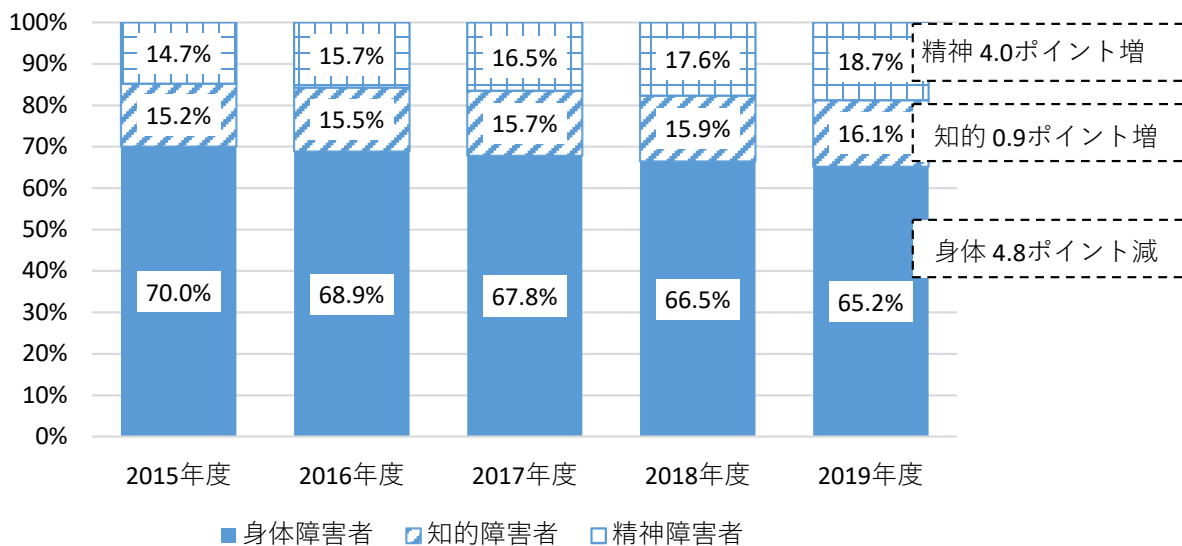


《柏市の推移》

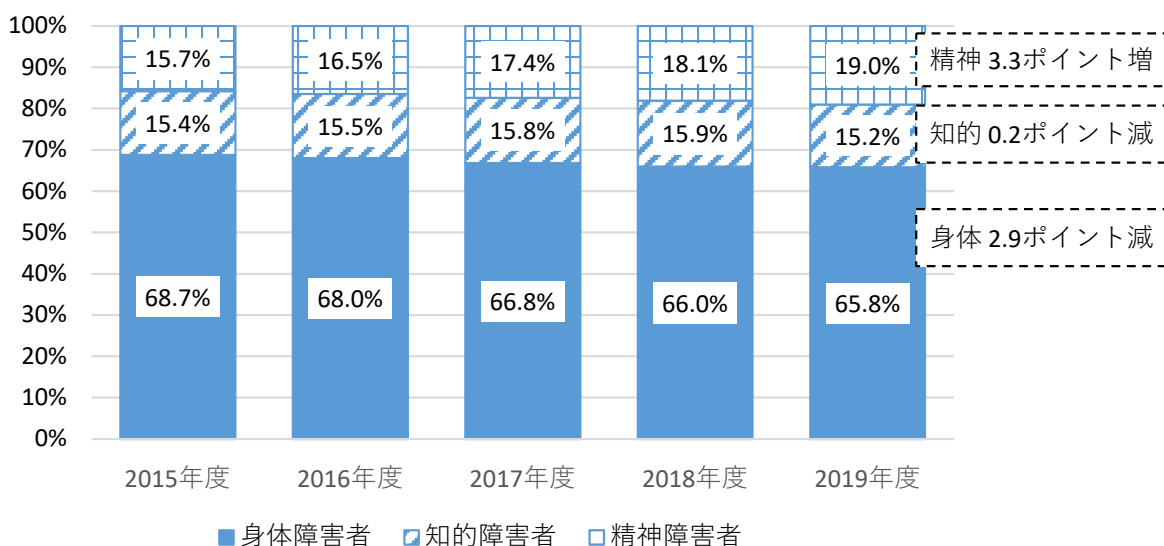


⑤ 千葉県と本市の障害別構成比の推移

《千葉県の推移》



《柏市の推移》



⑥ 本市の障害福祉関係費 決算額（歳出）

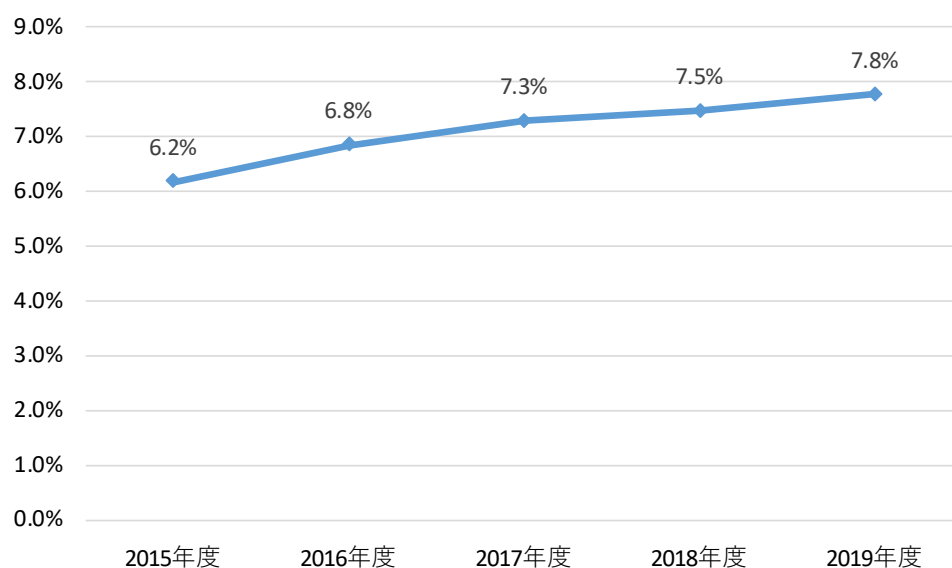
市の障害福祉関係の決算額（歳出）は、この5年間で約 28.3%、22 億円増えています。歳出の伸びは近年顕著となっており、高齢障害者の自然増や、グループホーム、児童発達支援、放課後等デイサービスを始めとする事業所の増加により、障害福祉サービスの利用者が増加したこと等が要因であると考えられます。

今後は限られた財源を効果的、計画的に活用するための制度の見直しや、優先的、重点的に取り組むべき施策に絞って投資をする必要があります。

《障害福祉関係費決算額（歳出）》（単位：千円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
合計金額	7,776,516	8,335,478	9,033,177	9,187,102	9,979,144
前年度比	—	+7.2%	+8.4%	+1.7%	+8.6%

《市一般会計決算額に占める障害福祉関係費割合の推移》



(2) 障害福祉全般にみるニーズ ～柏市障害者計画策定のための基礎調査（2020年3月）～

① アンケート調査の結果

未就学児

■ お子さんのことで現在悩んでいることや困っていることは何ですか

前回	1位	発育や発達の遅れ	81.4%
	2位	就学への不安がある	72.6%
	3位	心身が疲れる	30.1%

(n=113)

今回	1位	発育や発達の遅れ	80.2%
	2位	就園・就学への不安がある	69.8%
	3位	心身が疲れる	39.5%

(n=86)

2016年度調査（以下、前回調査）と比べ、「発育や発達の遅れ」がほとんど変わらず、「就学への不安がある」が約3ポイント減少する一方、「心身が疲れる」が約9ポイント増加しました。障害児の成長に伴うさまざまな不安や悩みから、保護者へ向けた支援が必要であることがわかります。

■ 今後充実してほしい支援・サービスは何ですか

前回	1位	就学後の学校以外の福祉サービスや支援	59.5%
	2位	専門職による療育	51.4%
	3位	すぐに相談できる機関	47.7%

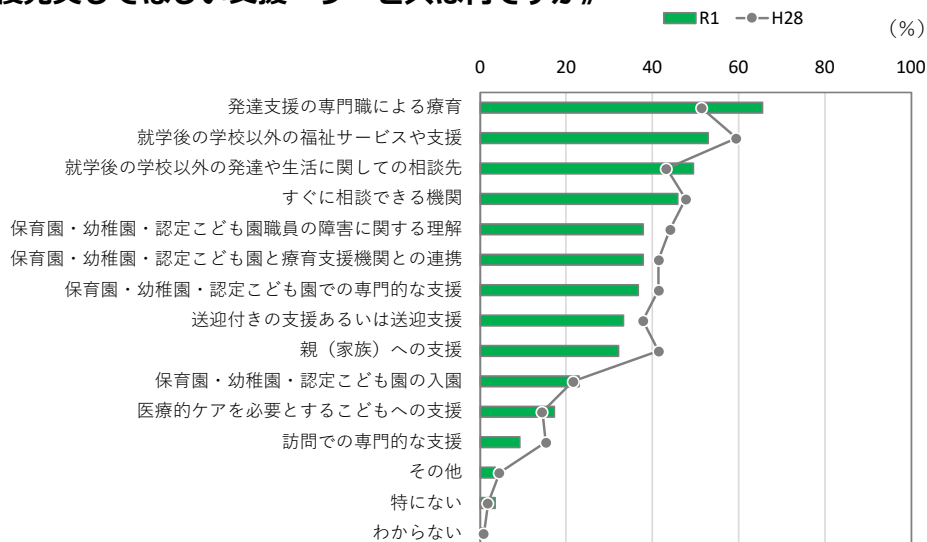
(n=111)

今回	1位	発達支援の専門職による療育	65.5%
	2位	就学後の学校以外の福祉サービスや支援	52.9%
	3位	就学後の学校以外の発達や生活に関する相談先	49.4%

(n=87)

前回調査と比べ、「専門職による療育」が約14ポイント増え、「就学後の学校以外の福祉サービスや支援」が約7ポイント減少しました。療育に係るサービスのニーズが増えていることがわかります。「就学後の学校以外の発達や生活に関する相談先」が約6ポイント増えて3位になったことも踏まえ、障害や生活に係る不安に応える相談支援の充実が必要です。

《問. 今後充実してほしい支援・サービスは何ですか》



学齢期（小学校入学～17歳以下）

■ 学齢期に子育てをする上でどんなことに不安がありますか

前 回	1位	自立	57.7%
	2位	学力	49.6%
	3位	こどもの友人関係	48.2%

(n=274)

今 回	1位	自立	71.6%
	2位	就労	58.9%
	3位	性の問題	50.9%

(n=276)

最も不安を感じていることは、前回と同様に「自立」でしたが、約14ポイント増加しました。また、「就労」が約15ポイント、「性の問題」が約11ポイント増加した一方で、「学力」が約10ポイント、「こどもの友人関係」が約12ポイント減少しており、前回と比べて学齢期の子育てにおける不安要素に違いがみられます。

■ 学齢期に子育てをする上でどんな援助を希望しますか

【特別支援学校】

前 回	1位	長期休暇の支援	50.0%
	2位	放課後の支援	45.2%
	3位	土日・休日の支援	44.0%

今 回	1位	福祉的就労に関する情報提供	63.9%
	2位	長期休暇の支援	50.3%
	3位	放課後の支援	47.1%

(n=155)

【普通学級・特別支援学級】

前 回	1位	進学に関する情報提供	60.9%
	2位	学習支援	55.3%
	3位	相談支援体制の充実	43.7%

今 回	1位	進学に関する情報提供	69.7%
	2位	学習支援	67.2%
	3位	一般就労（就職）に関する情報提供	54.6%

(n=119)

今回調査では就労に関する選択肢を「福祉的就労」と「一般就労」の2つに分けたところ、普通学級・特別支援学級では「一般就労に関する情報提供」が5割以上、特別支援学校では「福祉的就労に関する情報提供」が6割以上でした。このほか、普通学級・特別支援学級では「進学に関する情報提供」は約9ポイント、「学習支援」は約12ポイント増加しました。特別支援学校では、「長期休暇の支援」や「放課後の支援」が上位となっています。

成人（18歳以上～64歳以下）

■ 主に相談したい内容は何ですか

前 回	1位	将来のこと	46.2%
	2位	健康のこと	40.3%
	3位	医療のこと	35.6%

(n=407)

今 回	1位	将来のこと	45.0%
	2位	医療や健康のこと	44.3%
	3位	お金関係のこと	29.5%

(n=811)

「将来のこと」を挙げる割合は前回とほとんど変わらず、今回調査では選択肢を統合した「医療や健康のこと」を挙げる意見も引き続き多くありました。また、「お金関係のこと」が約9ポイント増加しました。

■ 何の施策に力を入れてほしいですか

前 回	1位	災害時の対応	36.7%
	2位	相談支援体制の強化	36.3%
	3位	情報提供の充実	35.5%

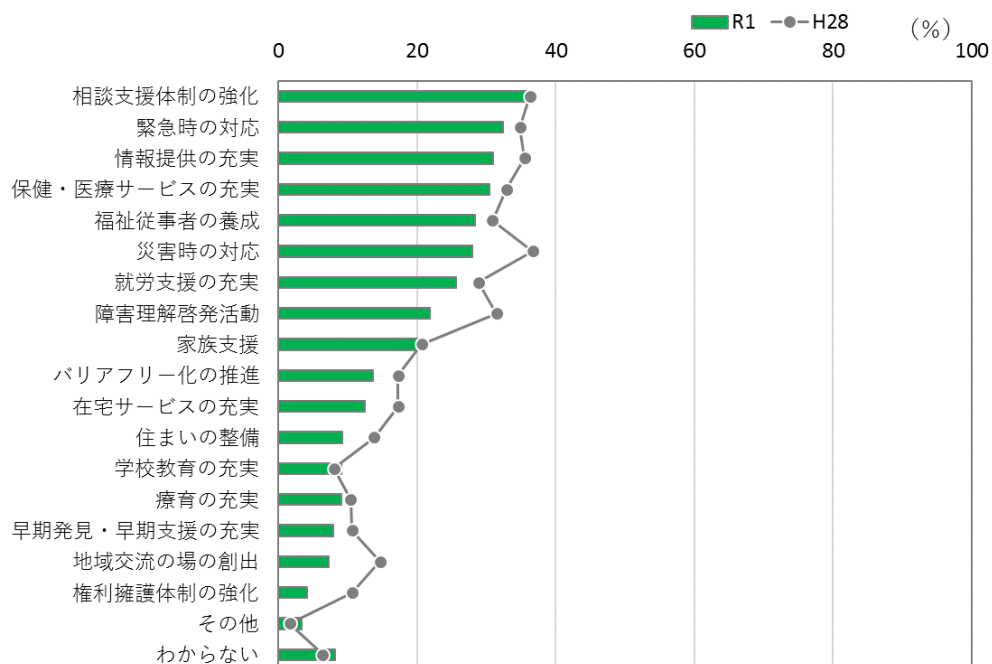
(n=499)

今 回	1位	相談支援体制の強化	36.8%
	2位	緊急時の対応	32.3%
	3位	情報提供の充実	31.0%

(n=807)

東日本大震災から10年が経過し前回調査より「災害時の対応」が約9ポイント減少しました。一方、「相談支援体制の強化」「情報提供の充実」は依然として上位に挙げられています。「相談支援体制の強化」については精神障害が他と比べて多い傾向がみられます（精神障害約44ポイント、全障害平均約37ポイント）。

《問. 今後、柏市の障害福祉の取組について、特に優先して力を入れてほしいもの》



高齢者（65歳以上）

■ 主に相談したい内容は何ですか

前 回	1位	健康のこと	46.3%
	2位	医療のこと	40.3%
	3位	特にない	25.4%

(n=268)

今 回	1位	医療や健康のこと	50.8%
	2位	福祉サービスのこと	29.9%
	3位	将来のこと	18.2%

(n=512)

今回調査で選択肢を統合した「医療や健康のこと」が最も多く5割程度となりました。「福祉サービスのこと」は前回から約10ポイント増加しました。高齢障害者の不安は日常生活における健康維持やサービスの確保にあることがわかります。

■ 何の施策に力を入れてほしいですか

前 回	1位	災害時の対応	33.3%
	2位	緊急時の対応	31.6%
	3位	情報提供の充実	31.2%

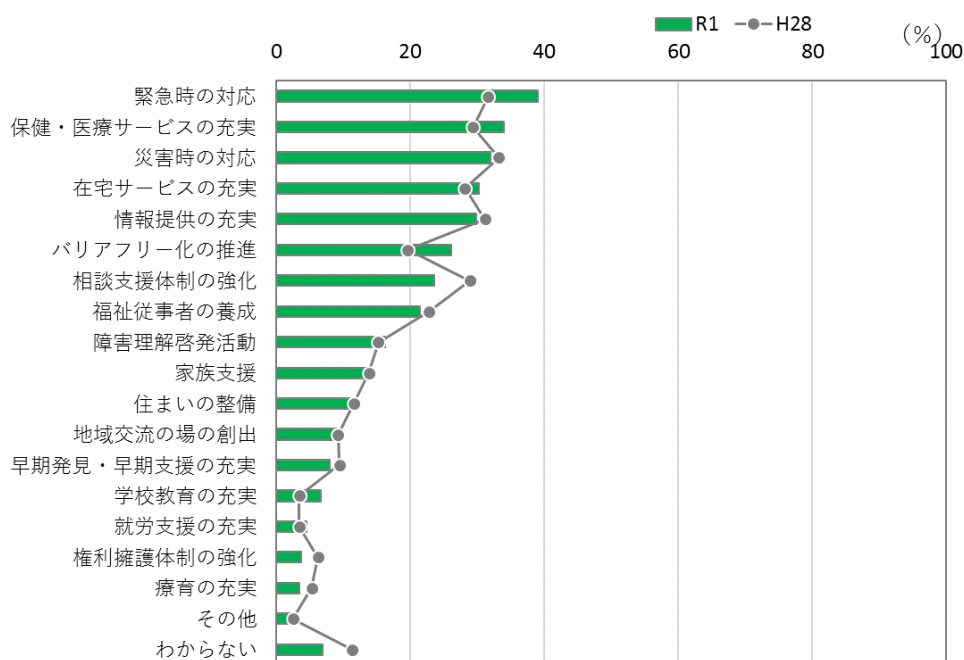
(n=433)

今 回	1位	緊急時の対応	39.1%
	2位	保健・医療サービスの充実	34.0%
	3位	災害時の対応	32.0%

(n=509)

「緊急時の対応」が約8ポイント増加し、「保健・医療サービスの充実」が約5ポイント増加しましたが、傾向に大きな違いはみられません。

《問. 今後、柏市の障害福祉の取組について、特に優先して力を入れてほしいもの》



② 障害者団体・委託相談支援事業所の主な意見

■ 障害理解の推進

- 就労の場での理解促進も必要である。
- 小中学生の学齢期において障害理解を進めることが重要なので、積極的にできればよい。
- 柏まつりのようなイベントは、市民が障害者団体について知る機会となる。

■ 情報提供の方法や体制の充実

- 情報伝達の媒体は、印刷、インターネット等、さまざまあるとよい。
- 市役所窓口や講演会などのイベントにおいて、情報保障をお願いしたい。

■ 相談支援及びケアマネジメント体制の充実

- 相談支援専門員が不足している。特に、肢体・医療的ケア児の相談支援事業所、相談支援専門員が不足している。
- 生まれてから看取りまでの総合的な、切れ目のない支援が重要である。
- 家族への支援も重要である。
- 相談先の周知と活用が大きな課題。

■ 地域で暮らすための住環境整備やサービスの充実

- 親亡き後、地域生活を継続していけるかが不安。
- 障害の種類や年齢に応じた支援サービスの整備が望まれる。
- 点字誘導ブロックについては地域ではばらつきがあるので改善が必要。

■ 就労支援及び社会参加の機会の充実

- 就労支援においては障害の種類に応じた対応が必要である。
- 社会参加にあたっては周囲の理解も重要である。
- 一般の趣味の教室やイベントでの障害者の受入れが促進されるとよい。

■ 子どもの成長への支援

- 学齢期になると、学校以外の療育や相談の場が限られてしまう。
- 義務教育を終えた16～18歳に対するサービスや支援が必要。
- 親の相談、親の心のケアを含めた支援体制の充実が必要。

■ 精神障害者が地域で生活できる支援体制の構築

- 障害者本人のつらさ、生きにくさを地域の人が理解して、排除の目で見ないことが大切。
- 家にひきこもっている方への支援体制の充実が必要。

■ **障害のある高齢者への支援**

- 高齢化や単身高齢者の増加に伴い、地域とつながりが持てる場や社会貢献につながる活動の場の確保が重要である。また活動参加のための移動支援も必要。
- 地域包括支援センターやケアマネジャー、医療機関との連携が今後の課題。

■ **安全・安心の対策の推進**

- さまざまな災害時の対応強化が必要。2019年の台風での経験から、災害時に市との連絡がとれなくても自動的に支援を始められる体制が必要である。
- K-Netの活用促進が重要。

③ **一般市民向けアンケートでの主な意見**

■ **障害者の印象**

- 手助けや配慮等が必要、手助け等したい。
- 日常生活を送る上で不便がありそう、大変そう。
- 身体的・精神的に不自由がある、ハンディキャップがある。
- 障害は個性の一つであり、健常者と変わらない。
- どのように対応すればよいかわからない、意思疎通が難しい。
- 障害の種類によって多様であり、一概にはいえない。

■ **障害のある人への対応**

- 障害のある人に声をかけたり手助けすることに抵抗がない人は6割以上。
- 実際に障害のある人を手助けした理由は、困っている時はお互い様という気持ちから。
- 障害のある人を見かけても手助けしなかった理由は、困っている様子に見えなかったから、お節介になる気がしたから、接し方がわからなかったから。

■ **障害福祉に関わる事項の認知度**

- ヘルプマーク・ヘルプカードを知らない人は4割以上。
- 障害者差別解消法を知らない人は3割以上。
- 障害者に対する合理的配慮を知らない人は5割近い。

④ ひきこもりが疑われる障害者に係るヒアリング³での主な傾向

- 専門性を備えた複数の機関が窓口となるほか、障害者手帳の有無にかかわらず、ケースに応じて関係機関が柔軟に連携し対応。
- 家族がひきこもりの疑われる障害者の発覚を恐れ、生活面・金銭面を支援し続けることにより、早期発見が困難となり、ひきこもりが長期化。
- 親子関係の構築、家族間での恒常的なストレスなど家庭に課題がある場合が多い。
- 不登校になると、教育機会やコミュニケーションスキルを学ぶ機会を失い、学校卒業後に社会へ出ることが困難になる場合もある。
- 意欲やきっかけを得た障害者が社会復帰するには、就労準備支援や軽作業等を通じ、少しずつ他者との接点を持つ取組が効果的。
- 精神障害やその他疾患が疑われるケースでは、ひきこもりになっている対象者にその病識がなく、受診につながらないことが多い。
- 精神科に特化した在宅医療の資源が不足しており、今後の充実が必要。
- 支援の基本的な考え方は、「長期的」に働きかけを続け、何らかのきっかけから対象者との関わりを作り始め、対象者の新たな「居場所」を少しずつ確保していくこと。
- 支援に携わる関係機関等において、個人情報保護に適切に配慮しながら、対象者に係る情報共有体制を整備することが今後の課題。

³ 市内委託相談支援事業所や支援に携わる関係機関を対象に実施。

第4節

第3期後期計画（2018～2020年度）
の評価と課題

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）では、7つの柱や4つの重点施策に沿った障害福祉施策を進めてきました。市の取組については、PDCAサイクルのプロセスで、内部（庁内）評価と、有識者や市民の代表、関係団体により構成される柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会による外部評価を実施しました。また、実施したアンケート調査及びヒアリング調査においても、障害者と家族、障害福祉関係団体、委託相談支援事業所、一般市民の皆様からご意見を伺いました。以上を踏まえ、市の実績と市民目線からの評価を合わせて、各柱や重点施策ごとの進捗と課題、今後の方向性を取りまとめました。

(1) 柱ごとの評価・課題

柱名	主な評価・課題
柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進	障害理解を深めるための啓発等に取り組みましたが、まだ十分でないため、啓発等の継続が必要です。また、教育福祉会館内に整備した障害理解推進の拠点について、活用方法等の検討が課題です。
柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立	相談支援体制の充実に取り組みましたが、引き続きニーズが高い状況です。質の向上や人員の確保が必要です。また、障害者の権利を守るため、権利擁護体制の更なる充実が必要です。
柱3 暮らしを支えるサービスの充実	地域生活支援拠点を4か所整備しました。重度化や高齢化もあり、ニーズが多様化しているため、多様な生活の場の拡充が必要です。
柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進	就労相談支援体制の充実に取り組みましたが、引き続きニーズは高い状況です。課題であった工賃向上の取組と併せて、継続した取組が必要です。
柱5 子どもの成長への支援	早期支援の充実や集団生活サポートに取り組みましたが、ニーズ調査では専門的な療育等が求められており、継続した取組が必要です。
柱6 健康・医療体制の充実	医療・ケア体制の充実や精神障害者の地域生活の促進・支援に取り組みましたが、サービス対象者の増加等もあり、更なる強化・充実が必要です。
柱7 安全・安心な生活環境の整備	ヘルプマークの配布等、緊急時に円滑な支援ができるような対策を推進しました。緊急時の対応は引き続きニーズが高く、体制の強化が必要です。

(2) 重点施策ごとの評価・課題と今後の方向性

■ 重点施策 1 相談支援・権利擁護体制の充実

市の取組

① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実 柱 2

24 時間対応の地域生活支援拠点を整備するなど、地域の身近な場所で、相談の内容や相談者のニーズに応じて、適切な助言や支援を提供する体制を整備するとともに、相談支援人材の養成・確保を図りました。しかし、ニーズ調査では、身近な場所で、専門的な知識を持った職員に相談したいというニーズや、相談支援専門員の不足を挙げる声があり、障害者からの相談内容は多様化・複合化してきているのが現状です。

今後は、相談支援専門員の増加や人材育成に取り組むとともに、多様化・複合化する福祉課題に対応することができるよう、相談機関同士の連携強化や総合相談窓口の設置により、地域で安心できる包括的相談支援体制の構築が重要となります。

② 権利擁護体制の充実 柱 2

成年後見制度や日常生活自立支援事業の促進や権利擁護ネットワーク会議の開催、障害者差別解消に向けた啓発等により、障害者の権利擁護体制の充実を図りました。しかし、成年後見制度等は十分に活用されておらず、障害者差別解消法の認知度は依然低い状況です。引き続き、権利擁護体制の充実を図るとともに、制度等の理解啓発に努める必要があります。



目指す方向性

障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、包括的な相談支援体制の構築と権利擁護体制の充実に取り組み、施策を推進します。

⇒ 柱 1 「みんなで守り寄り添う共生のまちづくり」

施策 1 包括的相談支援体制の構築 (40～44 ページ)

施策 2 権利擁護体制の充実 (45～50 ページ)

■ 重点施策2 地域生活を支える基盤整備

市の取組

① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築 柱3

未整備だった2つのエリア（柏市東部、南部）に計画どおり地域生活支援拠点を整備し、併せてその一つを要望の多い重症心身障害児者に対応可能な拠点として整備しました。また、ネットワーク化を目指し、地域生活支援拠点運営協議会を開催しました。今後は、地域生活支援拠点を地域ごとの中核と位置付け、他の地域資源と連携を取りながら、ネットワークの深化を図ります。

② 多様な住まいの確保と居住の支援 柱3

グループホームの整備に取組み、利用者数も年々増加しています。しかし、高齢化や障害の重度化に直面しても地域で暮らし続けたいというニーズは今後増えていくことが見込まれることから、今後も計画的に整備していく必要があります。特に、重度の身体障害や医療的ケアが必要な方、強度行動障害等の各障害特性に特化したグループホームが不足しており、対応が求められています。

	2017年度末	2018年度末	2019年度末
グループホームの利用者数（人／月）	237	261	295

③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備 柱1

障害者が活動し、障害理解の推進を支える拠点として、改修した教育福祉会館の中に障害者活動センターや障害者等自立支援室、福祉喫茶コーナーといった交流や社会参加の場を開設しました。今後はこういった施設内の多様な場を活用し、障害者等がさまざまな市民と交流でき、社会参加が促進されるよう支援していきます。



目指す方向性

地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点を地域ごとの中核としたネットワークの深化や多様な住まいの確保を図ります。また、教育福祉会館内に開設した施設内の多様な場を活用して、障害者が社会参加・交流できるよう推進します。

⇒ 柱2 「みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり」

施策1 暮らしを支える基盤整備 （64～68 ページ）

⇒ 柱3 「みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり」

施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進（102～106 ページ）

■ 重点施策3 就労支援体制の充実

市の取組

① 就労支援体制の充実 柱4

障害者就業・生活支援センターを始めとする就労支援機関の取組を支援し、就労移行支援の充実を図り、障害者雇用は推進されています。また、2018年の障害者雇用率の引上げを受け、法定雇用率の算定に加わった精神障害者の雇用が大幅に伸びている現状があります。障害者自身の就労ニーズは依然高く、2021年から法定雇用率が引上げられたことから、今後は関係機関の連携強化を図り、多様な就労ニーズに対応する更なる就労支援体制の充実が必要です。

② 職場定着支援の充実 柱4

2018年4月から開始した就労定着支援事業は、徐々にですが利用者数が増えています（2019年度末時点では61人/月）。障害者雇用が進む中、精神障害者の雇用義務化に伴い、精神・発達障害者の雇用が伸びている反面、就職後の職場定着が課題となっており、対応の強化が求められています。

③ 工賃向上の取組強化 柱4

障害者が生きがいを持って働けるよう、近隣ショッピングセンターにて市内の障害福祉事業所による販売会の開催や、千葉県障害者就労事業振興センター職員を講師とした研修会を開催する等、工賃向上に向けて取組みました。しかし、工賃は県内平均額に届くには至っていない状況であり、引き続き取組む必要があります。



目指す方向性

市のチャレンジド雇用を含め、就労支援機関や雇用関連機関等との連携による障害者雇用の促進を図るとともに、工賃向上の取組を強化し、障害者が安心して働ける環境づくりを推進します。また、これまで支援の対象だった障害者手帳所持者だけでなく、未所持者に対する就労支援にも取組みます。

⇒ 柱3「みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり」

施策1 就労支援の強化 (96～101 ページ)

施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進

(102～106 ページ)

■ 重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

市の取組

① 保健・療育等の充実 柱5

こども発達センターと民間の児童発達支援センターを中核とした、障害のある児童や発達支援の必要な児童の早期発見とフォロー体制、児童発達支援の充実を図りました。発達や生活に関しての相談先について、引き続きニーズが高いことから、多職種・多機関による支援を進めていく必要があります。

また、保育所等訪問支援や障害児等療育支援（巡回相談）の拡充にも取組み、利用者や保育所等への訪問回数は増加していますが、地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する子どもが増加していることから、適切な支援を受けられる環境整備が必要です。

② 学齢期への支援の充実 柱5

障害のある児童生徒のニーズに応じた教育を保障するため、インクルーシブ教育システムの構築を進めました。引き続き、一人一人のニーズに応じた支援の提供が求められていることから、教育環境の整備や教職員の専門性の向上に取組みます。

また、放課後の居場所の確保についてニーズが高いことから、引き続き場の確保や質の向上に取組むとともに、肢体不自由児や医療的ケアが必要な子どもも通うことができるような居場所づくりを推進します。

③ 医療・ケア体制の充実 柱6

医療的ケアが必要な子どもへの支援体制を構築するため、喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成や、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行いました。また、2018年度には学齢期の医療的ケア児を対象に通学に関するアンケート調査を実施しました。引き続き、関係機関の連携強化を通じ、医療的ケアが必要な方への支援体制の強化が求められています。



目指す方向性

医療的ケア児や精神障害者を含め、全ての障害者が、乳幼児期から学齢期、大人に至るまで、必要な支援を得ながら他の子どもと共に学び、成長できる環境を整えていきます。

⇒ 柱4「みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり」

施策1 乳幼児期における支援の充実 (116～120 ページ)

施策2 学齢期における支援の充実 (121～125 ページ)

施策3 医療・ケア体制の充実 (126～131 ページ)

第5節

第3期計画（2012～2020年度） における取組

本市では2012年度から2020年度までの9年間に渡る第3期障害者基本計画において、これまで不足していた障害福祉サービスや地域生活を支援する体制の整備を進めました。

- 民間への相談支援業務委託や、基幹相談支援センター、24時間相談対応の地域生活支援拠点の設置により、ケアプランの作成や地域における相談支援を充実させました。また、障害者の虐待防止・権利擁護について、柏市障害者差別解消支援地域協議会の設立等により、相談対応や支援体制の充実を図りました。
- 重度の障害児者を受入れるため、重症心身障害児者と強度行動障害者を対象とした施設を整備しました。また、相談、体験の機会、緊急時の対応等、障害者の地域生活を一体的に支える地域生活支援拠点を計画的かつ地域ごとに4か所整備しました。
- 官民連携による就労支援を図り、市内事業所の雇用を促進しました。また、チャレンジドオフィスにより、市役所における障害者雇用も推進しました。
- 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の設立や医ケアコーディネーターの配置等により、医療的ケアが必要な子どもへの支援体制を構築しました。

■ 第3期柏市障害者基本計画中の重点施策と主な実績

	重点施策	主な実績
前期 (2012- 2014)	<ul style="list-style-type: none">● 相談支援体制の充実● 就労支援の強化● 居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">▶ 相談・就労支援体制の充実▶ 重度障害者施設の整備▶ 柏市医療的ケア連絡会の設立
中期 (2015- 2017)	<ul style="list-style-type: none">● 相談体制の充実● 在宅生活を支える基盤整備● 就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域生活支援拠点の整備（2か所）▶ 柏市障害者差別解消支援地域協議会の設立▶ 医療・ケア体制の充実
後期 (2018- 2020)	<ul style="list-style-type: none">● 相談支援・権利擁護体制の充実● 地域生活を支える基盤整備● 就労支援体制の充実● 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">▶ 地域生活支援拠点の整備（2か所）及びネットワークの整備▶ 医ケアコーディネーターの配置

第6節 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、第2期障害者基本計画（第2期プラン）を策定した2004年度から障害福祉像を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」と定めています。

「みんなでつくる」には、市民や地域社会との協働と、当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」には、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

この障害福祉像に共生社会の実現への思いを込めて、各分野別計画に基づき地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、第3期計画でも基本理念として位置付け、第2期計画から継承したものを、引き続き本計画においても基本理念に位置付けます。

〔障害福祉像〕

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

(2) 基本方針

「基本理念」を実現するため、本計画の「基本方針」を次の2つとします。

〔基本理念〕 みんなでつくる

⇒ **〔基本方針1〕 共生社会の実現に向けた協働の促進**

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向けて取り組みます。

⇒ (柱1, 3)

〔基本理念〕 みんなで暮らせるまち

⇒ **〔基本方針2〕 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進**

誰もが生き生きとその人らしく、健やかに安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

⇒ (柱2, 4)

(3) 重点目標

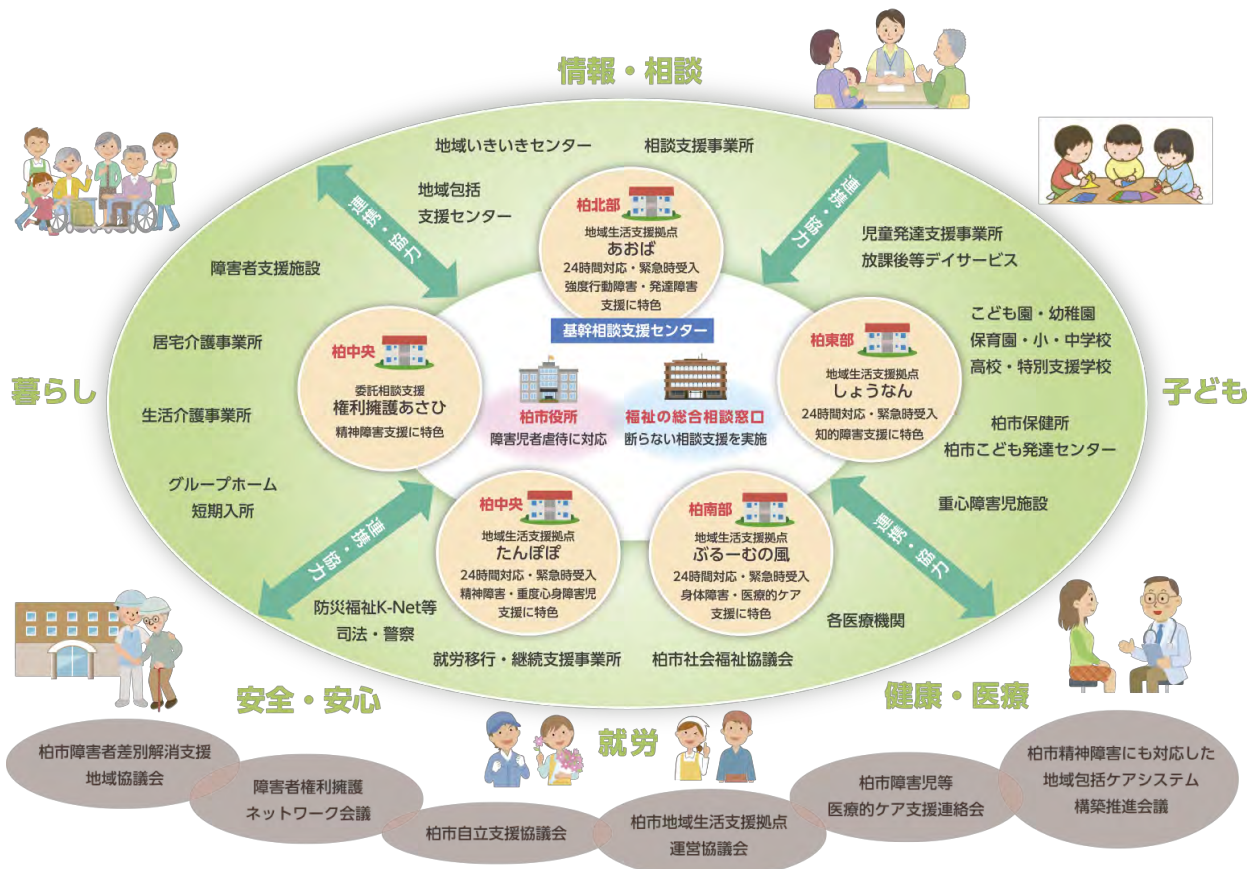
「基本方針」を推進するためには、各種事業を効率的かつ効果的に実施する必要があります。前計画においては、計画全体における目標として、地域生活支援拠点を計画的に配置し、循環した障害者支援体制「地域循環ネットワークシステム」の構築を「重点目標」と定め、前計画期間中に、全国に先駆けて地域生活支援拠点4か所を整備し、地域生活支援拠点を中心として障害者の暮らしの支援に取り組む「かしわネットワーク」を構築しました。

近年では、障害者手帳所持者の増加と併せて、高齢の親とひきこもりの子が同居する「8050問題」といった社会的課題への対応や障害者手帳取得まで至っていない方への支援等、多様化・複合化した課題に取り組む必要が生じてきており、今後はさまざまな地域資源を活用し、福祉全体を考えた包括的な支援体制を構築する必要があります。

本計画では、前計画で整備したネットワークに、教育福祉会館内に「断らない」相談窓口として設置された「福祉の総合相談窓口」の機能や他の地域資源を加え、重層的な支援体制を構築することで、障害者の地域生活を一体的に支える「かしわネットワーク」の深化・推進を図ることとし、これを重点目標と定めます。

〔重点目標〕

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの深化・推進

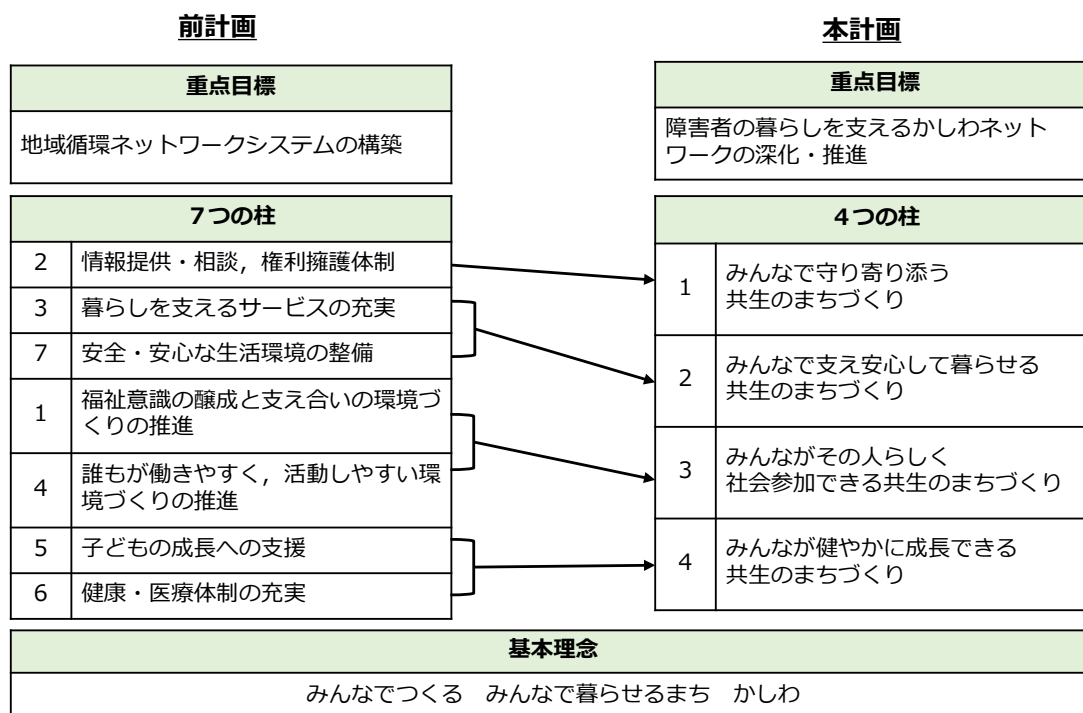


(4) 基本目標（4つの柱）

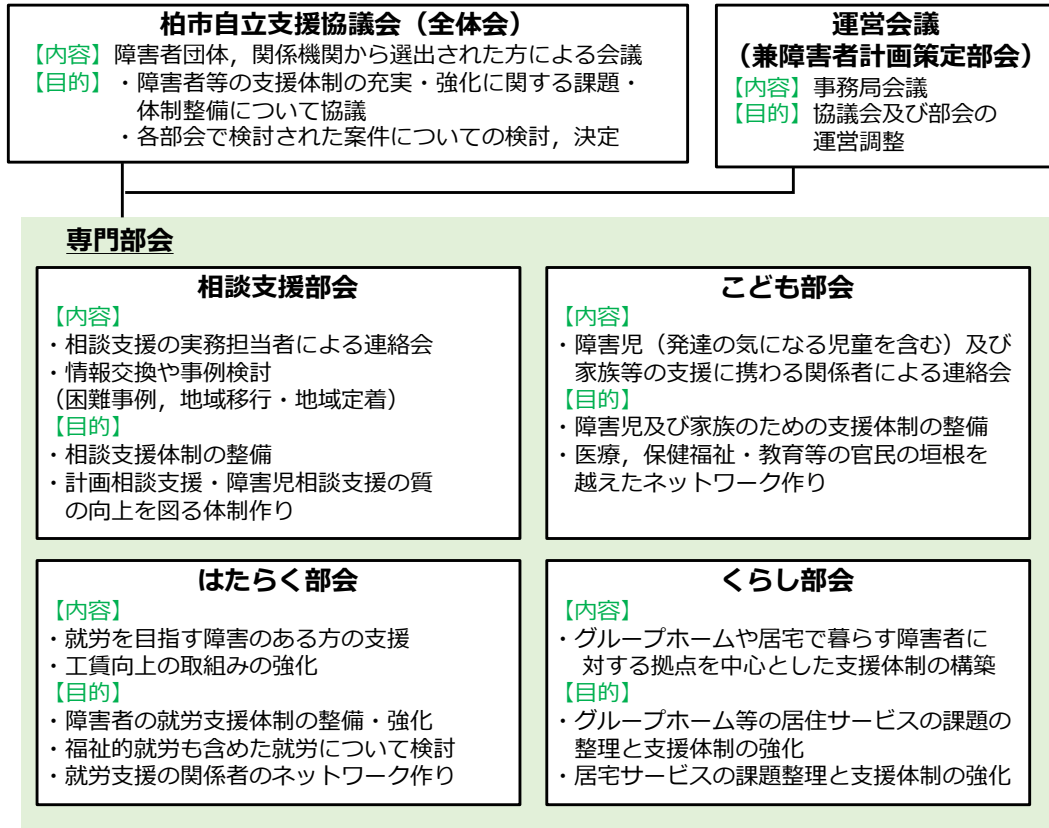
「重点目標」を達成するため、各種施策を整理して体系立て、「基本目標」を設定します。本計画では、各種施策を柏市自立支援協議会の各専門部会と関連付けて「基本目標（4つの柱）」として設定し、計画の推進体制を明確にしています。これまでの計画で7つの柱に内包されていた施策は、新たな4つの柱に再編成しました。

4つの柱		関連する会議体
柱1	みんなで守り寄り添う 共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会 ・権利擁護ネットワーク会議 ・障害者差別解消支援地域協議会 ・教育福祉会館運営協議会
柱2	みんなで支え安心して暮らせる 共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし部会 ・地域生活支援拠点運営協議会 ・教育福祉会館運営協議会
柱3	みんながその人らしく 社会参加できる共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・はたらく部会 ・教育福祉会館運営協議会
柱4	みんなが健やかに成長できる 共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・こども部会 ・障害児等医療的ケア支援連絡会 ・教育福祉会館運営協議会 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議

《前計画から本計画への施策の編成》



柏市自立支援協議会・専門部会・その他会議体



《その他会議体》

◆ 地域生活支援拠点運営協議会

柏市に暮らす障害者等が地域で安心して生活できる環境の推進を図り、柏市地域生活支援拠点の円滑かつ適正な推進について検討する。

◆ 権利擁護ネットワーク会議

障害者虐待防止のネットワークづくり、権利擁護に関する課題の整理、事業所関係者及び市民に対する研修・啓発活動を行う。

◆ 障害者差別解消支援地域協議会

2016年4月に差別解消法が施行されたことを受け設置。権利擁護と関連が深く、構成委員も重複が多いため、権利擁護ネットワーク会議と一体的に活動する。

◆ 障害児等医療的ケア支援連絡会

柏市における医療的ケアを要する障害児者（介護保険対象者を除く）の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図る。

◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議

医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育などが包括的に支援するシステムの構築を目指し協議する。

◆ 教育福祉会館運営協議会

教育福祉会館の運営に当たり教育分野と福祉分野が連携・協働できるよう、利用者団体を含めた運営協議会で事業内容や施設利用について協議し方針に反映する。

(5) 重点施策

市の課題、国の動向、市民や関係団体のニーズ等を踏まえて、基本目標とした4つの柱ごとに、重点的に取り組む事業を設定し、それらを重点施策として取組を進めていきます。

■ 重点的に取り組む事業

柱1 – 施策1「包括的相談支援体制の構築」

– 取組1「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」

- ◆ 障害者相談支援体制の強化〔取組1-① 41ページ〕

柱1 – 施策1「包括的相談支援体制の構築」 – 取組2「福祉の総合相談窓口の設置」

- ◆ 福祉の総合相談窓口の設置〔取組2-① 43ページ〕

柱2 – 施策1「暮らしを支える基盤整備」 – 取組1「地域生活を支える場の充実」

- ◆ 地域生活支援拠点と連携したネットワークの充実〔取組1-① 65ページ〕

柱2 – 施策1「暮らしを支える基盤整備」

– 取組2「高齢障害・重度障害に対応した居住環境の整備」

- ◆ 高齢障害者のニーズに対応した施設整備〔取組2-① 67ページ〕

柱3 – 施策1「就労支援の強化」 – 取組1「就労支援体制の充実」

- ◆ 障害者雇用の促進〔取組1-① 97ページ〕

柱3 – 施策2「拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進」

– 取組1「多様な社会参加・交流の場の拡充」

- ◆ 社会参加・就労支援の場としての教育福祉会館の活用〔取組1-① 103ページ〕
- ◆ 交流・居場所づくりとしての教育福祉会館の活用〔取組1-② 103ページ〕

柱4 – 施策3「医療・ケア体制の充実」 – 取組1「医療的ケア等の支援体制の充実」

- ◆ 医療的ケア等に係る相談支援や人材育成〔取組1-① 127ページ〕

柱4 – 施策3「医療・ケア体制の充実」

– 取組2「精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実」

- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〔取組2-① 129ページ〕

(6) 施策の体系

2021 年度～2023 年度（令和 3 年度～令和 5 年度）

ノーマライゼーションかしわプラン2021

基本理念

みんなのでつくる

みんなので暮らせるまち

かしわ

第 4 期柏市障害者基本計画（前期計画）

基本方針

- 1 共生社会の実現に向けた協働の促進
(柱 1, 3)
- 2 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進
(柱 2, 4)

第 6 期柏市障害福祉計画 第 2 期柏市障害児福祉計画

障害福祉サービスの目標(障害福祉計画)

<成果目標>

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<活動指標（障害福祉サービスの見込み）>

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援関連
- (5) 障害児福祉サービス
- (6) 発達障害者等に対する支援
- (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (8) 相談支援体制の充実・強化のための取組
- (9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

<地域生活支援事業の見込み>

- (1) 必須事業
- (2) その他の事業

重点目標

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの深化・推進

基本目標

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

- 施策1 包括的相談支援体制の構築（重点）
- 施策2 権利擁護体制の充実
- 施策3 情報提供の充実

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

- 施策1 暮らしを支える基盤整備（重点）
- 施策2 暮らしを支えるサービスの充実
- 施策3 安全・安心な生活環境の整備

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

- 施策1 就労支援の強化（重点）
- 施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進（重点）
- 施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

- 施策1 乳幼児期における支援の充実
- 施策2 学齢期における支援の充実
- 施策3 医療・ケア体制の充実（重点）

評価・進捗管理

第7節

計画の推進体制

(1) 計画の評価・見直し

■ 計画における PDCA サイクル

本計画では、「障害者基本計画」で定めた重点施策等の各取組の実施を図るとともに、「障害福祉計画」の基本指針に即して定めた提供体制の確保に係る「成果目標」、成果目標を達成するために障害福祉サービスの利用人数や利用日数等に係る各サービスの見込み量である「活動指標（障害福祉サービスの見込み）」及び地域生活支援事業の見込みの達成に向けて事業を実施していきます。

これらは PDCA サイクルの考え方に基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、ノーマライゼーションかしわプランの数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、随時、対応していきます。本市では柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会及び柏市自立支援協議会等が協議の場となります。

なお、協議における確認事項は次のとおりとなります。

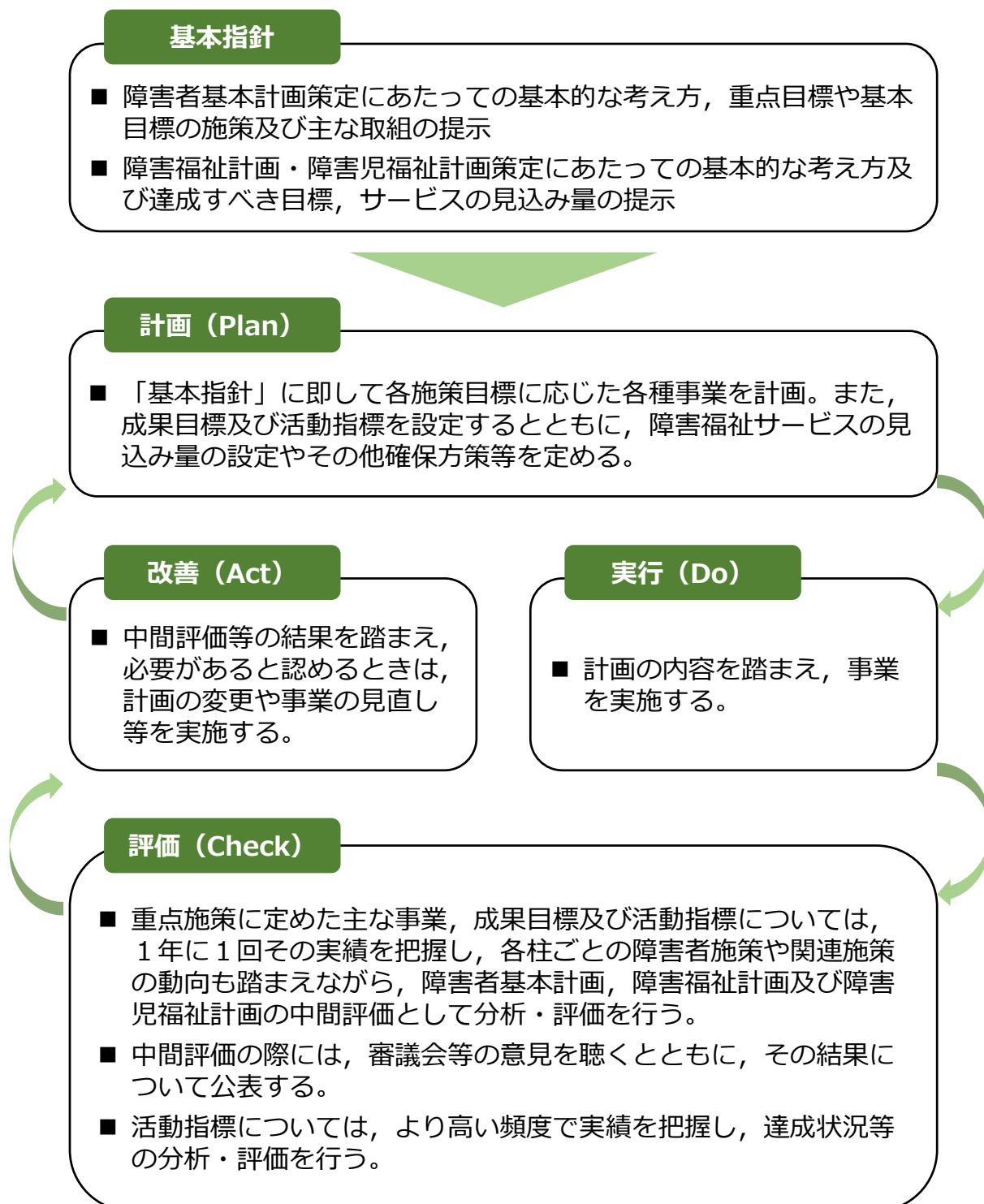
年度	確認事項
2021年度 (令和3年度)	・ ノーマライゼーションかしわプラン（2018年度～2020年度）の実績評価
2022年度	・ ノーマライゼーションかしわプラン（2021年度～2023年度）の進捗状況検証 ・ 次期計画策定のための基礎調査の実施
2023年度	・ ノーマライゼーションかしわプラン（2021年度～2023年度）の事業評価と数値指標評価 ・ 基礎調査等による課題・ニーズの検証

■ 点検・評価結果の反映

柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

その上で、PDCA サイクルのプロセスは、次のとおりとします。

《PDCA サイクルのプロセスのイメージ》



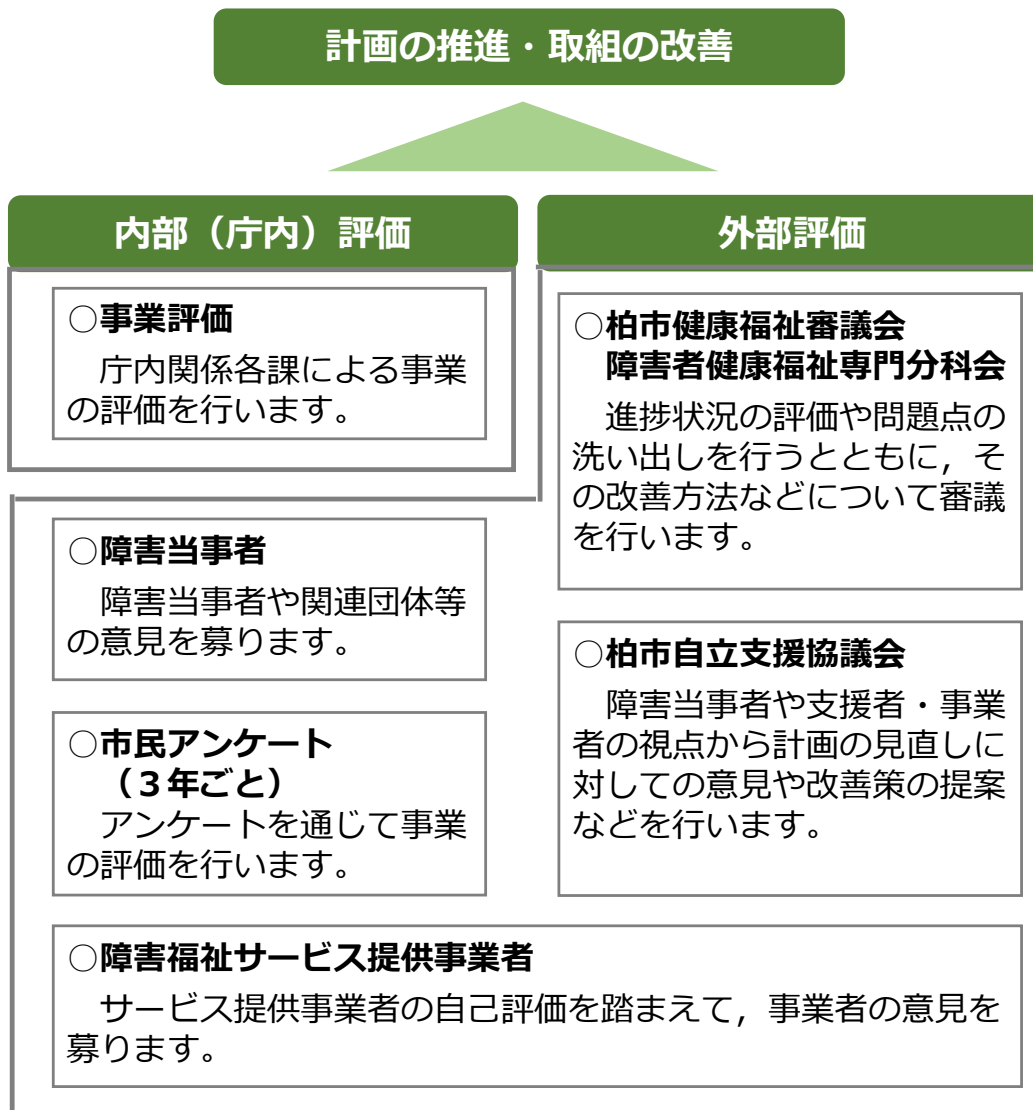
(2) 評価・進捗管理体制の確立

■ 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との間で、必要に応じ情報の共有や研修への参加等を通じて、連携を強化します。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。なお、内部評価及び外部評価を定期的実施し、事業の点検・評価を行いながら、推進体制の確保を図っていきます。

《評価・進捗管理体制》



■ 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、年代や障害特性に応じて多様な媒体を用いて、計画の周知を図ります。

また、市職員、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

■ サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。

第2章・各論

この章では、「相談」「暮らし」「就労・社会参加」「子ども・健康」の基本目標ごとに、施策をどのように展開していくかを示しています。

柱1	みんなで守り寄り添う共生のまちづくり.....	39
柱2	みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり	63
柱3	みんながその人らしく社会参加できる 共生のまちづくり	95
柱4	みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり	115

本市では、以下の施策体系に基づき、施策・事業等を進めます。

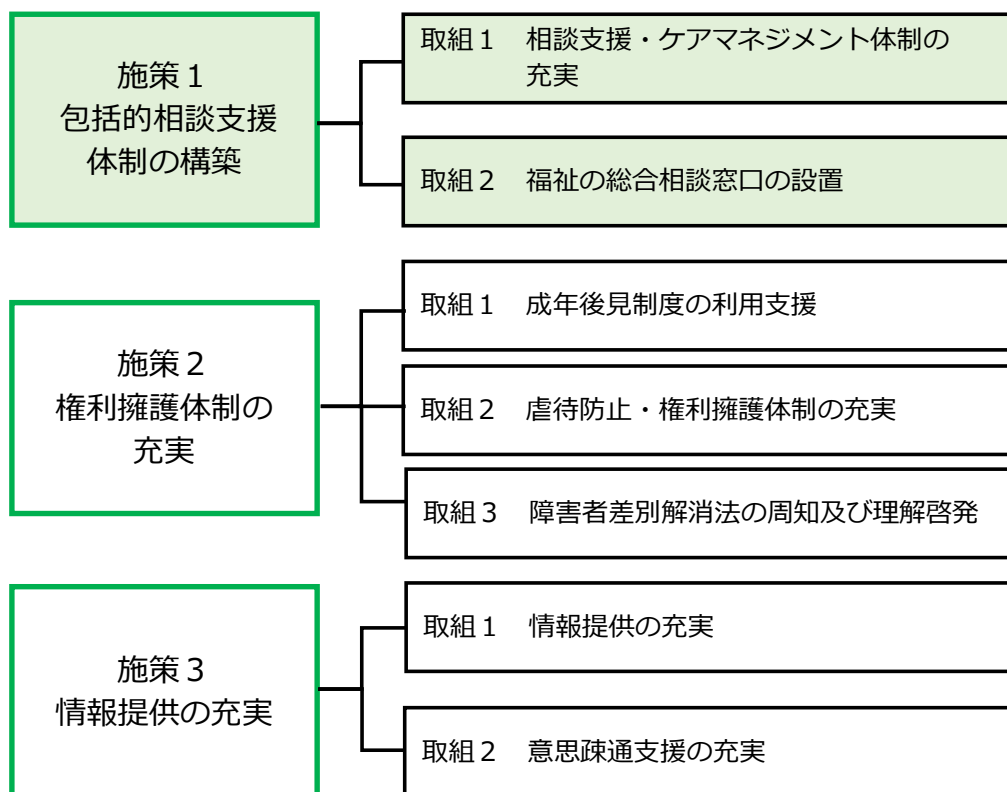
大施策【柱】	中施策【施策】	小施策【取組】
柱1 みんなで守り寄り添う 共生のまちづくり	1 包括的相談支援体制 の構築	1 相談支援・ケアマネジメント 体制の充実（重点）
		2 福祉の総合相談窓口の設置 （重点）
	2 権利擁護体制の充実	1 成年後見制度の利用支援
		2 虐待防止・権利擁護体制の充実
		3 障害者差別解消法の周知及び 理解啓発
	3 情報提供の充実	1 情報提供の充実
2 意思疎通支援の充実		
柱2 みんなで支え安心して 暮らせる 共生のまちづくり	1 暮らしを支える 基盤整備	1 地域生活を支える場の充実 （重点）
		2 高齢障害・重度障害に対応した 居住環境の整備（重点）
	2 暮らしを支える サービスの充実	1 訪問系サービスの支援
		2 日中活動系サービスの支援
	3 安全・安心な 生活環境の整備	1 災害や感染症、犯罪等から守る 体制の整備
		2 バリアフリー化等の推進
柱3 みんながその人らしく 社会参加できる 共生のまちづくり	1 就労支援の強化	1 就労支援体制の充実（重点）
		2 工賃向上の取組強化
	2 拠点機能の整備に よる社会参加活動・ 交流事業の推進	1 多様な社会参加・交流の場の 拡充（重点）
		2 学びの場の充実
	3 共生意識の醸成と 支え合いの 地域づくりの推進	1 共生意識の醸成
		2 協働による福祉活動の充実
柱4 みんなが健やかに 成長できる 共生のまちづくり	1 乳幼児期における 支援の充実	1 障害の早期発見から健やかな 成長のための療育支援の充実
		2 こども園・幼稚園・保育園等 への支援の強化
	2 学齢期における 支援の充実	1 インクルーシブ教育システムの 構築
		2 放課後等支援の充実
	3 医療・ケア体制の 充実	1 医療的ケア等の支援体制の充実 （重点）
		2 精神障害にも対応した支援及び 医療サービス等の充実（重点）

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

目指す姿

- 本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が身近な場所で専門的な知識を持った職員に対し気軽に相談できる支援体制の充実及び「断らない」相談支援体制の構築による、多様化・複合化する福祉課題解決を目指します。
- 意思決定が困難な方の日常生活や金銭管理を支援するとともに、障害者虐待の防止・早期発見に向けた体制を充実させ、障害者の権利を守ります。また、障害を理由とする差別のない社会を目指します。
- 障害者が、地域で共に暮らし、社会参加していくために、必要な情報を適切に得ることができ、またコミュニケーションに必要な支援を受けられる状態を目指します。

施策の体系



施策1 包括的相談支援体制の構築

現状と課題

■ 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

障害者のサービス利用計画を作成する相談支援事業所は近年増加傾向にありますが、アンケート調査では、相談機能の充実のために「身近な場所に相談できるところがある」「専門的な知識を持った職員がいる」との回答があげられています。

本市では、身近な相談支援に対応するため、相談支援事業所数の増加や、24時間相談対応の地域生活支援拠点を実地的かつ地域ごとに合計4か所整備し、専門性を備えた機関による相談支援を実施しています。

■ 福祉の総合相談窓口の設置

障害に係る悩みや相談は市役所・基幹相談支援センター・4か所の地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所で主に受け付けています。近年は障害福祉サービスの利用件数が増加し、障害者からの相談も内容が多様化かつ複合化してきています。また、障害が疑われるひきこもりの方への支援、障害児を育てている家庭の悩みなど、障害を取り巻く課題は多様化かつ複合化しており、こうした状況への対応強化が課題となっています。

施策の方針

- 身近な場所で相談を受け、相談のニーズに応じて適切な支援を提供するため、地域の相談支援・ケアマネジメント体制を充実させます。併せて、福祉サービスを必要とする方に適切なケアマネジメントを提供できるよう、相談支援専門員の確保や質を高めるための人材育成に取り組めます。
- 多様化・複合化する相談に対応するため、高齢、地域福祉、生活困窮者等の関係専門機関が横断する「断らない」相談支援に取り組む「福祉の総合相談窓口」を設置し、包括的相談支援を推進します。また、各専門支援機関のネットワークの構築を通じて、障害福祉の観点から地域全体で課題の解決に取り組めます。

取組

取組1 相談支援・ケアマネジメント体制の充実（重点）

必要とする全ての方の相談に対応するため、市役所、基幹相談支援センター、障害者相談支援コーディネーターを配置した地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所が中核となって、各指定相談支援事業所と連携し、地域で安心して相談支援サービスを利用できる環境づくりに取組めます。また、一人一人のニーズに応じたケアマネジメントの実施に向け、質の向上のため、相談支援専門員の増加や研修を通じた人材育成に取組み、地域で課題の解決に取組めます。

① 障害者相談支援体制の強化（重点）

体制づくりの中核となる基幹相談支援センター、地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所には、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職を配置することで、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を図り、地域で課題を解決できる相談支援・ケアマネジメント体制を整えます。

柏市自立支援協議会相談支援部会の運営を支援して、委託相談支援事業所同士の連携強化や地域とのネットワークの強化に取組めます。

また、障害福祉サービス、相談支援の機会を捉え、課題となっている精神障害者等の地域移行・地域定着支援について関係機関とのより一層の連携に取組めます。

主な事業：

- | | |
|----------------------|---------|
| 障害者相談支援・コーディネート事業 | （障害福祉課） |
| 地域生活支援拠点運営協議会の開催 | （障害福祉課） |
| 柏市自立支援協議会相談支援部会の運営支援 | （障害福祉課） |

関連事業

- | | |
|----------------------|---------|
| • 専門職の配置 | （障害福祉課） |
| • 地域移行支援・地域定着支援の利用促進 | （障害福祉課） |



24時間対応してくれる拠点が
地域ごとに4か所もあって、
コーディネーターも配置されているから
安心だわ。

② ケアマネジメントの実施強化

相談からサービス利用まで、一人一人が主体的に生活に関わるために持てる力を引き出す支援（エンパワメントの視点）を大切にしたケアマネジメントの充実に向けて、従事する相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図り、相談支援を必要とする人が利用できるような民間の体制の充実を図ります。

また、多様化する相談に対応できるよう、柏市自立支援協議会相談支援部会の研修などを通じて人材の養成を図ります。さらに、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の審査及び支給決定を行う行政職員の専門性の向上にも取り組めます。

主な事業：

相談支援事業所及び相談支援専門員増加の取組（障害福祉課）

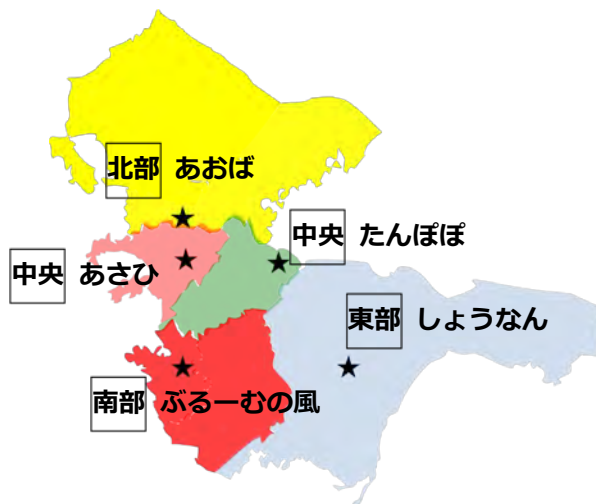
関連事業

- 柏市自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援（相談支援専門員の研修）（障害福祉課）
- 計画案審査及び支給決定を行う職員の相談支援専門員資格取得の促進（障害福祉課）

柏市における相談支援体制

障害者が身近な場所で相談できるようにするためには、地域における相談場所が増えることが重要です。それと併せて、相談を受ける側の資質を向上させる必要があります。

本市においては、各地域に整備された地域生活支援拠点等が中心となって、各地域の相談支援事業者や地域包括支援センターなどの相談支援専門員やケアマネージャーなどを対象に、地区別研修や人材交流を行うことで、地域における相談支援・ケアマネジメント体制を強化しています。



取組2 福祉の総合相談窓口の設置（重点）

各専門支援機関を横断する「断らない」相談支援に取組む「福祉の総合相談窓口」を教育福祉会館内に新たに設置し、地域生活支援拠点等とのネットワークを強化します。地域生活支援拠点等と福祉の総合相談窓口が、障害福祉に係る多様な相談を含め、多様化・複合化する福祉課題を受け止めるとともに、必要に応じて関係機関が連携して支援に取組みます。また、地域生活支援拠点や地域包括支援センター等を有機的に結び付け、分野横断で各専門支援機関の連携を支援し地域全体で複合的課題の解決に取組みます。

① 福祉の総合相談窓口の設置（重点）

相談の内容が多様化・複合化するなか、従来の支援の枠組みでは支援が届かない、支援の枠組みから零れ落ちてしまう障害者等を支援するため「断らない」相談支援に取組みます。具体的には、障害福祉・高齢者支援・地域福祉・保健所及び生活困窮者支援の各専門機関と行政の窓口が連携した「福祉の総合相談窓口」の設置により、包括的な相談支援体制を推進します。



〔教育福祉会館内に開設した福祉の総合相談窓口〕

主な事業：

教育福祉会館のリニューアルに伴う総合相談支援事業〈新規〉

包括的支援体制の構築事業〈新規〉

（福祉政策課，障害福祉課，地域包括支援課，生活支援課，保健予防課，地域保健課，子育て支援課，社会福祉協議会）

関連事業

- ・ 柏市地域生活支援センターにおける総合相談支援（生活支援課）
- ・ 総合相談事業・心配ごと相談事業（社会福祉協議会）
- ・ 地域活動拠点事業（社会福祉協議会）
- ・ 児童に関する相談（こども福祉課）
- ・ 児童の発達に関する相談（こども発達センター）
- ・ 就学相談（児童生徒課）
- ・ 専門職による精神保健福祉に関する相談支援（保健予防課，障害福祉課）
- ・ 難病相談支援事業（保健予防課）
- ・ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（地域保健課）

② 地域の相談支援機関との連携強化

複合的な課題の解決に地域全体で取組むため、各地域の相談支援の中心となる地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所が地域ごとに事業所とネットワークを強化する取組を支援します。他分野の各専門支援機関（地域包括支援センター、地域いきいきセンター、柏市地域生活支援センター等）との連携を支援します。

主な事業：

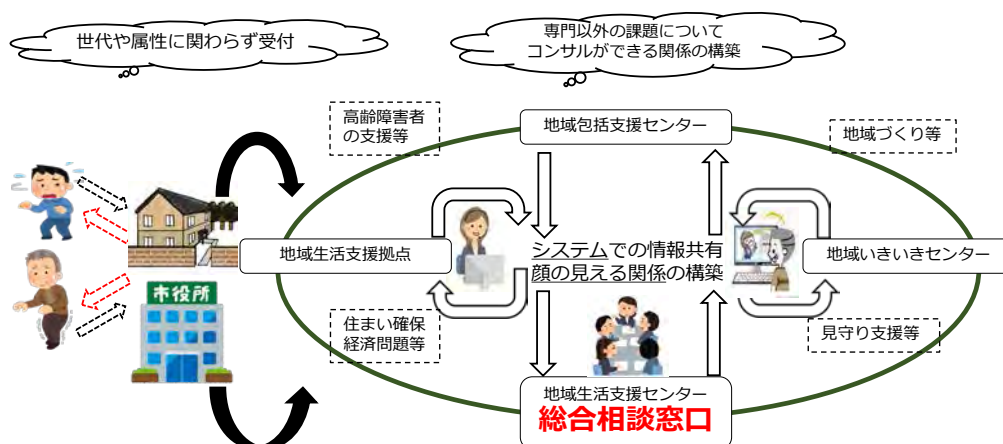
地域包括支援センターとのエリア会議＜新規＞ （障害福祉課）

障害者支援担当ケースワーカーの地区担当制＜新規＞ （障害福祉課）

「断らない」相談窓口

近年、障害に係る相談は本人のことだけではなく家族のこと（高齢化）や経済的なこと、就学・就労、医療や健康、ひきこもり等のさまざまな課題が関わっています。また、高齢者人口や障害者手帳所持者が年々増加していることから、福祉全体を考えた包括的な支援体制の構築が必要になっています。

そこで、本市では「断らない」相談窓口として、障害に限らずあらゆる相談を受け止め、関係機関と連携して支援する「福祉の総合相談窓口」を教育福祉会館内に設置しています。



施策2 権利擁護体制の充実

現状と課題

■ 成年後見制度の利用支援

本市ではこれまで、全ての障害者の権利が守られ、安心して地域生活を送ることができるよう、自己の判断のみによる意思決定や日常生活等が困難な方のための成年後見制度や日常生活自立支援事業の促進に取り組んできました。

しかしながら、親の高齢化や地域生活移行に伴い、地域で生活する障害者は増えている一方で、成年後見制度や日常生活自立支援事業は十分に活用されておらず、制度を利用しやすくするとともに、普及啓発を行うことが求められています。

■ 虐待防止・権利擁護体制の充実

障害者に対する虐待事例も後を絶たない状況です。関係機関の連携により、障害者に対する虐待の防止と早期発見・早期対応の体制を構築することが重要な課題となっています。

■ 障害者差別解消法の周知及び理解啓発

アンケート調査結果によると障害者差別解消法の認知度は依然低く、また差別を受けたり嫌な思いをする（した）ことがある人の割合は、児童で5割以上、成人で4割以上と高い結果でした。障害を理由とする差別解消に向けて関係機関の連携による取組の強化が必要です。

施策の方針

- 自己の判断のみによる意思決定が困難な方も、必要な支援を得ながら地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に取り組めます。
- 障害児者の命を守り育むため、障害者虐待防止センターを中心とした関係機関の連携強化や指定障害福祉サービス事業者に対する実地指導等に取り組む、虐待防止・早期発見・早期対応を図ります。
- 共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別解消のための改善策の検討や理解啓発に取り組めます。また、虐待防止についても養護者、障害福祉サービス事業者、市民の意識向上を図ります。

取組

取組 1 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要な障害者に対して、情報提供・成年後見人等の報酬に対する助成等の必要な支援を行い、制度をより利用しやすい環境を構築します。また、地域に成年後見の一次相談窓口を設置するとともに、市民後見人の育成を促進します。

体制の充実・強化にあたって、かしわ福祉権利擁護センターを運営する柏市社会福祉協議会と連携し、柏市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」との役割分担を図りながら自己選択や金銭管理等を支援します。

① 成年後見制度の利用促進

自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続に関する支援、申立費用や後見人への報酬助成などを実施します。「柏市における成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する報告書（2020年3月、柏市成年後見制度利用促進基本計画策定検討会の提言）」に基づき、より多くの方に成年後見制度を利用していただくため、柏市社会福祉協議会が設置する「かしわ福祉権利擁護センター」を成年後見制度利用促進法に規定される「中核機関」として位置付け、地域生活支援拠点などの相談機関との連携強化や成年後見一次相談窓口の設置に取り組めます。また、市民後見人として活動する市民の育成を促進します。

主な事業：

成年後見一次相談窓口の設置＜新規＞（障害福祉課）

関連事業

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| • かしわ福祉権利擁護センター事業 | （社会福祉協議会） |
| • 成年後見制度利用支援事業 | （障害福祉課，地域包括支援課） |
| • 市民後見人推進事業 | （障害福祉課，地域包括支援課，社会福祉協議会） |

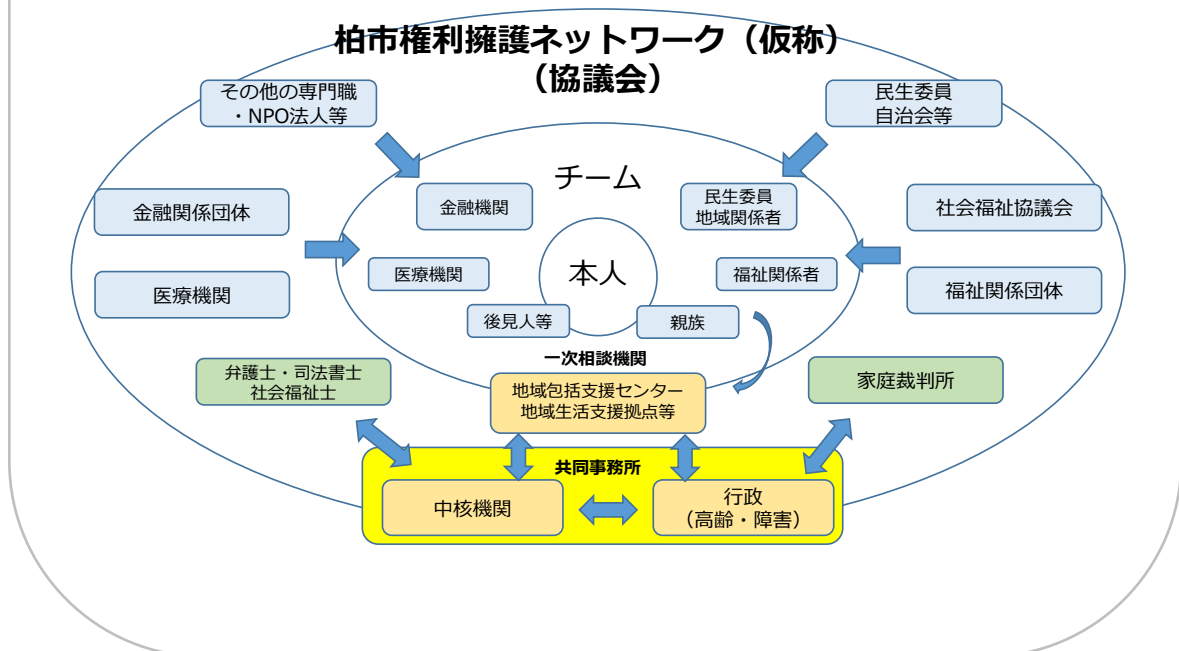
柏市における成年後見制度体制の充実

2021年度から、更なる成年後見利用の促進に向け、柏市社会福祉協議会に中核機関を設置します。

中核機関は、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの基本的な機能を有し、成年後見の利用促進に向け、さまざまな取組を行います。

また、地域の身近な相談窓口として、地域生活支援拠点及び地域包括支援センターが一次相談機関として相談対応を行います。

一次相談機関と中核機関、そして市役所が三位一体となり、成年後見制度の充実に努めます。



② 日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受けられない人のサービス利用、金銭の管理などに関するさまざまな相談や支援を行います。利用者の増加に対応していくため、生活支援員の確保に向けた取組も行います。

主な事業：

日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

取組 2 虐待防止・権利擁護体制の充実

障害児や障害者を守り育てるため、虐待の発生防止や早期発見・早期対応が可能な体制の整備を図ります。障害者虐待防止センターを中心とした関係機関の連携強化等に取り組む、虐待防止体制の充実に努めるとともに、指定障害福祉サービス事業者に対する実地指導を通じて権利擁護の確保に取り組めます。

① 虐待相談・権利擁護体制の充実

障害者虐待防止センターを中心に関係機関の連携を強化し、虐待相談・通報の受付、問題解決を図ります。また、相談事例のデータベース化による情報共有を図り、個々の事例に対して迅速かつきめ細やかに対応します。

主な事業：

柏市における権利擁護を支援する体制の構築<新規>

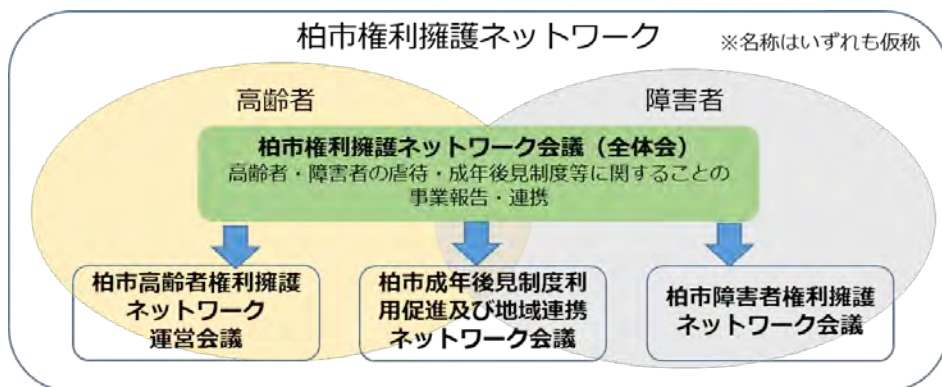
(地域包括支援課，社会福祉協議会，障害福祉課)

関連事業

- 緊急保護時医療費等助成金 (障害福祉課)
- 要保護児童対策地域協議会の開催 (こども福祉課)

柏市における権利擁護を支援する体制

本市における権利擁護支援の体制について、より効果的・効率的な連携体制を構築するため、2021年度から「柏市権利擁護ネットワーク(仮称)」を設置します。



② 虐待防止に関する啓発や研修等の実施

障害福祉サービス事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催するなど、虐待の防止と早期発見のための意識の向上を図ります。

また、障害者虐待の防止について、広報紙やホームページ等を通じて啓発を行っていきます。



〔虐待防止に関する
研修会風景〕

主な事業：

虐待防止に関する研修会の実施（障害福祉課）

関連事業

- ・ 広報紙やホームページによる啓発，周知（障害福祉課）

③ 指定障害福祉サービス事業者に対する監査体制の構築

指定障害福祉サービス事業者に対する実地指導において、事業所職員及び利用者に対し虐待の状況及び権利擁護意識の聞き取りを実施します。

主な事業：

指導監査の実施（障害福祉課）

障害者虐待防止の更なる推進

障害者に対する虐待を防止するため、国では、今まで努力義務となっていた虐待に関する内容を見直し、2022年度から義務化することとしています。

義務化

従業者への研修実施
（現行：努力義務）

義務化

虐待の防止等のための責任者の設置
（現行：努力義務）

義務化

虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（新規）

取組3 障害者差別解消法の周知及び理解啓発

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するための理解啓発に取り組むとともに、差別に関する相談に応じ、改善策を検討します。

① 障害者差別解消法に関する啓発や研修等の実施

障害者差別解消法について、啓発や研修を実施し、法の周知と差別解消への理解を深めます。差別に関する相談に対応するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、関係機関の連携を強化し、より良い改善策を検討します。

また、出前講座の実施等を通じて、障害者差別解消に関する普及啓発に取り組みます。

主な事業：

障害者差別解消支援地域協議会の開催（障害福祉課）

関連事業

- 市職員向け障害者差別解消研修（人事課）
- 教職員向け特別支援教育に関する研修（児童生徒課）
- 地域出前講座の実施（障害福祉課）

障害を理由とする差別の解消を目指す

障害者差別解消法が2016年4月1日に施行され、5年が経過しました。

現在は、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとって支え合う「心のバリアフリー」が推進されています。推進のためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。

● 「心のバリアフリー」を体現するためのポイント

障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

施策3 情報提供の充実

現状と課題

■ 情報提供の充実

本市ではこれまで、紙媒体やインターネットなど、多様な情報媒体を通じて、障害者と家族への情報提供を積極的に行ってきました。また、「広報かしわ」などの広報媒体についても、障害に配慮した情報提供に努めてきました。しかしながら、アンケート調査の自由意見では、特に障害福祉サービスに関する情報について、「よくわからない」「もっとわかりやすくしてほしい」といった意見が多く挙げられました。また、年代や障害の種類によって、文字の拡大やイラストの活用など、情報へのアクセスのために必要な配慮が異なるため、多様な角度からの合理的配慮の検討と提供が求められています。

■ 意思疎通支援の充実

意思疎通支援については、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、行政窓口への手話通訳者の設置を行うとともに、2014年度からは、千葉県と千葉市、船橋市と協力し、盲ろう者向けに通訳・介助員の派遣事業を行ってきました。今後も引き続き、各種意思疎通支援の利用促進と支援者の育成に取り組むとともに、ヒアリンググループの貸出・設置を行い、聴覚障害者などのスムーズなコミュニケーションを確保していきます。

施策の方針

- 障害福祉サービスに関する情報を含め、障害者と家族にとって必要な情報を、わかりやすく、適切に提供するための取組や合理的配慮の充実に図ります。
- 障害者のスムーズなコミュニケーションのために、意思疎通支援を推進し、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、ヒアリンググループの貸出・設置を実施します。また、意思疎通支援に携わる人材の育成に取り組めます。

取組

取組 1 情報提供の充実

紙媒体、インターネット、電話、ファックスなど多様な情報媒体を通じて積極的に情報提供を行います。また、柏市社会福祉協議会を始め、社会福祉法人、NPO 法人など、サービス提供事業者が多様化していることに伴い、これらの団体と連携を密にし、適切な情報受発信に努めます。さらに、障害者差別解消法の合理的配慮の理念に基づき、障害者に配慮した情報伝達を推進します。

① 情報提供の充実

障害者やその家族に迅速にわかりやすく、正確な情報を提供します。また、フェイスブックやツイッターなどを活用し、関係団体との情報受発信を密に行うよう努めていきます。

主な事業：

「障害福祉のしおり」の発行（障害福祉課）

関連事業

- ・ 団体・施設、事業所一覧の配布
- ・ 広報紙・インターネット等による多様な情報受発信
- ・ 地域福祉の情報紙「紙ひこうき」の発行
- ・ 柏市地域生活支援センターあいネット広報紙
「『じんけん』ぼん」の発行

(障害福祉課)

(障害福祉課、広報広聴課)

(社会福祉協議会)

(生活支援課)



〔障害福祉のしおり〕



〔紙ひこうき〕



〔『じんけん』ぼん〕

② 障害に配慮した情報提供の充実

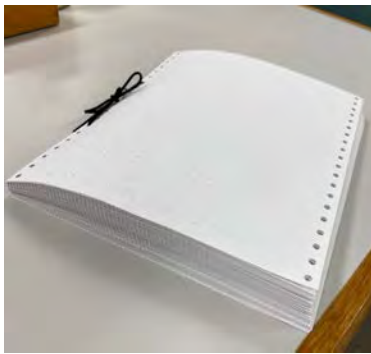
「広報かしわ」では障害者に配慮した紙面構成を目指すとともに、ホームページでも障害者に向けて迅速でわかりやすい情報を発信するウェブアクセシビリティに配慮したページづくりを行います。また、刊行物など障害に配慮した情報発信ルートを確保するとともに、専門的情報提供に従事する人材育成を図ります。

関連事業

- | | |
|------------------------|---------|
| ・ 障害者にも見やすい広報紙づくり | (広報広聴課) |
| ・ 障害者も情報の得やすいホームページづくり | (広報広聴課) |
| ・ 音声版等の活用 | (障害福祉課) |
| ・ 点字広報・声の広報の発行 | (障害福祉課) |
| ・ 点訳奉仕員、朗読奉仕員養成講座の開催 | (障害福祉課) |

点字広報・声の広報の発行

本市では、視覚障害者に「広報かしわ」など刊行物の情報を提供するため、点字や音声による広報を発行しています。



■ 8→120

みなさんは、上の数字が何を表しているかわかりますか？

実はこの数字、広報かしわ（8ページ）を点字広報（約120ページ）にした時のページ数の変化を表しています。左の写真が実際の実稿です。いかに私たちが視覚的に情報を得ているのかがわかります。

■ 「こうさいひ」とは？

「こうさいひ」と聞いて、みなさんなら何をイメージしますか？

おそらく多くの方が「交際費」を思い浮かべたと思います。しかし、市の債権に係る費用も「公債費」で、市の広報には出てくる言葉です。

では、2つの言葉を音声だけで区別してみてください。「箸」と「橋」ならアクセントで違いが伝わるかもしれませんが、「こうさいひ」は難しいですね。

点字による広報は「柏市点字サークル『いなほ会』」、音声による広報は「柏市朗読奉仕サークル」のボランティアの方々が発展してくれています。

取組 2 意思疎通支援の充実

障害者の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣などの意思疎通支援を推進します。また、意思疎通支援に携わる人材の育成を充実させます。

① 意思疎通支援事業の推進

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の支援を行います。また、手話通訳者と職員の連携強化等を通じて、市役所における円滑な窓口対応に努めます。

改修後の教育福祉会館内にはヒアリンググループや触図機能付き案内板を設置する等、情報保障に努めます。

主な事業：

手話通訳者・要約筆記者の派遣（障害福祉課）



〔手話通訳・要約筆記者対応窓口〕

関連事業

- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 (障害福祉課)
- ・ 窓口への手話通訳者の設置 (障害福祉課)
- ・ ヒアリンググループの貸出・設置 (障害福祉課)
- ・ 触図機能付き案内板の設置<新規> (障害福祉課)

② 意思疎通支援従事者の養成

養成講座を開催し、意思疎通支援に従事する人材を養成します。従事者数が比較的少ない要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員の認知度の向上に取り組めます。



〔手話通訳者養成講座〕

関連事業

- ・ 手話奉仕員養成講座の開催 (障害福祉課)
- ・ 手話通訳者・要約筆記者養成講座の開催 (障害福祉課)
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の開催 (障害福祉課)

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

(1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	相談支援体制の充実・強化等 <新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p158)
国の考え方	<p>① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</p> <p>②③④ 地域の相談支援体制の強化 地域における相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域における相談支援事業者の人材育成に対する支援件数の見込みを設定する。 地域における相談機関との連携強化の取組に係る実施回数を見込みを設定する。</p>
市の目標	<p>本市においては、「福祉の総合相談窓口」の設置を推進し、複合的な課題を抱えた障害者・家族に対し、障害福祉の観点から課題の解決に取り組めます。</p> <p>市内4か所の地域生活支援拠点と1か所の委託相談支援事業所において、相談支援事業所への訪問等による助言の活動を行っているほか、相談支援専門員の資質の向上のため柏市自立支援協議会相談支援連絡会や地域別の研修会を開催します。</p> <p>相談支援に携わる専門支援機関と市役所の間で定期的に連携会議を設け、課題の解決に取り組めます。活動指標値は、今年度までの実績を踏まえて設定します。</p>

サービス見込み量		第6期推計		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2023年度
《目標値①》総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	有	有	有
《目標値②》相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	100	100	100
《目標値③》相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	10	10	10
《目標値④》相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	19	19	19

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No.1	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p171)
事業種別	相談支援関連
概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 障害児相談支援 障害児通所支援利用者の障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 地域相談支援 《地域移行支援》障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。 《地域定着支援》施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。
提供見込み	<p>「計画相談支援」は、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を、「障害児相談支援」は障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。</p> <p>「地域移行支援」は、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行する人数を勘案し対象者数を見込んでいます。</p> <p>「地域定着支援」は、単身世帯の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者、地域定着支援の利用が見込まれる障害者を勘案し、対象者を見込んでいます。</p> <p>計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の量の確保と質の向上を図ります。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	人/月	485	446	574	622	671
障害児相談支援	人/月	192	130	178	192	205
地域移行支援	人/月	2	2	3	4	5
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	3

事業 No.2	総合的・専門的な相談支援<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p180)
事業種別	相談支援体制の充実・強化のための取組<新規>
概要と今後	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
提供見込み	本市においては、「福祉の総合相談窓口」の設置を推進し、複合的な課題を抱えた障害者・家族に対し、障害福祉の観点から課題の解決に取り組めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	-	-	有	有	有

事業 No.3	地域の相談支援体制の強化<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p181)
事業種別	相談支援体制の充実・強化のための取組<新規>
概要と今後	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の見込み及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
提供見込み	市内4か所の地域生活支援拠点と1か所の委託相談支援事業所において、相談支援事業所への訪問等による助言の活動を行うほか、資質の向上のため相談支援連絡会や地域別の研修会を開催します。専門支援機関と市役所の間で定期的に連携会議を設け、課題の解決に取り組めます。活動指標値は、今年度までの実績を踏まえて設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	-	-	100	100	100
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	-	-	10	10	10
相談機関との連携強化の取組の実施回数	件	-	-	19	19	19

事業 No. 4	相談支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p185）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	<p>障害児者やその家族などからの相談に適切に対応するために、地域生活支援拠点も含めた民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します（地域生活支援拠点では任意事業の「地域移行の安心生活支援」のコーディネート事業を活用して24時間の相談受付・コーディネートを実施します）。専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため、体制づくりの中心となる複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。</p> <p>また、障害者が安心して地域での生活を送れるよう、住宅入居の支援や後見制度の利用支援など、権利擁護を行うとともに、専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。</p>
提供見込み	<p>「障害者相談支援事業」は、市直営1か所と民間事業者への委託を併せて6か所で実施することにより、相談支援体制の拡充を図ります。また、複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。</p> <p>「相談支援機能強化事業」は、障害者相談支援事業を委託する民間事業者に対して行い、専門性の向上等、相談支援体制の質の向上を図ります。</p> <p>「住宅入居等支援事業」も、地域生活移行の推進の観点から利用しやすい体制を整備するため、相談支援機能強化事業の委託内容の中に含めて実施します。</p> <p>「障害児等療育支援事業」は、2016年度に開設した民間の児童発達センターに業務を一元的に委託し、必要なサービス量の提供に努めています。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害者相談支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター設置の有無	設置有無	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

事業 No. 5	成年後見制度利用支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p186）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害などにより生活上の判断が困難な方で、身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。
提供見込み	成年後見制度はこれまでの実績を踏まえ、各年度2人程度の利用者増加を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	6	8	10	12

事業 No. 6	成年後見制度法人後見支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p186）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。
提供見込み	将来的な権利擁護のニーズに対応するため、「法人後見支援事業」を実施し、適正に後見等の業務を行える法人や市民を確保します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

事業 No. 7	意思疎通支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p187）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のため，意思の疎通を図ることに支障がある障害者に，手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い，意思疎通の円滑化を図ります。
提供見込み	派遣事業は民間委託で実施します。障害福祉課内に設置手話通訳者が常駐し，窓口での手話通訳や，手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する受付も行います。 手話通訳者設置及び派遣の件数は，2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり，減少していますが，今後は需要が高まることが考えられるため，増加を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者設置事業	通訳者数	4	4	4	4	4
	相談件数/年	2,849	2,560	2,800	3,000	3,200
手話通訳者派遣事業	通訳者数	16	17	17	18	18
	派遣件数/年	705	563	700	720	740
要約筆記者派遣事業	筆記者数	16	19	19	21	21
	派遣件数/年	116	49	123	130	137

事業 No. 8	手話奉仕員養成研修事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p189）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。
提供見込み	年度により受講者数に変動があるため，過去の実績に基づき，横ばいで推移するものと見込みます。なお，2019年度は実施場所である教育福祉会館の耐震化等に伴い，基礎講座のみの実施であったため，減少しました。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者	32	10	35	35	35

事業 No.9	専門性の高い意思疎通支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p190）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。
提供見込み	各種養成研修事業は研修の量、内容の充実に努めます。 派遣事業は、毎年度一定の利用人数を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
要約筆記者養成研修事業	講習修了者	6	-	4	4	4
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業（広域派遣）	人/年	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業（広域派遣）	人/年	0	0	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	3	3	3	3	3

事業 No.10	点字・声の広報等発行事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p192）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	視覚障害者向けに「点字・声の広報」の発行を行います。
提供見込み	点字広報は点字を読める方の数が増えないことから、横ばいの推移を見込みます。声の広報についても、これまでの実績から一定の利用があるものとして、毎年度85件前後の横ばいで推移するものと見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
点字広報発行事業	発行部/月	26	24	20	20	20
声の広報発行事業	発行部/月	89	84	85	85	85

事業 No.11	奉仕員養成・研修事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p192）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	点訳奉仕員，朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。
提供見込み	2019年度は教育福祉会館の耐震化等に伴い，場所の確保が困難なことから，2018年度に点訳奉仕員養成・研修事業のみ実施しました。朗読奉仕員養成・研修事業は3年に1回実施するため，第6期計画期間中は2021年度に実施予定です。

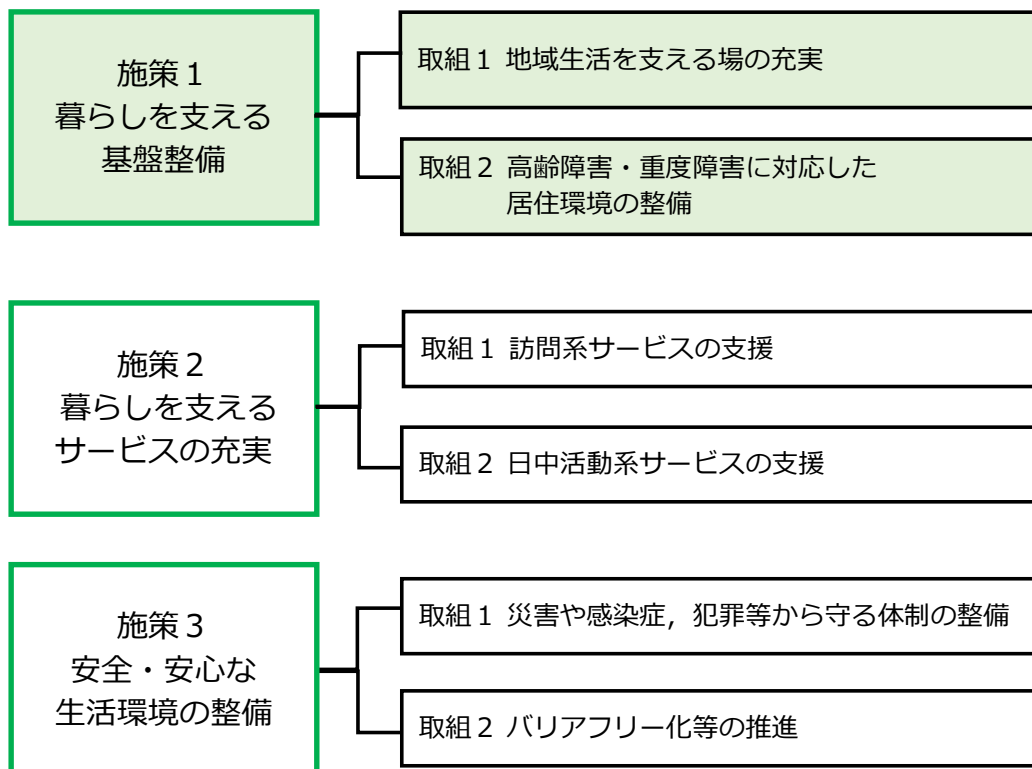
サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
点訳奉仕員養成・研修事業	人/年	15	-	15	15	15
朗読奉仕員養成・研修事業	人/年	-	-	20	-	-

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

目指す姿

- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、市内に整備した地域生活支援拠点と連携して地域ネットワークの充実を図るとともに、課題となっている精神障害者の地域移行を推進し、地域生活を支える場の充実に取組みます。また、高齢障害者や重度の身体障害者、医療的ケア者等を支える基盤整備を進めていきます。
- 一人一人の状況に応じた在宅生活や日中活動、健康維持のための支援が提供され、障害者が地域や社会と関わりながら生活を送ることができる状態を目指します。
- 障害者が住み慣れた地域で安全・安心な生活ができるよう、災害・感染症等の緊急時対応や防犯体制の充実を図ります。また、誰もが安全で利用しやすい福祉のまちをつくりま

施策の体系



施策1 暮らしを支える基盤整備

現状と課題

■ 地域生活を支える場の充実

本市では、障害者が地域で安心して生活できるよう、これまでに「地域生活支援拠点」を4か所開設し、障害者や家族からの24時間相談受付、緊急時の対応、居住体験の場等を包括的に支援する体制を整えてきました。また、グループホームを計画的に整備、拡充し、障害者の地域生活を支える居住環境の整備を進めてきました。

アンケート調査結果では、障害者やその家族の高齢化に伴って「親亡き後への不安」を訴える意見が多数寄せられていることから、今後もこれまで整備してきた地域生活支援拠点と連携した暮らしを支える場の充実が必要です。

■ 高齢障害・重度障害に対応した居住環境の整備

障害者の高齢化が進む中、地域で暮らし続けることに対する不安が少しでも軽減されるよう、また、不足する重度障害者に対応したグループホームの拡充等、地域で安心して暮らし続けるための基盤整備が求められています。



施策の方針

- 地域生活支援拠点と連携して既存の地域資源を有機的に結び付けネットワーク化するとともに、地域移行支援・地域定着支援を活用し、地域での暮らしを支援する場の充実に取組みます。
- グループホーム等を中心とした施設の整備や生活基盤の支援に取組み、高齢障害者や重度障害者に対応した暮らしの場を整備します。

取組

取組1 地域生活を支える場の充実（重点）

障害者が地域で安心して暮らせるようにするため、これまで市内4か所に整備した地域生活支援拠点を地域ごとの中核拠点と位置付け、各地域の地域包括支援センター等の専門支援機関との連携を取りながらあらゆる地域資源のネットワークを深化・推進します。また、病院や施設から地域へ移行できるよう、地域移行・地域定着の利用を推進します。

① 地域生活支援拠点と連携したネットワークの充実（重点）

24時間相談受付・緊急一時対応・レスパイト・体験の場まで一貫した機能を持つ地域生活支援拠点と連携し地域ごとのネットワークを充実させ、障害者が地域で安心して暮らせる体制を推進します。

主な事業：

地域生活支援拠点運営協議会の開催〔再掲〕（障害福祉課）

包括的相談体制構築に向けた会議の開催<新規>

（福祉政策課，障害福祉課，生活支援課）

関連事業

- ・ 成年後見一次相談窓口の設置<新規>〔再掲〕（障害福祉課）

地域生活支援拠点

国では、地域での障害者の暮らしを支えるため、地域生活支援拠点を整備することを重点施策と掲げ、市町村に整備を求めてきました。第6期障害福祉計画においても、現在も未整備の市町村があることから、「2023年度末までに1つ以上の地域生活支援拠点の確保」が成果目標に掲げられています。

本市では、全国に先駆けて、第5期障害福祉計画が終わる2020年度までに4か所の地域生活支援拠点を各地域に整備し、国のモデル事例としても取上げられ、他市町村からの視察対応もしています。



あおば



しょうなん



ふるむの風



たんぼぼ

② 地域移行・地域定着の推進

障害者支援施設の入所者や精神科病院の長期入院患者及び触法者等が、地域生活へ移行し継続して暮らし続けられるようにするため、住まいの確保や、障害福祉サービスの地域生活支援及び地域定着支援の利用推進を図ります。



特に精神障害者の地域移行に向けては、研修会の開催、ピアサポーターの紹介による当事者支援の枠組み等、支援の充実を図ります。

主な事業：

地域移行支援・地域定着支援の利用促進〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- 柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議の開催（保健予防課，障害福祉課）
- 自立生活援助（障害福祉課）

ピアサポーターとは

ピアサポーターとは、障害者自身が自らの体験に基づき、他の障害者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動（ピアサポート）を行う方たちのことをいいます。

障害を持ちながらも地域で活動しているピアサポーターの存在は、近年課題となっている障害者の地域移行・地域定着を促進するに当たって、施設に入所していたり、長期入院していたりする障害者の地域生活への不安を軽減することが期待されています。



取組2 高齢障害・重度障害に対応した居住環境の整備（重点）

高齢化や障害の重度化に直面しても地域で暮らし続けたいというニーズは今後増えていくと見込まれることから、高齢障害者や重度の身体障害等にも対応できる、グループホーム等を中心とした施設の整備や生活基盤の支援に取り組めます。

① 高齢障害者のニーズに対応した施設整備（重点）

知的障害者を中心に利用している市北部に立地する柏市立青和園は高齢化や地域のさまざまなニーズに対応するため現地での建替えによるバリアフリー化を検討するとともに、北部圏域の新たな地域生活支援拠点としての機能の付加を検討していきます。また、事業所数が増えない等課題があるものの、65歳のサービス移行にあわせ、介護保険と障害福祉のサービスが利用可能な共生型サービスの整備についても検討し、推進していきます。

主な事業：

柏市立青和園の整備事業<新規>（障害福祉課）

共生型サービスの整備（障害福祉課）

青和園及び共生型サービス

柏市立青和園は、1974年に知的障害者通施設として開設され、市内の知的障害の方々と共に園芸、陶芸、内職等のさまざまな作業を行い、本市の障害者支援の中核を担ってまいりました。一方、開設から40年経ち、建物の老朽化に加え利用者の高齢化も徐々に進み、バリアフリーの観点からも利用しにくい施設となっています。現在市内には50か所余りの通所施設がありますが、その多くは中軽度の方々のための施設であり、高齢障害者については介護デイサービスと障害サービスを組み合わせた共生型サービスがありますが、重度障害者、高齢障害者のための施設はまだ不足しています。

これらのことから、未来の青和園は、重度、身体障害、高齢化に対応できるバリアフリーの設備やこれからの地域生活に必要な相談支援、短期入所の機能を持つ新たな施設への建替えが必要と考え、今後さらに議論を進めていきます。



建物の老朽化（陶芸室）



バリアフリーではない建物の内部

② 重度障害にも対応したグループホームなどへの支援

障害者の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた住まいの場として、グループホーム等の運営や拡充のための支援を行います。特に市内で不足する重度の身体障害者や医療的ケアが必要な方等に対応したグループホームの拡充など、地域の実情に応じた整備を進めていきます。

主な事業：

共同生活援助（グループホーム）の整備（障害福祉課）

障害福祉サービス施設等改造等補助（障害福祉課）

関連事業

- ・ 知的障害者生活ホームのグループホームへの移行支援（障害福祉課）
- ・ グループホーム家賃補助事業（障害福祉課）
- ・ グループホーム運営費補助（障害福祉課）

③ 自宅など居住環境の改善への支援

障害者が安心して在宅生活を送ることができるよう、住宅の居室・浴室・トイレ・玄関・階段などの改修に係る費用を居宅生活動作補助用具で助成するとともに、介護用ベッド等の福祉用具購入を助成します。助成対象品目については、国や県の動向に合わせて、見直します。

主な事業：

居宅生活動作補助用具(住宅改修)費の助成・福祉用具購入の助成（障害福祉課）

日常生活用具の助成（障害福祉課）



施策2 暮らしを支えるサービスの充実

現状と課題

■ 訪問系サービスの支援

アンケート調査結果では、将来暮らしたい場所として、全年代で「自宅（家族や親族と同居）」が最多でした（児童：67.1ポイント、成人：61.5ポイント、高齢者：64.8ポイント）。また、親亡き後や高齢になっても住み慣れた地域や自宅で暮らしを継続するため、福祉サービスの充実を求める意見も多く挙げられています。多様なニーズに応じつつ居宅サービスの充実が課題です。また、暮らしを支える各サービスが持続的に提供されるようにするために、指導監査や適正な利用推進によりサービスの質の担保も重要です。

■ 日中活動系サービスの支援

ヒアリング調査等から、日中に通う場としての通所施設の拡充を求める意見も挙げられています。在宅及び日中活動サービスのニーズや利用動向を評価し、必要なサービスが適正に利用されるよう提供体制の整備が重要です。



施策の方針

- 住み慣れた地域や住宅における障害者の自立した生活を支援・促進するため、在宅生活を送るためのサービスの充実を図ります。また、福祉サービスの質を担保するための指導監査を実施します。
- 一人一人のニーズに対応した社会参加や自立を支援するため、日中活動系サービスの充実に取組みます。また、在宅で暮らす障害者の緊急時等の対応の充実を図ります。

取組

取組 1 訪問系サービスの支援

障害者が住み慣れた地域や住宅で自立した生活を送ることができるよう、居宅（在宅）において提供されるサービスの充実を図るとともに、障害者の外出に必要な支援の充実を図ります。また、それらのサービスが適切に提供されるよう、事業者に対する適切な指導を行います。



① 在宅の福祉サービスの充実

ホームヘルパー（居宅介護、重度訪問介護）や訪問入浴サービス、自立生活援助を利用して障害者が自立した生活を送れるようにするため、必要としている方が適切に利用できるよう、サービスの充実や周知を図ります。

併せて、人材の確保や事業者の参入の促進に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行い、サービスの質の確保・向上を図ります。

主な事業：

ホームヘルパー（居宅介護・重度訪問介護）及び訪問入浴サービス（障害福祉課）
福祉の仕事相談会（障害福祉課）

関連事業

- 自立生活援助〔再掲〕（障害福祉課）
- 指導監査の実施〔再掲〕（障害福祉課）
- 喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成（障害福祉課）



② 外出支援の提供

屋外での移動が困難な障害者に対してガイドヘルパー（移動支援，同行援護，行動援護）により社会生活上必要な外出や，余暇活動等の社会参加としての外出を支援するとともに，学校通学・施設通所時の移動支援実施など，国の報酬改定状況を踏まえ，支給サービスの見直しを検討します。

また，障害者の社会参加を促進するために，公共交通機関利用時等の負担の軽減を図ります。



主な事業：

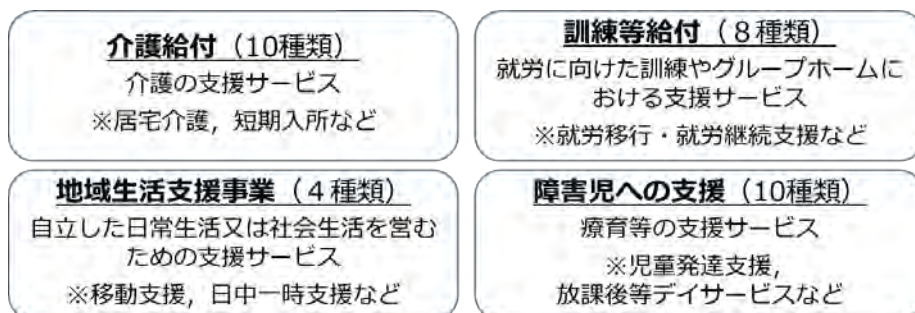
ガイドヘルパー（移動支援・同行援護・行動援護）による支援（障害福祉課）
福祉タクシー料金助成事業（障害福祉課）

関連事業

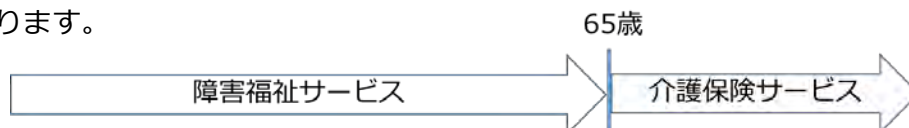
- ・ 移動支援における通学・通所支援（障害福祉課）
- ・ 移動サービス「こらくだくん」の実施（社会福祉協議会）
- ・ 福祉有償運送運転講習会の開催（社会福祉協議会）
- ・ 自家用自動車燃料費助成事業（障害福祉課）
- ・ 施設通所交通費助成事業（障害福祉課）
- ・ 自動車運転免許取得・改造費助成事業（障害福祉課）

障害福祉サービスとは

障害福祉のサービスは，大きく4つに分類できます。



また，65歳に到達すると，原則として介護保険サービスの利用に移行することになります。



取組 2 日中活動系サービスの支援

通所施設や地域活動支援センター等において、個々の特性に応じた日中活動系サービスを提供できるよう、体制整備を図ります。また、緊急時や休息が必要な方が必要な時に利用できるよう、短期入所や日中一時支援の充実に取組みます。

① 多様な日中活動系サービスの提供

在宅での生活を支援するため、障害の特性に応じた日中活動サービスが適切に利用できるように体制整備を図ります。地域活動支援センターは障害福祉サービスの通所にはない機能や役割を持つ施設として位置付け、成人障害者のデイサービスの機能、通所が安定しない利用者やひきこもりの方に対する支援も提供します。

また、家族のニーズとして強い、日中の一時預かりの場となる日中一時支援や短期入所の整備が必要であり、重度の障害がある方にも対応できるようなサービスの整備も求められています。65歳到達に伴って介護保険サービスの利用に移行した場合にもサービスを利用し続けられるよう、共生型サービスの整備と活用を推進します。



〔朋生園での作業風景〕

主な事業：

日中活動系サービス（生活介護・療養介護・自立訓練）の提供	（障害福祉課）
一時預かりを行うサービス（短期入所・日中一時支援）の提供	（障害福祉課）
共生型サービスの整備〔再掲〕	（障害福祉課）

関連事業

- | | |
|----------------------|---------|
| • 地域活動支援センターによる支援の提供 | （障害福祉課） |
| • 指導監査の実施〔再掲〕 | （障害福祉課） |

② 緊急時対応やレスパイトの受入体制の強化

地域生活支援拠点と連携して、家族介護者の病気・出産・事故等の際に一時的に障害者の介護を引き受ける緊急一時支援や、親元からの自立のための体験、介護者の休息（レスパイト）のために、短期入所、日中一時支援を提供します。必要な方が必要な時に利用できるよう、短期入所を始めとする事業所の充実に取組みます。

主な事業：

短期入所（宿泊を伴う）、日中一時支援（宿泊を伴わない）による緊急時対応、体験、レスパイト等の支援（障害福祉課）

関連事業

- 在宅障害者一時介護委託料の助成（障害福祉課）

③ グループホーム等支援ワーカーの設置検討

近年、指定事業所数が増加している共同生活援助（グループホーム）は障害者が日々を暮らす主要な居場所であり、そのサービスの質の確保が課題となります。グループホームで働く職員に対する研修や利用者への支援を通じて運営を支援するグループホーム等支援ワーカーについて、本市において必要とされる機能や設置の在り方を中心に柏市自立支援協議会くらし部会で引き続き検討を行います。



主な事業：

グループホーム等支援ワーカーの設置検討〈新規〉（障害福祉課）

施策3 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

■ 災害や感染症、犯罪等から守る体制の整備

2019年の台風15号、19号による被害を受け、電力や水の確保など、地域における防災拠点の在り方が大きな課題となっており、地震だけでなく、風水害等のさまざまな災害に対応できるような体制整備や情報提供手段の見直しが求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染防止策と新たな日常への対応を講じなければなりません。

本市では、柏市防災福祉K-Netを主軸とした要配慮者の支援体制の構築を進めており、災害発生時に障害者等の安否確認や避難支援に地域の協力を得られるよう、平常時から町会等へ避難行動要支援者の情報提供を進めています。しかしアンケート調査によれば、災害時に近所に助けを求められる人がいないと回答した人は6割程度で、そのうち、自分一人で避難できない人が4割以上、児童では8割を超えています。今後は、福祉避難所の体制強化や、災害の種類に応じた防災対策や避難のマニュアル整備等を進めていく必要があります。

■ バリアフリー化等の推進

本市では、「柏市バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー化を推進してきましたが、アンケート調査では、バリアフリー化に向け注力してほしいこととして、道路の整備や公共機関の整備を求める意見が多くありました。障害者だけでなく、誰もが利用しやすいような都市基盤や交通の在り方が引き続き課題です。

施策の方針

- 台風などの風水害、地震や感染症の拡大等の緊急事態に対し、障害者が速やかに対応できるような支援体制の構築を図るとともに、緊急時への備えを進めます。また、日常においては、障害者とその家族が安全に暮らせるよう、安全・安心なまちづくりを推進し、地域の防犯体制を強化します。
- 障害者、高齢者、子どもなど、誰もが安全で利用しやすいまちとなるよう、都市基盤施設や公共交通におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、市民の日常の移動や社会参加を支援するため、公共交通の利便性を高めます。

取組

取組1 災害や感染症、犯罪等から守る体制の整備

緊急時に、障害者が周囲の支援を受けながら速やかに対応できるよう、対策の充実を図ります。緊急時への備えとして柏市防災福祉 K-Net を中心とした支援体制の強化に取り組むとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードなど災害時に活用できるツールの積極的な活用を促進します。また、災害時の障害に配慮した避難所の整備等、障害者が安心して過ごせる体制整備に努めます。さらに、障害者を犯罪から守る体制の整備にも取り組めます。

① 緊急時への備えの強化

災害時に安否確認等が必要な避難行動要支援者の支援体制を構築するため「柏市防災福祉 K-Net」を推進できるよう、町会から避難行動要支援者名簿の受領に関する同意が得られるよう取組んでいきます。また、町会での防災活動（自主防災組織）との連携を検討します。

風水害や地震といった災害の種類に応じた防災対策や避難方法の確認等、障害種別にあわせたマニュアルの作成を検討します。また、ヘルプカードの災害時の活用や緊急通報システムの利用を促します。



〔ヘルプマーク・カード〕

主な事業：

柏市防災福祉 K-Net	(福祉政策課, 防災安全課)
避難行動要支援者名簿の整備・活用	(福祉政策課, 防災安全課)
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	(障害福祉課)

関連事業

・ 災害時障害者支援ハンドブックの配布	(障害福祉課)
・ ファックス119・NET119	(指揮統制課)
・ かしわメール配信サービスやツイッターによる情報発信	(防災安全課, 広報広聴課)
・ 災害時あんしんマップ	(防災安全課)
・ 救急医療情報キットの配布	(福祉政策課)

② 災害時における支援体制の整備

避難所でパニック等を起こさずに安心して過ごせるよう、災害発生時には一次避難所を開設し、状況に応じ要配慮者を対象とした二次避難所（福祉避難所）を開設します。非常用自家発電の整備を進めるほか、一次避難所においては障害者へ配慮を行います。

また、障害者の情報保障のため、各避難所において聴覚障害者への情報支援策としてホワイトボードなどの配備を進めるとともに、各拠点への手話通訳者や要約筆記者の派遣や、聴覚障害者に対する災害情報のファックス配信等を行います。

主な事業：

二次的避難所（福祉避難所）の設置	（防災安全課，障害福祉課）
非常用自家発電の整備＜新規＞	（障害福祉課）

関連事業

- | | |
|------------------------|---------|
| • 一次避難所におけるホワイトボードの設置等 | （防災安全課） |
| • 災害時における意思疎通支援者の派遣 | （障害福祉課） |
| • 聴覚障害者への災害情報ファックス配信 | （障害福祉課） |
| • 災害対応用の物資の備蓄 | （防災安全課） |

③ 感染症に対応する体制の整備

2020年1月に発生した新型コロナウイルス感染症によって、市内在住の障害当事者や家族、市内の障害福祉事業所等において、さまざまな対策を講じているところです。本市では、感染症の拡大防止のため、障害者やサービス事業者の感染防護に必要な衛生資材の備蓄を進めます。万が一、本人や家族等が感染してしまった場合の療養する人材・場所の確保や事業所への支援策を検討します。

また、障害福祉事業所等でクラスター（集団感染）が発生した場合は、保健所等の関係機関と連携・協力し、迅速に対応していきます。

なお、これらの事業は国の緊急対策の動向を踏まえて、見直しを図っていきます。

主な事業：

障害者の療養場所の確保＜新規＞	（障害福祉課）
感染防護用の物資の備蓄＜新規＞	（障害福祉課）
サービス事業所への支援＜新規＞	（障害福祉課）

④ 障害者を犯罪から守る体制の整備

障害者を始め、地域住民が犯罪被害に遭わないよう、防犯体制を強化します。また、消費者被害の発生を防止するため、消費生活（悪質商法含む）に関する相談を実施するとともに、各地域で活動する消費生活コーディネーター等と連携し、消費者講座や啓発活動を通して情報を発信します。



〔サポカー〕

主な事業：

犯罪発生マップの配布（防災安全課）

消費生活相談（消費生活センター）

関連事業

- ・ 不審者情報等のメール配信（防災安全課）
- ・ 市民安全パトロール隊事業（サポカー）による地域巡回（防災安全課）
- ・ 消費者教育（消費生活センター）

災害や感染症への対応

近年、自然災害や感染症の発生により、これらの対応への関心が高くなっています。

2019年に発生した台風15号及び19号は、各地で大きな被害をもたらしましたが、特に台風15号が通過した千葉県南部では倒木等によって長期間の停電になったことで、電源の確保が必要な医療的ケア児者の支援をどのようにするかの課題が生じました。また、地震だけではなく、ここ数年の気候の変化による台風や大雨といった災害への対応も必要です。

また、2020年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言が発令される等、日々の生活が大きく制限される状況になりました。県内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所では、大規模感染（クラスター）が発生する等、その対応に追われるとともに、障害福祉サービスを利用する障害者もサービスの利用を休止する等、障害児者の生活にも影響を及ぼしています。

感染症や災害は社会的弱者である障害児者に影響があるため、障害当事者、事業者、行政等が連携・協力して、自助・共助・公助・互助の視点で防災に関する体制を整備することが必要です。



取組2 バリアフリー化等の推進

障害者、高齢者、子どもなど、誰もが安全で、使いやすいまちづくりを目指して、道路や交通施設などの都市基盤施設や公共交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進します。

① 障害者に配慮した都市基盤の整備

障害者や高齢者など、誰もが利用しやすい道路、建築物、公園、交通施設となるよう、都市基盤施設の整備に努めます。

また、安全な歩行空間を確保するため、無許可の立て看板の撤去や、路上に設置・陳列されている看板や商品の撤去指導、歩行の妨げとなる放置自転車等の防止に取り組めます。

主な事業：

「福祉のまちづくり」基準の適合指導（障害福祉課、建築指導課）



〔ユニバーサルトイレ〕

関連事業

- | | |
|-----------------------|---------------|
| • 安心して利用できる公園の整備及び管理 | (公園緑政課、公園管理課) |
| • 交通安全対策 | (道路保全課) |
| • 柏市バリアフリー基本構想 | (都市計画課) |
| • 市営駐輪場の「思いやりスペース」の設置 | (交通施設課) |
| • 安心して通行できる道路・歩行空間の整備 | (道路整備課) |
| • 学校施設のバリアフリー整備 | (学校施設課) |
| • ユニバーサルトイレの普及 | (障害福祉課、地域支援課) |
| • 歩行の妨げとなる違法物対策 | (道路総務課) |
| • 放置自転車対策事業 | (交通施設課) |

② 公共交通のバリアフリー化と利便性の確保

障害者や高齢者など、誰もが公共交通機関を利用しやすくするため、交通事業者と連携を図りながら、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。



また、公共交通機関の状況から配慮が必要な地域において、身体の不自由な方を含め市民の日常移動手段を確保することを目的として、かしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」を運行します。

主な事業：

バリアフリー化設備等整備事業（交通政策課）

関連事業

- ・ 鉄道駅のバリアフリー整備 (交通政策課)
- ・ かしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」 (交通政策課)

オストメイトトイレ

オストメイトトイレとは、オストメイトの方（人工肛門や人工膀胱を保有する方）が、排泄物の処理等がしやすいような設備が設置されたトイレのことをいいます。オストメイトの方は、身体内部に障害があるため、排泄をうまく行うことができず、ストマと呼ばれる装具によって、その機能を代替しています。

本市では、改修後の教育福祉会館にストマを入れたロッカーが設置されているほか、小・中学校や公園、近隣センターなど、新設もしくは改修を行う公共施設を中心にオストメイトトイレの整備を進めております。詳しい設置場所については、市のホームページで公開しておりますので、市のホームページにアクセスいただき、「オストメイトトイレ」で検索してみてください。



←教育福祉会館に設置されている
ストマを入れたロッカー

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

（1）基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p149)
国の考え方	<p>① 施設入所者の地域生活への移行 2023年度末における地域生活に移行する者の目標値を2019年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>② 施設入所者の削減 2023年度末の施設入所者数を2019年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</p>
市の目標	<p>本市では、2006年度から2019年度の間延べ57人(年平均4.4人)が地域生活へ移行していますが、国の傾向と同様に移行対象者が少なくなっており、2006年度から2013年度までの45人(年平均5.6人)に比べ、2013年度以降は12人(年平均2人)と減少しています。</p> <p>国の指針では2019年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としていますが、入所者の高齢化に伴い地域生活への移行は困難となることから、入所者本人や家族の意向を確認し地域生活への移行ありきとならないようにするため、実情に応じて2人(1%)に設定します。</p> <p>併せて、2019年度末時点での施設入所者数は過去3年間で12人減少していますが、2023年度末時点の施設入所者数は新規入所者を加味しても、1人減(0.5%)の186人とします。</p>

成果目標		
項目	数値	考え方
2019年度末時点施設入所者数	187人	2019年度末時点施設入所者数
《目標値①》2023年度末までに地域生活に移行する施設入所者数	2人 (1.0%)	施設入所から自宅やグループホーム等に移行する人数
2023年度末時点施設入所者数	186人	2023年度末時点の施設入所者数
《目標値②》削減見込み(削減率)	1人 (0.5%)	差し引き減少見込み数

事業 No. 2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p153)
国の考え方	地域生活支援拠点等について、2023年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
市の目標	本市においては、2019年度末までに地域生活支援拠点4か所を面的・機能別に整備を行っています。今後は、地域性への配慮やさまざまな障害に対する支援体制を整備するため、年1回を目途に、各地域生活支援拠点等の運用状況の評価を行い、その結果を柏市自立支援協議会に報告します。

項目	数値	考え方
《目標値》地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回/年	障害者の特性や地域性等を考慮しつつ、利用の実態を把握し、運用状況を検証及び検討する機会を設けます。

事業 No.3	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p160)
国の考え方	<p>① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。</p> <p>② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。</p> <p>③ 指導監査結果の関係市町村との共有 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。</p>
市の目標	本市においては、県が主催する虐待防止・権利擁護・障害支援区分認定調査員に係る研修等幅広いテーマの研修に参加しています。障害者自立支援審査支払等システムを確認し、請求の過誤が多くみられた場合は集団指導の場で説明しており、必要とされる体制を確保しています。事業者を対象とした指導監査を通じて、課題が見つければ必要に応じ県と情報共有を行っているほか、県・関係市との連絡会議を開催しさまざまな課題について情報共有を図ります。活動指標値の設定については、これまで実績を踏まえ設定していますが、「各サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数」については、指導監査の結果、課題が発見された場合に適切に対応する方針であることから、回数は設定していません。

成果目標に関連する主な活動指標				
項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や県が市職員に対して実施する研修への参加人数	人	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	回	1	1	1
各サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数	回	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No.1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p162)
事業種別	訪問系サービス
概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 重度訪問介護 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 同行援護 視覚障害者（児）が移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 行動援護 知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 重度障害者等包括支援 介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
指標の説明	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問系合計	人/月	552	564	625	649	672
	時間/月	20,277	22,327	25,171	26,627	28,059
居宅介護	人/月	433	448	498	518	537
	時間/月	10,391	10,446	11,952	12,432	12,888
重度訪問介護	人/月	24	32	36	39	42
	時間/月	7,774	10,299	11,520	12,480	13,440
同行援護	人/月	83	79	81	81	81
	時間/月	1,948	1,478	1,539	1,539	1,539
行動援護	人/月	12	5	10	11	12
	時間/月	164	104	160	176	192
重度障害者等包括支援	人/月	-	-	0	0	0
	時間/月	-	-	0	0	0

事業 No.2	生活介護（第3章 障害福祉計画 ⇒ p164）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
指標の説明	提供事業所の増加により、年度ごとに2%の利用者の増加を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月19日利用するものとして算出しています。生活介護を提供する事業者は増加しており、今後も引き続き事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
生活介護	人/月	592	623	638	653	665
	人日/月	11,639	11,081	12,122	12,407	12,635

事業 No.3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）（第3章 障害福祉計画 ⇒ p164）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	<p>機能訓練は、身体障害者を対象に理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p> <p>生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。</p>
指標の説明	<p>機能訓練は、市内に提供事業所はなく、第1期計画以降は1～2人の実績で推移しているため、第6期計画でも1人の利用を見込みます。</p> <p>生活訓練は、14人程度を見込んでいます。利用日数については、過去の実績から機能訓練は1人あたり月18日、生活訓練は1人あたり月16日で算出しています。機能訓練は市内に提供事業所がないことから、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	1	1	1	1
	人日/月	28	18	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人/月	8	14	14	14	14
	人日/月	108	205	224	224	224

事業 No. 4	療養介護（第3章 障害福祉計画 ⇒ p167）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
指標の説明	27人の利用で推移すると見込みます。引き続き、同事業の利用が必要な障害者が円滑にサービスを受けることができるよう、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
療養介護	人/月	25	28	27	27	27

事業 No. 5	短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型） （第3章 障害福祉計画 ⇒ p168）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	自宅で介護する人の病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排泄又は食事の介護等を提供します。
指標の説明	短期入所は緊急時に備えて申請しているケースも多いため、支給決定を受けても実際に利用せずに済む人も多く見受けられます。年度ごとに福祉型は7%前後、医療型は1人の利用者の増加を見込んでいます。 利用日数については、過去の実績から福祉型は1人あたり月5日、医療型は1人あたり月4日で算出しています。既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所へも支援を行うことなどにより、提供体制の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
短期入所（福祉型）	人/月	162	164	195	209	222
	人日/月	987	769	975	1,045	1,110
短期入所（医療型）	人/月	8	0	3	4	5
	人日/月	31	0	12	16	20

事業 No. 6	自立生活援助（第3章 障害福祉計画 ⇒ p169）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	定期的に利用者の居宅を訪問し、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。
提供見込み	国の指針における対象者は、施設や病院から地域移行した障害者や、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者であり、地域定着支援とほぼ同じため、地域定着支援と同数の利用を想定します。2018年度から始まったサービスのため、提供事業所数が増えるように引き続き働きかけを行います。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	2	3

事業 No. 7	共同生活援助（グループホーム）（第3章 障害福祉計画 ⇒ p169）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
提供見込み	共同生活援助は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後の利用者は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに6%前後の利用者の増加を見込んでいます。 提供体制の確保にあたっては、グループホームの立ち上げに必要な支援を行うとともに、運営費の補助を行うことで、新規開設を促進します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	261	295	338	362	385

事業 No. 8	施設入所支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p170）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
提供見込み	施設入所支援は、2023年度までに2019年度末の実績（187人）の0.5%以上の人数を減らすことを目標としているため、2023年度の利用者を186人と見込みます。障害者が安心して施設を退所することができるよう、共同生活援助や訪問系サービスの充実を図ります。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設入所支援	人/月	193	187	187	187	186

事業 No. 9	地域生活支援拠点<新規>（第3章 障害福祉計画 ⇒ p170）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を行います。
提供見込み	本市においては、2019年度末までに地域生活支援拠点4か所を面的・機能別に整備を行っています。今後は、地域性への配慮やさまざまな障害に対する支援体制を整備するため、年1回を目途に、各地域生活支援拠点等の運用状況の評価を行い、その結果を柏市自立支援協議会に報告します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	-	-	1	1	1

事業 No.10	〔再掲〕計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p171)
事業種別	相談支援関連
概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 障害児相談支援 障害児通所支援利用者の障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 地域相談支援 《地域移行支援》 障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。 《地域定着支援》 施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。
提供見込み	<p>「計画相談支援」は、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を、「障害児相談支援」は障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。</p> <p>「地域移行支援」は、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行する人数を勘案し対象者数を見込んでいます。</p> <p>「地域定着支援」は、単身世帯の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者、地域定着支援の利用が見込まれる障害者を勘案し、対象者を見込んでいます。</p> <p>計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の量の確保と質の向上を図ります。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	人/月	485	446	574	622	671
障害児相談支援	人/月	192	130	178	192	205
地域移行支援	人/月	2	2	3	4	5
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	3

事業 No.11	保健，医療及び福祉関係者による協議の場<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p178)
事業種別	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
概要と今後	<p>全ての障害福祉圏域ごとに保健，医療，福祉の関係者による協議の場を設置し，協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる，保健，医療，福祉，介護，当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては，精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる，協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p>
提供見込み	<p>本市では，「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」として関係者の協議の場を定期的を開催し，地域課題の分析等を行っています。今後も市内医療機関等関係機関と連携を図ることにより，退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p> <p>開催回数及び参加者数はこれまでの実績を踏まえ設定しているほか，目標設定及び評価については地域課題等の分析を通じ今後の事業の目標を定めており，柏市自立支援協議会の場で経過を報告すること等により検討を深めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	回	-	7	7	7	7
参加者数	人	-	197	173	173	173
目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	1	1	1

事業 No.12	精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p179)
事業種別	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
概要と今後	現に各サービスを利用している精神障害者の人数, 精神障害者等のニーズ, 入院中の精神障害者のうち各サービスの利用が見込まれる方の人数等を勘案して, 利用者数の見込みを設定する。
提供見込み	現在の地域移行支援/地域定着支援/共同生活援助/自立生活援助の利用が見込まれる方の人数等を勘案して, 精神障害者等のサービス利用見込みを設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
精神障害者の地域移行支援	人/月	-	-	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人/月	-	-	1	1	2
精神障害者の共同生活援助	人/月	-	-	2	4	6
精神障害者の自立生活援助	人/月	-	-	1	1	2

事業 No.13	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p182)
事業種別	障害福祉サービスの質を向上させるための取組<新規>
概要と今後	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
提供見込み	本市においては, 県が主催する虐待防止・権利擁護・障害支援区分認定調査員に係る研修等幅広いテーマの研修に参加していますので, これまでの実績を踏まえて見込量を設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
参加人数	人	-	-	20	20	20

事業 No.14	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p182)
事業種別	障害福祉サービスの質を向上させるための取組<新規>
概要と今後	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
提供見込み	障害者自立支援審査支払等システムを確認し、請求の過誤が多くみられた場合は集団指導の場で説明しており、必要とされる体制を確保しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
体制	有無	-	-	有	有	有
実施回数	回	-	-	1	1	1

事業 No.15	指導監査結果の関係市町村との共有<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p183)
事業種別	障害福祉サービスの質を向上させるための取組<新規>
概要と今後	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
提供見込み	事業者を対象とした指導監査を通じて、課題が見つければ必要に応じ県や関係市と情報共有を行っているほか、県・関係市との連絡会議を毎年開催しさまざまな課題について情報共有を行っています。指導監査の結果、課題が発見された場合に適切に対応する方針であることから、回数は設定していません。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
体制	有無	-	-	有	有	有
共有回数	回	-	-	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施

事業 No.16	日常生活用具給付等事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p188）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	<p>障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具や訓練用具 例）特殊寝台，特殊マット，訓練用ベッド 自立生活支援用具：入浴，調理，移動など生活の自立を支援する用具 例）入浴補助用具，移動支援用具，聴覚障害者用屋内信号装置 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具 例）電気式痰吸引器，盲人用体温計 情報・意思疎通支援用具：情報収集，情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例）ファックス，人工喉頭，点字器 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する衛生用具 例）ストマ用装具，紙おむつ 住宅改修費：居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 例）手すり設置
提供見込み	これまでの実績に基づき、「排泄管理支援用具」は今後増加する見込みですが、そのほかの日常生活用具については、概ね横ばいで推移すると見込まれます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
介護・訓練支援用具	件/年	25	23	23	23	23
自立生活支援用具	件/年	62	43	48	48	48
在宅療養等支援用具	件/年	47	49	48	48	48
情報・意思疎通支援用具	件/年	55	42	49	49	49
排泄管理支援用具	件/年	720	741	767	783	797
住宅改修費	件/年	13	5	8	8	8

事業 No.17	移動支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p189）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
提供見込み	障害者の社会参加を促進する観点から、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も、過去の実績から1人あたり月15時間として、利用者増に伴い増加を見込んでいます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
移動支援事業	人/月	328	309	333	340	347
	時間/月	4,563	3,944	4,995	5,100	5,205

事業 No.18	地域活動支援センター機能強化事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p190）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。
提供見込み	実施か所数及び利用者数は、現状を維持する見込みですが、就労継続支援事業等の障害福祉サービスへの移行を積極的に支援します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域活動支援センター事業	実施か所(市内)	7	6	6	6	6
	実施か所(市外)	6	5	6	6	6
	人/月(市内)	168	197	190	190	190
	人/月(市外)	14	13	13	13	13

事業 No.19	日中一時支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p191）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
提供見込み	地域生活の移行推進に伴い、日中活動の場の確保、家族支援の観点から利用者数が増加するものと見込みます。また、増加する利用者に対応できるように、提供する事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
日中一時支援事業	人/月	324	308	343	349	355
	人日/月	1,412	1,335	1,543	1,570	1,597

事業 No.20	訪問入浴サービス事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p191）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	重度の身体障害者に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
提供見込み	利用者数は年度ごとに1人程度の利用者数の増加を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問入浴サービス事業	人/月	33	33	34	35	36
	人日/月	194	190	226	241	255

事業 No.21	障害者グループホーム入居者家賃助成事業 （第3章 障害福祉計画 ⇒ p193）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	グループホームなどに入居する障害者のうち、市民税が非課税の方に対して家賃を助成します。
提供見込み	グループホーム入所者数は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに6%前後の利用者の増加を見込んでいます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
入居者家賃助成事業	人/月	195	217	230	244	259

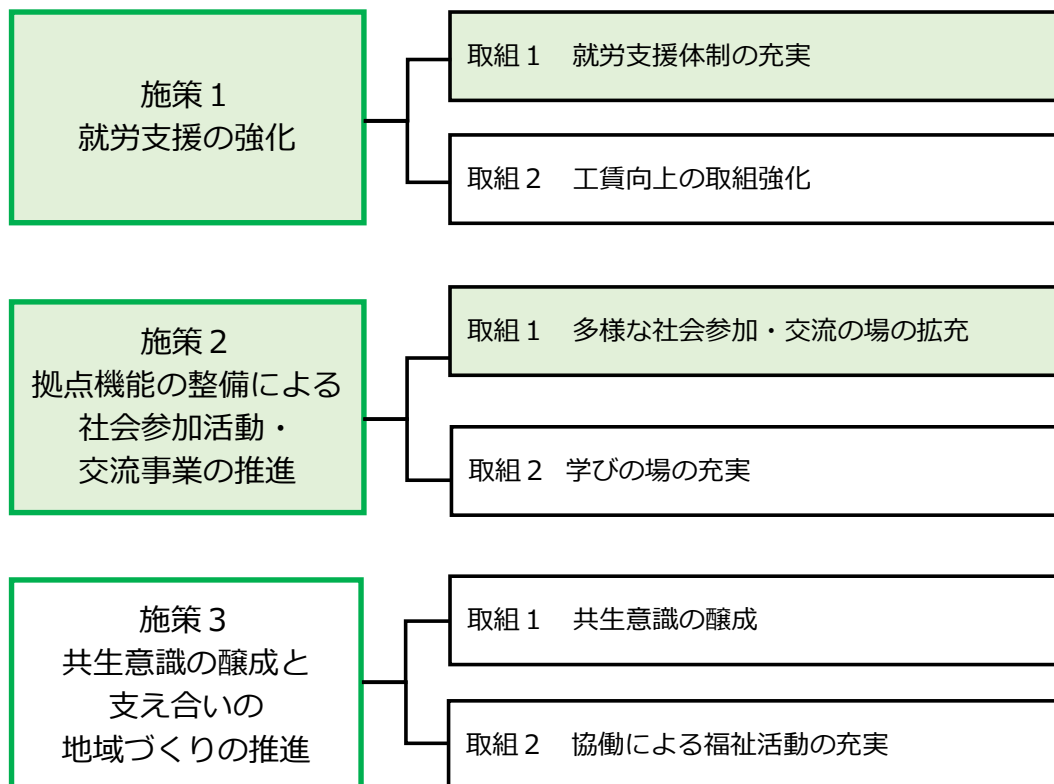
柱3

みんながその人らしく社会参加できる 共生のまちづくり

目指す姿

- 障害者が自立しその人らしく地域で生き生きとした生活をしていくために、一人一人が状況に応じ希望する場所で働き続けられるよう就労支援体制の充実を図ります。また、工賃向上の取組を強化し、障害者が安心して働ける環境を目指します。
- 障害の有無にかかわらず、その人らしく社会参加できる多様な場づくりを進めていきます。また、スポーツ・文化芸術活動や生涯学習活動への参加を促進し、障害者が地域でつながり、支え合いながら暮らすことができる共生社会の実現を目指します。
- 障害への理解を深めるための啓発・交流、福祉教育の充実により共生意識を醸成します。また、ボランティア活動の推進や障害関係団体との連携を強化し、障害者が地域とつながり、支え合いや協働により暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

施策の体系



施策1 就労支援の強化

現状と課題

■ 就労支援体制の充実

障害者雇用を促進するため、これまでにさまざまな就労支援を実施してきました。2018年の障害者雇用率の引上げに伴って法定雇用率の算定に精神障害者も加わり、それらの雇用が大幅に伸びました。しかしながら、精神障害者の職場定着率は身体・知的・発達障害者と比較して低く、本人の状況や障害特性に応じた配慮や支援が求められており、障害の内容にかかわらず本人が安心して働ける環境整備や相談支援が必要です。

障害者自身の就労ニーズは依然高い状況にあり、障害者雇用率が2021年3月より現行の2.2%から2.3%へ引上げられたことから、本人の適性に応じた就労訓練の実施や就労定着支援の質の向上、行政や企業においては障害者雇用の更なる推進と理解促進を進めていく必要があります。

■ 工賃向上の取組強化

工賃向上の取組強化について、本市の就労系事業所においては、年々通所者への工賃支給額が上昇していますが、全国及び県内平均額と比較すると低い傾向にあります。

更なる工賃向上を目指すためには、障害者優先調達推進法を推進し、官公庁からの物品や役務等の発注の拡大を図るとともに、就労系事業所による新商品の開発や販売力向上等について支援をしていく必要があります。



施策の方針

- さまざまな就労支援機関や雇用関係機関等が連携・協力して、多様な障害者の就労ニーズに対応した切れ目のない就労支援体制を充実させ、就労訓練や就労定着支援の質の向上により、障害者雇用を促進します。
- 工賃向上の取組を強化し、通所する障害者が安心して働ける福祉的就労の場の充実を図ります。

取組

取組1 就労支援体制の充実（重点）

多様な障害者等のニーズに対応するため、障害者就業・生活支援センター等を始めとした関係機関との連携を通じて、更なる就労支援体制の充実を図り、障害者雇用を促進するとともに、ジョブコーチ⁴派遣事業等を活用し、職場定着支援を充実させます。併せて、チャレンジオフィスの充実や合同企業説明会の開催等を通じて、行政や企業による障害者雇用を推進します。

① 障害者雇用の促進（重点）

官民が連携し、就労相談や職業能力評価、就労訓練や就職活動支援、職場定着支援まで一貫した支援を行うことで、障害者雇用を促進します。

主な事業：

障害者就業・生活支援センター等との連携による就労相談事業（障害福祉課）

関連事業

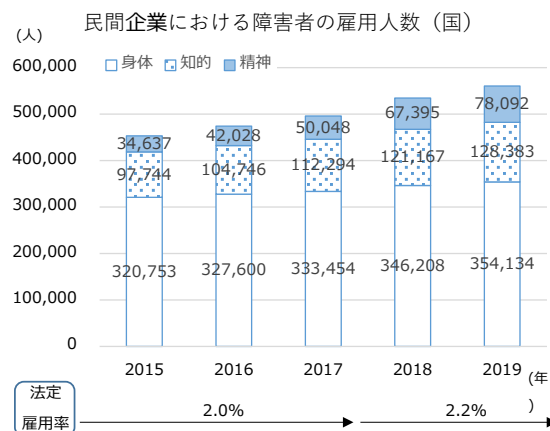
- ・ ハローワーク等との連携による相談窓口の情報提供（障害福祉課）
- ・ 支援者向け研修会の開催＜新規＞（障害福祉課）

障害者の雇用状況

右下のグラフからもわかるように、障害者雇用率の引上げ等を背景として、障害者の雇用は増加し続けています。

本市においても同様の状況であり、障害者に対するより一層の就労支援を推進する必要があります。併せて、現行制度では対象とならない、障害者手帳を所持していない方等への就労支援も必要になっており、本市では教育福祉会館を拠点として、新たな取組を始めています。

（詳細は 104 ページ）



⁴ ジョブコーチ：障害者が職場への適応を図れるように支援し、障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等を行う。

② 職場定着支援の充実

職場定着に課題のある特別支援学校の卒業生や就労継続支援 B 型事業所からの就職者等を中心に、ジョブコーチを派遣し、就労の継続を支援します。また、支援者向けの研修を通じて支援の質を向上させて障害者からの多様な相談に対応し、職場定着の向上を図ります。

主な事業：

- ジョブコーチ派遣事業の実施 (障害福祉課)
- 支援者向け研修会の開催<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)

関連事業

- 障害者就業・生活支援センター等との連携による
職場定着支援事業 (障害福祉課)
- 就労定着支援事業 (障害福祉課)

③ チャレンジドオフィスの充実

市の障害者雇用の一環として実施する、チャレンジドオフィスによる対象者や受注業務の拡充を図ります。また、チャレンジドオフィスで実務経験を積んだ障害者スタッフが行政や企業で活躍できるよう育成します。

主な事業：

- チャレンジドオフィスかしわ (障害福祉課, 人事課)

関連事業

- 行政による障害者雇用 (人事課)



チャレンジドオフィスでの作業風景

④ 企業による障害者雇用の推進・促進

企業による障害者雇用率の達成に向け、就労支援機関や雇用関係機関と連携して、障害者雇用の普及・啓発に取り組めます。特に精神・発達障害者の雇用を推進するため、合同企業説明会や企業向けセミナーの開催等を通じて、障害者雇用の推進・促進します。



〔合同企業説明会風景〕

主な事業：

企業向けセミナー・合同企業説明会の開催<新規>（障害福祉課）

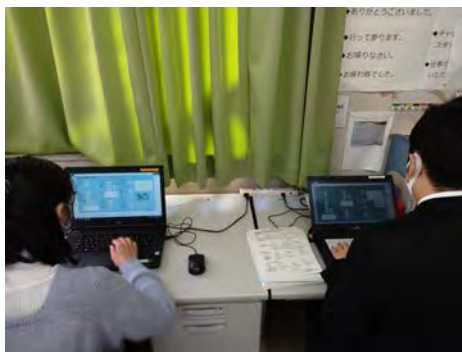
関連事業

- 企業による障害者雇用（公共職業安定所，障害福祉課）
- 合同企業面接会の開催（公共職業安定所）

新たな生活様式における企業セミナー

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、新たな生活様式の1つとして、最近では Web を活用して開催される企業セミナー等が増加しており、本市でも実施されています。Web で開催されるセミナーでは、会場への移動に関する物理的な障害や時間的制約がクリアされるため、今まで参加できなかった方が参加できるようになるなど、新たな様式だからこそその利点も見受けられます。

また、テレワークの推進等を背景として、自宅にしながら仕事ができる環境も整ってきています。通勤が難しい障害者や、物理的な距離によって就労が難しかった障害者に対して、就労の機会が広がることも期待されています。



取組 2 工賃向上の取組強化

就労継続支援事業所等においては工賃向上が達成できるよう、受注業務の拡大や製品の質の向上等を支援するとともに、障害者優先調達推進法に基づいて官公庁における物品や役務等の発注の拡大に努めます。さらに就労系事業所の質を向上させることで、通所する障害者が安心して働き続けられる環境を目指します。

① 就労継続支援事業所等への支援

福祉的就労の場における障害者の工賃向上が図られるよう、千葉県障害者就労事業振興センターを活用し、受注業務の拡大や生產品の質の向上、就労系事業所による共同受注作業等に向けた支援をしていきます。



〔青和園作業風景〕

主な事業：

福祉施設による合同販売会の開催<新規>（障害福祉課）
支援者向け研修会の開催<新規>〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- 千葉県障害者就労事業振興センターへの支援（障害福祉課）

② 障害者就労施設等への受注業務の拡大と調整

障害者優先調達推進法の推進のため、庁内向けに障害者就労施設等で取扱っている製品や役務等を紹介する冊子の作成や販売情報等の提供を通じて、障害者就労施設等への発注の拡大や役務の提供を図ります。



〔事業所による販売会〕

主な事業：

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針策定（障害福祉課）

③ 就労系事業所の質の向上

福祉的就労に携わる障害者が安心して働き続けられるように、監査等による就労系事業所への指導を行うとともに、支援に携わる職員の質の確保や工賃向上に関する職員向けの研修会を開催します。

主な事業：

指導監査の実施〔再掲〕	(障害福祉課)
障害者等社会参加コーディネート事業<新規>	(障害福祉課)
支援者向け研修会の開催<新規>〔再掲〕	(障害福祉課)

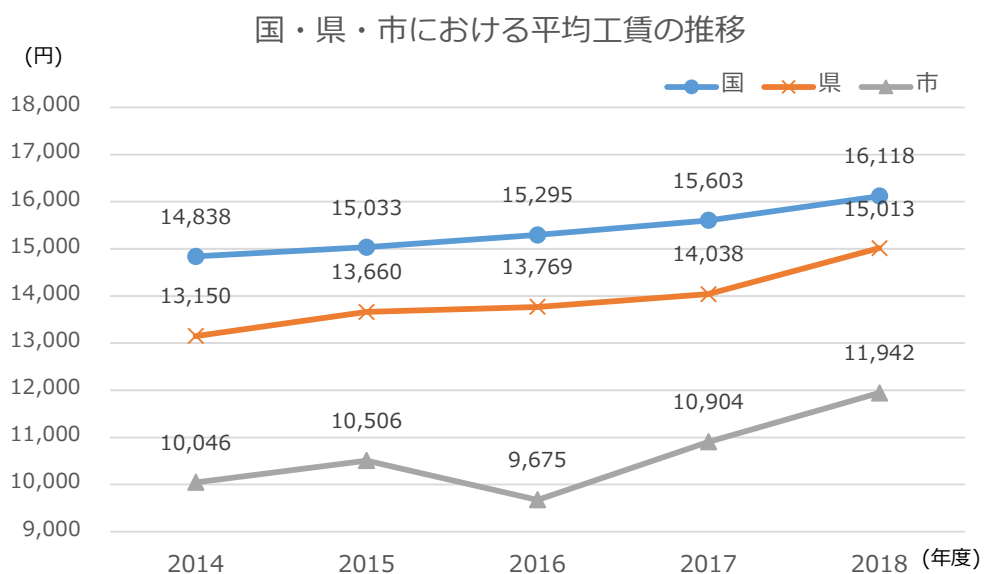
工賃の向上における課題と対策

市内の障害者就労施設等における平均工賃額は、国や県の平均工賃額を下回っている現状があり、売れる製品づくりと単価の高い受注作業の確保が課題です。

そこで、本市では障害者等社会参加コーディネート事業(※)の受託者と連携・協力し、魅力ある製品づくりの推進と市内の障害者就労施設等が共同で受注業務を請負える仕組みづくりを検討し、工賃向上につなげていきたいと考えています。

※障害者等社会参加コーディネート事業とは…

障害者就労支援施設等を対象として、製品づくりに係る意識を向上させる講座の開催や市内の障害者就労施設等の製品販売を行うことで、障害者等の社会参加・工賃向上を促進する事業。



※2021年3月時点で、2019年度は国及び県の数値が公表されていないため、2018年度までの推移（2019年度における市の平均工賃は12,272円）

施策2 拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進

現状と課題

■ 多様な社会参加・交流の場の拡充

障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、日常的に通いやすい身近な場所において、障害特性に応じた多様な社会参加の機会や、活動も交流もできる場の充実が求められています。

本市では、耐震改修工事が終了した教育福祉会館において、地域共生社会を推進するため、1階には障害者活動センター及び障害者等自立支援室を開設し、2階には多世代交流の場を設けるなど、社会参加や交流の場の拡充に向けて取り組んでいます。

■ 学びの場の充実

障害を知り理解を深めるための各種講座の実施に加え、障害者を支援するボランティア人材の育成と、障害者がスポーツや文化芸術活動等に参加しやすい学びの場の充実が求められています。

施策の方針

- リニューアル後の教育福祉会館に整備した社会参加・交流の場を活用し、障害者等が個々の状態や適性に応じ、地域で生き生きと活動し社会参加できるきっかけづくりを推進します。また、障害者団体の活動等を支援し、交流・居場所づくりを進めていきます。
- 障害者が地域で元気に生き生きと活動できるよう、子どもから大人まで誰もが、スポーツや文化芸術活動等の学びの場に参加しやすい環境を整えます。



教育福祉会館の外観

取組

取組1 多様な社会参加・交流の場の拡充（重点）

リニューアルに伴い教育福祉会館に整備した、障害者等が社会参加・交流を支援する場の活用や福祉喫茶コーナーの運営等により、拠点機能を生かした多様な社会参加の実現を目指します。

① 社会参加・就労支援の場としての教育福祉会館の活用（重点）

リニューアル後の教育福祉会館においては、障害者等の個々の状態や適性に応じた就労支援及び社会参加ができるよう、福祉の総合相談窓口と連携した自立訓練等を実施します。また、障害者の短時間雇用や工賃向上に向けた取組、福祉喫茶コーナーの運営等を通じて、障害者やひきこもり等、サービスにつながない方等のさまざまな方が社会参加できる機会を創出します。



〔障害者等の製品が並ぶ
障害者等自立支援室〕

主な事業：

- | | |
|---------------------------|---------|
| 障害者等社会参加・就労支援事業〈新規〉 | (障害福祉課) |
| 障害者等社会参加コーディネート事業〈新規〉〔再掲〕 | (障害福祉課) |
| 福祉喫茶コーナーの運営事業〈新規〉 | (障害福祉課) |

② 交流・居場所づくりとしての教育福祉会館の活用（重点）

教育福祉会館リニューアル後に整備した障害者活動センターの活用により、障害者団体の自主的な活動の支援や障害者等の状況に応じたゆるやかな居場所づくりを進めます。

主な事業：

- | | |
|-------------------|------------------|
| 障害者活動センター運営事業〈新規〉 | (障害福祉課) |
| 多世代交流・子育て支援事業〈新規〉 | (社会福祉協議会, 福祉政策課) |

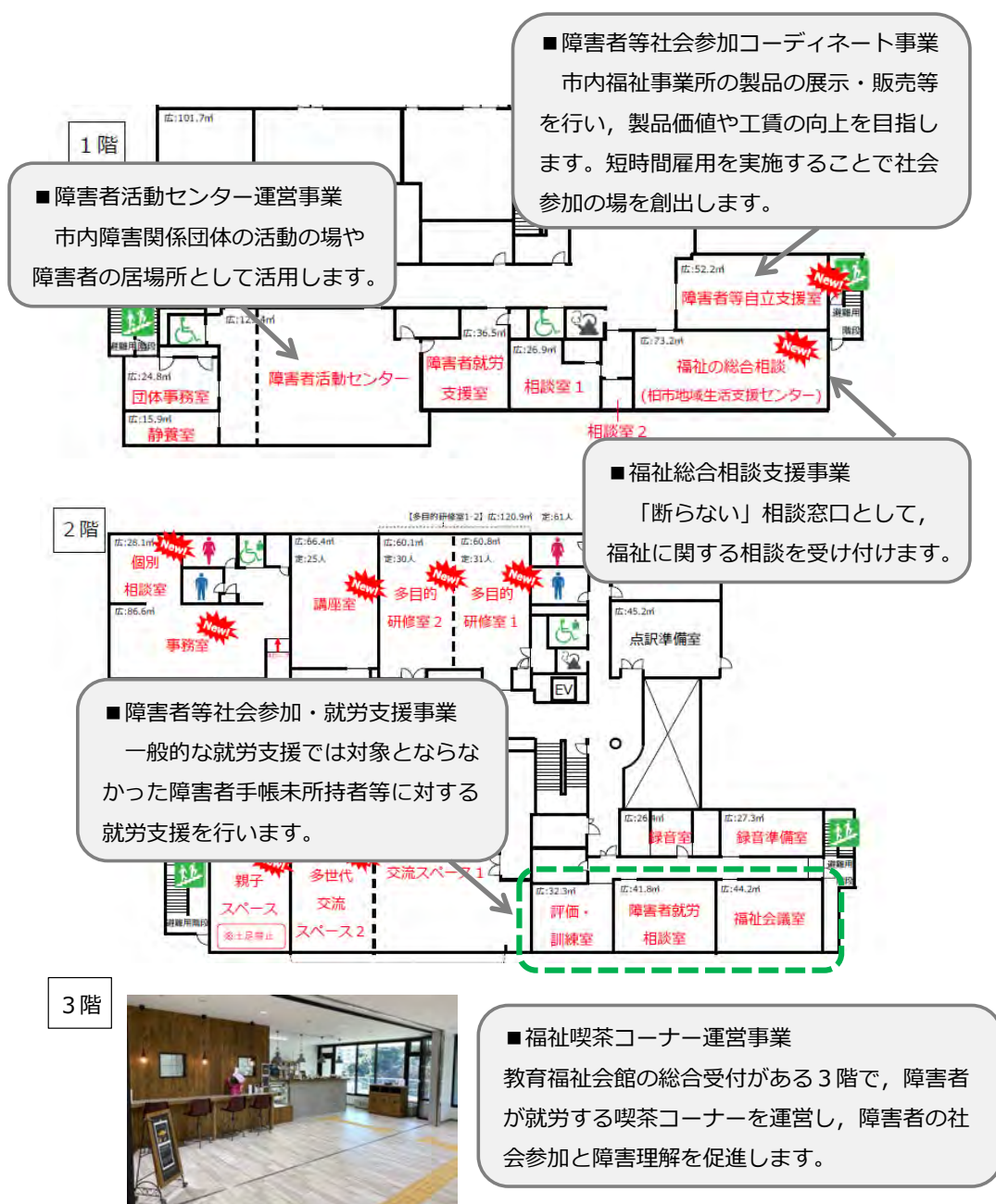
関連事業

- | | |
|--|----------------|
| ・ 柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議の開催〔再掲〕 | (保健予防課, 障害福祉課) |
| ・ 専門職による精神保健福祉に関する相談支援〔再掲〕 | (保健予防課, 障害福祉課) |

拠点としての教育福祉会館

柏市教育福祉会館は、老朽化や耐震上の問題から、2019年からおよそ2年間、耐震改修を目的とした工事を行いました。

改修後の教育福祉会館では、地域共生社会の実現に向けた障害福祉施策の拠点として、相談受付から就労支援に関する各種施策の一貫した実施や障害関係団体の活動拠点となる障害者活動センターの設置、福祉喫茶コーナーの運営等によって多様な社会参加の場の創出等を実施します。



取組2 学びの場の充実

障害の有無にかかわらず気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、幼少期から運動に親しむ気持ちを育てていきます。また、情報保障やバリアフリー化を進め、各種市民講座の参加や文化施設利用の促進を図るとともに、障害者向けの文化芸術に関する講座の開催等により、学びの場の充実を図っていきます。

① 気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる事業の実施

スポーツを通じて障害のない人と障害者が交流できるよう、誰もが気軽楽しめるニュースポーツの体験機会を柏市スポーツ推進委員協議会と連携し提供します。また、柏市障がい者スポーツ推進連絡会を通じて、障害者がスポーツの楽しさを体験し、体力の維持・向上、精神面での充足を得るとともに、市民の障害理解促進を図ります。



〔誰もが楽しめる
ニュースポーツ〕

主な事業：

柏市障がい者スポーツ推進連絡会（スポーツ課，障害福祉課）

関連事業

- ・ みんなで楽しむニュースポーツまつり (スポーツ課)
- ・ 「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援 (障害福祉課)

② 小学校体育の授業サポート

体育授業の質を高め、運動指導のスキル向上を図るため、小学校の体育の授業に民間スポーツクラブ講師を派遣し、運動を苦手とする児童について、運動に親しむ気持ちを育てていきます。



〔小学校体育授業サポート
事業風景〕

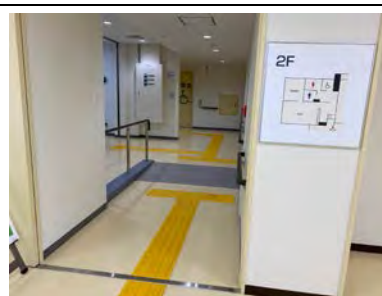
関連事業

- ・ 小学校体育の授業サポート事業 (指導課)

③ 各種講座等への参加や文化施設利用の促進

柏市社会福祉協議会と連携し、手話通訳者の派遣や障害者用駐車場スペースの確保、教育福祉会館のバリアフリー化等により、市民講座へ障害者が参加しやすくなるような合理的配慮を実施します。

また、図書館への来館が困難な障害者が、図書館資料を借りられるサービスを充実させます。



〔教育福祉会館バリアフリー〕

関連事業

- 障害者が各種講座等に安心して参加できる環境づくり (障害福祉課, 中央公民館)
- 来館が困難な方へのサービス (図書館)

④ 障害の有無にかかわらずさまざまな学びの提供

教育福祉会館を活用し、障害者向けの文化芸術講座等を開催します。

また、障害者活動センターや福祉喫茶コーナーを活用し、住民が交流し学び合い、障害者アートを推進する場づくりを進めていきます。



〔事業所で作成した
ハンドスタンプアート〕

関連事業

- 障害者活動センター運営事業<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)
- 障害者等社会参加コーディネート事業<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)
- 障害理解・啓発イベントの実施 (障害福祉課)
- 福祉喫茶コーナーの運営事業<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)

施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進

現状と課題

■ 共生意識の醸成

本市では、啓発冊子の配布や障害者週間に合わせた広報掲載、障害理解・啓発イベント等により、市民の障害理解を深めるための啓発に取り組んでいます。しかし、アンケート調査の自由意見では、「誰もが安心して暮らせる街に柏市もなってほしい」など、市民の障害理解の推進に関する意見が多数寄せられました。引き続き、障害への理解を深めるための啓発を充実していくことが必要です。

また、これまで福祉教育推進校の指定等を通じて、市内小中学校の特色に応じた福祉教育を推進してきました。アンケート調査によれば、差別や偏見を持たずに暮らすためには、「学校での福祉教育の充実」が必要という回答が5割以上となっており、ヒアリング調査でも、学齢期における障害理解を積極的に進めることの重要性が指摘されています。こうしたことから、子どもの頃から福祉への理解を深めることが重要です。

■ 協働による福祉活動の充実

市民への福祉の理解を深め、「心のバリアフリー」の実現を図るためには、福祉活動への参加促進や障害者及び障害者団体との交流を図るための活動支援や連携を強化する必要があります。

施策の方針

- 障害があっても地域で安心して暮らし、社会参加できるよう、子どもから大人までを対象とした、障害に対する理解促進や意識啓発、福祉教育を充実し、市民の共生意識の醸成を図ります。
- 市民の福祉活動の参加及び障害者や障害者団体との地域における理解・交流を促進し、協働による福祉活動の充実を図ります。

取組

取組 1 共生意識の醸成

障害の有無にかかわらず、誰もが地域で活動し、社会参加することができる地域社会を目指し、啓発冊子等の配布や障害理解のイベント開催など、積極的な啓発活動を展開し、市民や団体、市職員等も含めた理解促進・意識啓発に取り組めます。また、子どもから大人まで福祉への理解を深めていけるよう、交流や体験を通した福祉教育の充実を図ります。

① 障害への理解を深めるための啓発の充実

広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより、障害者手帳を始めとした各種制度や福祉情報を提供するとともに、障害に対する理解促進を図ります。また、わかりやすく親しみの持てる構成とし、身近な福祉情報を提供します。

主な事業：

「障害福祉のしおり」の発行〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- ・ 広報紙、パンフレットなどによる福祉情報の提供（障害福祉課）
- ・ 広報紙、ホームページにおける障害啓発情報の提供（障害福祉課）
- ・ 地域福祉の情報紙「紙ひこうき」の発行〔再掲〕（社会福祉協議会）

障害者への配慮が求められる場面

障害者は障害特性に応じ日常生活でさまざまな不安や不便を感じる場合があります。また障害者雇用が進み、身近な場所で病気や障害を抱えながら生活している人が増えています。障害者が日常を不安なく過ごすためには皆様の配慮が必要です。



聴覚障害者は口の動きや表情を参考に行っているため、フェイスガードを使っています。

- ✕ 十分な距離をとってください
- 2m空けてください

- ✕ 立ち止まらないでください
- 進んでください

知的障害者にはあいまいな表現や否定的な表現が苦手な方もいます。

② 講座やイベント等による障害理解の推進

地域での障害理解を促進するため、出前講座や障害者との交流機会を提供します。また、関係団体と協働で障害理解促進と啓発のためのイベントを実施するほか、関係団体や事業者が行うイベントを積極的に紹介し、後援します。また、市職員や教職員の障害への理解を深めるため、研修を実施します。



〔盲目の音楽家による
歌とトーク〕

主な事業：

- | | |
|-----------------------|---------|
| 障害理解・啓発イベントの実施〔再掲〕 | (障害福祉課) |
| 障害者活動センター運営事業<新規>〔再掲〕 | (障害福祉課) |

関連事業

- | | |
|-------------------------|-----------|
| • 地域出前講座の実施〔再掲〕 | (障害福祉課) |
| • 「福祉の心」作品展 | (社会福祉協議会) |
| • 保健福祉部門職員研修 | (福祉政策課) |
| • 市職員向け障害者差別解消研修〔再掲〕 | (人事課) |
| • 教職員向け特別支援教育に関する研修〔再掲〕 | (児童生徒課) |

③ 交流や体験を通じた福祉教育の充実

子どもの頃から共生意識を醸成するため、福祉施設への訪問、障害者との交流、ボランティア体験等、地域ぐるみで市内小・中・高等学校の特色に応じた福祉教育を充実します。生涯にわたって福祉への理解を深めていけるよう、福祉体験やボランティア体験等を提供します。



〔子ども達の盲導犬体験〕

関連事業

- | | |
|---|-------------------------|
| • 福祉教育指定校、福祉教育推進指定団体への支援
(福祉教育パッケージ指定) | (指導課，地域支援課，
社会福祉協議会) |
| • 福祉教育普及パンフレット「ふくしの種」の配布 | (社会福祉協議会) |
| • 各学校における福祉教育の実施 | (各学校) |
| • 福祉体験への支援 | (社会福祉協議会) |
| • 夏季ボランティア体験（夏ボラのススメ） | (社会福祉協議会) |
| • 福祉体験講座 | (社会福祉協議会) |
| • 児童センター交流事業 | (子育て支援課) |

取組 2 協働による福祉活動の充実

ボランティア講座の開催等により、市民の福祉活動の参加を促進し、市民との協働を進めていきます。また、障害者団体の自主的な活動と情報発信を支援し、障害者団体同士あるいは地域住民との相互交流の機会をつくります。

① ボランティア活動の推進（福祉活動への参加促進）

さまざまなボランティア講座を通じて障害があってもかけがえのない存在であることを理解し、障害があってもなくても分け隔てなく接することができる人を増やしていきます。また、市民との協働の取組を推進します。



〔精神保健ボランティア養成講座〕

主な事業：

障害者支援ボランティア養成講座の開催（社会福祉協議会、保健予防課、障害福祉課）

② 障害者関係団体との連携強化

障害者団体や障害者を支援する団体等が自主的に活動し、積極的な情報発信ができる拠点として、教育福祉会館内に障害者活動センターを開設し、団体の活動が障害者や地域住民に広がっていくよう支援します。



〔新しく開設した障害者活動センター〕

主な事業：

障害者活動センター運営事業〈新規〉〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- ・ 障害者団体とのネットワークの形成（障害福祉課）
- ・ 障害者団体連絡会運営支援事業（障害福祉課）
- ・ 障害者団体への支援（障害福祉課）
- ・ 当事者団体・福祉団体活動助成（社会福祉協議会）
- ・ 地域課題解決活動助成（社会福祉協議会）

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

(1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	福祉施設から一般就労への移行等（第3章 障害福祉計画 ⇒ p154）
国の考え方	<p>① 福祉施設から一般就労への移行者数 2023年度中に、2019年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、2023年度中に、2019年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>③ 就労継続支援A型及びB型事業から一般就労への移行者数 一般就労が困難である方に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることからその事業目的に照らし、それぞれ、2023年度中に2019年度実績の概ね1.26倍以上（A型）、1.23倍以上（B型）を目指すこととする。</p> <p>④ 就労定着支援事業の利用者数 2023年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>⑤ 就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
市の目標	本市においては、支援員のスキルアップ向上や、職場定着支援の拡充により、障害者の就労支援の底上げを図ります。

項目	数値	考え方
2019年度一般就労移行者数	65人	福祉施設から一般就労した人数
《目標値①》2023年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	83人	2019年度末の福祉施設から一般就労した人数の1.27倍
2019年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	59人	就労移行支援事業所から一般就労した人数
《目標値②》2023年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	77人	2019年度実績の1.30倍
2019年度末における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	3人	就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
《目標値③》2023年度中における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	6人	2019年度実績の2倍
2019年度末における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	3人	就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数
《目標値③》2023年度中における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	6人	2019年度実績の2倍
2019年度末における就労定着支援事業の利用者数	61人	2019年度末における就労定着支援事業の利用者数
《目標値④》2023年度中における就労定着支援事業の利用者数	64人	2023年度末の就労移行支援事業所から一般就労した人数の8割
2019年度中における就労定着率が8割以上の事業所の割合	71.4%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合
《目標値⑤》2023年度中における就労定着率が8割以上の事業所の割合	80%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の8割

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	就労移行支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p165）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
指標の説明	就労移行支援事業の利用者数は、年度ごとに5%前後の増加を見込んでいます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月17日で算出しています。また、市内就労移行支援事業所や商工関係団体との有機的な連携を強化し、障害者の一般就労を推進します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労移行支援	人/月	113	123	141	148	155
	人日/月	1,873	2,080	2,397	2,516	2,635

事業 No. 2	就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型） （第3章 障害福祉計画 ⇒ p166）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	A〔雇用〕型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。 B〔非雇用〕型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
指標の説明	A〔雇用〕型及びB〔非雇用〕型ともに、市内に事業所が着実に増加していることもあり、年度ごとにA型は8%前後、B型は3%前後の利用者の増加を見込んでいます。 利用日数は、過去の実績から「A〔雇用〕型」は1人あたり月18日、「B〔非雇用〕型」は1人あたり月16日で算出しています。就労継続支援のニーズは今後も高まるものと考えられるため、地域活動支援センターからの移行を積極的に支援するなど引き続き事業所の拡充に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労継続支援 （A〔雇用〕型）	人/月	125	150	178	193	211
	人日/月	2,109	2,704	3,204	3,474	3,798
就労継続支援 （B〔非雇用〕型）	人/月	445	470	497	503	525
	人日/月	7,274	7,404	7,952	8,048	8,400

事業 No. 3	就労定着支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p167）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
指標の説明	2023年度における一般就労に移行する者のうち、8割が利用することを目標とすることから、64人の利用を見込んでいます。また、過去の実績から1人あたり月1.2日程度の支援を受けると想定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労定着支援	人/月	50	61	59	61	64
	人日/月	70	63	70	73	76

事業 No. 4	理解促進研修・啓発事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p184）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
指標の説明	市関係各課やサービス提供者及び障害者団体等の協力を得ながら啓発を行う機会を確保し、定期的な実施に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有

事業 No. 5	自発的活動支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p184）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）に対して支援を行います。
指標の説明	事業目的に適った活動であるか精査を行い、安定した事業活動ができるよう支援します。

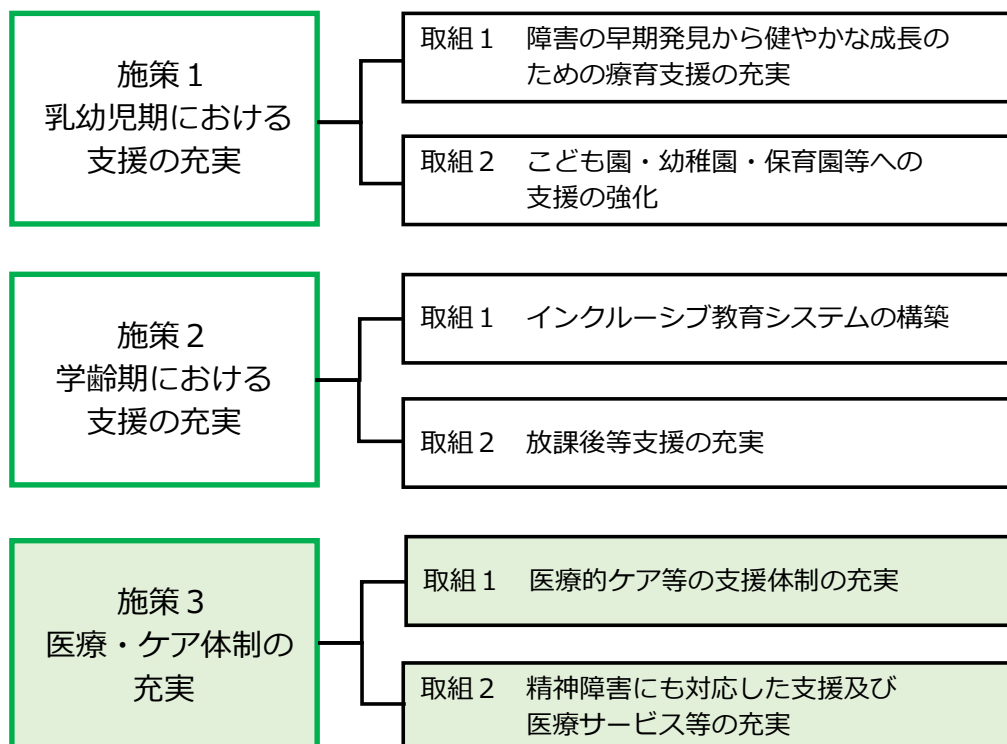
サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

目指す姿

- 乳幼児期では、障害や発達に課題のある子どもとその家族が、早期に適切な支援につながり家族が健やかに成長することができる仕組みを作ります。こども園・幼稚園・保育園及び事業所等で障害や発達に課題のある子どもを広く受け入れ、個々の状態に応じた適切な療育を受けながら、他の子どもと共に成長していくことを目指します。
- 学齢期では、一人一人の状態に応じた適切な支援を得ながら学ぶことができる環境を整えます。共生社会の構築に向けて障害の有無にかかわらず共に学ぶ機会を作ります。また、放課後や休日における居場所の確保を進め、健やかに成長できる環境の充実に努めます。
- 医療と福祉の連携を強化し、医療的ケアや肢体不自由の障害児者への支援の充実に図るとともに、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。保険診療の経済的な負担軽減に取り組む等、障害者の心身の医療・ケア体制の充実に目指します。

施策の体系



施策1 乳幼児期における支援の充実

現状と課題

■ 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実

アンケート調査結果では乳幼児期の支援やサービスで充実してほしいこととして、「発達や生活に関しての相談先」と「福祉サービスや支援」がそれぞれ約半数となっています。早期に適切な相談や支援に結び付けていくことが課題となることから、本市では、幼児健康診査等の母子保健事業において、心理相談員の派遣や保健師等による相談支援を実施し、「障害」と確定されない早期の段階から支援が必要な親子への発達支援に取り組んできました。これからも子どもに対する多職種・多機関による支援に取り組む環境整備等を進めていく必要があります。

■ こども園・幼稚園・保育園等への支援の強化

現在、発達支援を受けながら、地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する子どもが増加しており、これまで実施してきた職員に対する巡回支援の充実を図る等、適切な支援を受けられる環境の整備が求められています。



施策の方針

- 支援の必要な児童の早期発見・早期支援に取り組み、官民の児童発達支援センターを中核として引き続き母子への支援体制の充実を図ります。
- こども園・幼稚園・保育園をサポートし、安全の確保に配慮しながら適切な療育支援を受け、地域で子どもが育つ環境を整備します。

取組

取組1 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実

障害のある児童や発達支援の必要な児童を早期に発見し支援につなぐため、幼児健康診査を始めとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族については、中核となる官民の児童発達支援センターに速やかにつなぎ、センターを中核とした関係事業所が適切な支援を提供します。

① 母子保健事業等による障害の早期発見

支援の必要な母子を早期に発見し、適切な支援につなげるため、保健所と官民の児童発達支援センターの密接な連携のもと、母子への相談体制や乳幼児期の母子への保健指導、健康診査、医療等を充実させます。

主な事業：

幼児健康診査（地域保健課）



〔ウェルネス柏内にある
こども発達センター〕

関連事業

- | | |
|---------------------|-------------|
| • 発達相談 | (こども発達センター) |
| • 地域子育て支援拠点事業 | (子育て支援課) |
| • 8か月児相談事業 | (地域保健課) |
| • 子育て世代包括支援センター運営事業 | (地域保健課) |

児童発達支援センター

発育や発達に不安や心配があるお子さんの支援のニーズが増えています。本市では、ご家族からの相談を受け付け、集団での療育や個別療育に取り組む「児童発達支援センター」を2か所整備しています。

このうち、市が運営する「こども発達センター」では関係機関と連携し発見から支援、就学まで円滑に進め最適な支援を提案できるよう心掛けています。

また、民間法人が運営する「リトルペガサス」は、人口が増大する柏市北部地域に立地し、母子通園クラスと母子分離クラスがあります。

現在は発達障害にくわえて医療的ケアのニーズが増加しており、就学後の支援や他機関との連携等、ライフステージに応じた一貫した支援の構築が必要とされています。

② 療育支援の拡充

子どもの療育に携わる支援を充実させるため、官民の児童発達支援センターを中核的な支援施設として位置付け、子どもに適切な支援が適切な頻度で提供される体制を国の制度改正を踏まえ構築していきます。柏市自立支援協議会こども部会を通じて障害児通所支援事業所との密接な連携を図ります。



〔医療型児童発達支援センターの朝の集まり〕

併せて家族への支援として、乳幼児期や就学期に焦点を合わせた適切な相談体制の整備、福祉サービスの利用に関する相談支援を充実させるほか、学齢期へのスムーズな移行を図るためのツールとして、デジタル化の検討を含めたライフサポートファイルの活用等により、切れ目のない療育支援を実施していきます。

主な事業：

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の充実

(こども発達センター，障害福祉課)

外来療育相談支援（集団・個別）事業（こども発達センター）

ライフサポートファイルの活用促進（こども発達センター，障害福祉課，児童生徒課）

関連事業

- | | |
|--|---------------|
| • キッズルームひまわり（児童発達支援）・キッズルームこすもす（医療型児童発達支援）運営事業 | （こども発達センター） |
| • 障害児等療育支援事業（巡回支援） | （こども発達センター） |
| • 柏市自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援（医療的ケアに関する相談支援専門員の研修） | （障害福祉課） |
| • 就学相談〔再掲〕 | （児童生徒課） |
| • 就学移行支援計画の作成 | （児童生徒課） |
| • 幼保こ小連絡協議会の開催 | （教育研究所） |
| • 乳幼児保健懇話会の開催 | （教育研究所，保育運営課） |
| • 障害児支援利用計画の作成促進 | （障害福祉課） |
| • 相談支援機能強化事業 | （障害福祉課） |

取組2 こども園・幼稚園・保育園等への支援の強化

こども園・幼稚園・保育園等へ専門職員を派遣し、発達に課題のある子どもや、障害児等が在籍する園の職員への支援強化に取り組めます。受入場所の確保にあたっては、療育支援機関と市内こども園・幼稚園・保育園にそれぞれにおいて安全な環境の確保に配慮し、保育士のスキル向上に取り組みながら障害児の受入体制を整備します。また、家族への相談支援に取り組めます。

① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

主に児童を直接支援する「保育所等訪問支援」(官民事業所が実施)と、園の職員を支援する「障害児等療育支援事業(巡回支援)」(民間委託)について関係機関の理解を促すほか、両事業の長所を生かして実効性の高い支援を行います。

市内のこども園・幼稚園・保育園等の職員に「キッズルームひまわり」、「キッズルームこすもす」、「外来集団支援」の活動場を公開、支援方法の理解を促し各園との連携強化を図ります。また、発達支援の必要な子どもに対する専任の幼稚園教諭又は保育士等を雇用している園に対して助成を継続します。



〔発達の相談等を行う
保育所等訪問支援事業〕

主な事業：

- | | |
|----------------------|-------------|
| 保育所等訪問支援事業 | (こども発達センター) |
| 障害児等療育支援事業(巡回支援)〔再掲〕 | (こども発達センター) |

関連事業

- | | |
|------------------------------|-------------|
| こども園・幼稚園・保育園に対する公開療育・研修会等の開催 | (こども発達センター) |
| 特定教育・保育施設等運営費等補助金 | (保育整備課) |
| 私立幼稚園等運営費等補助金 | (保育整備課) |
| 特別な支援を要する児童の判定調査事業 | (保育整備課) |

② 療育と保育の連携による受入体制の充実

支援が必要な子どもが増加していることから、障害の程度にかかわらず必要な支援を受けることができるようにするため、安全な環境の確保に配慮しながら、市内こども園・幼稚園・保育園での受入れを検討します。こども発達センターや児童発達支援センター等の療育支援機関と保育の関係機関の連携強化に取組み、療育と保育が相互に関わり合う関係を構築します。

集団保育を希望するさまざまな障害を持った子どもの相談及び保育の環境づくりを引き続き検討するとともに、保育士のスキル向上や支援者の育成に取組みます。

主な事業：

障害の有無にかかわらず集団保育の推進（保育運営課）

③ 保育相談の実施

保育施設において在園児やその他の子育て家族に対して保育相談を実施します。

また、発達のことやさまざまな支援を必要としている子どもの養育者からの保育園等の入園に関する相談に対応しています。保育運営課窓口のアシストパートナーが養育者の相談に応じて必要な他機関への紹介や情報提供を行います。



主な事業：

保育園における保育相談（保育運営課）

アシストコール・アシストデスク事業（保育運営課）



施策2 学齢期における支援の充実

現状と課題

■ インクルーシブ教育システムの構築

本市ではインクルーシブ教育システムの構築に向けて、各小中学校への特別支援学級の設置や職員の研修の充実に取り組んできました。また、特別支援学級在籍児童生徒が通常の学級の児童生徒と共に学ぶ、交流及び共同学習の充実を図ってきました。さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒が、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、看護師の配置等医療的ケアに係る体制整備の充実にも力を入れています。アンケート調査では、学齢期の児童生徒（通常の学級又は特別支援学級）の家族が学校生活で困っていることとして、「授業についていけない」「友達ができづらい」が4割程度と最も多く、障害の有無にかかわらず児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の提供が求められています。また、アンケート調査の自由意見からは「学校での支援の充実」や「学校の障害に対する専門性や理解の向上」に関する意見が多く挙げられており、特別支援教育の充実や教職員の専門性の向上が課題となります。

■ 放課後等支援の充実

学齢期の児童が今後利用したいサービスとして、児童全体では「放課後等デイサービス」が4割以上と最も多くなっており、障害児の居場所の確保が引き続き重要となります。

施策の方針

- 一人一人の異なる教育的ニーズに応じ、学びの保障に向けて、インクルーシブ教育システムの更なる充実に取り組めます。障害のある児童生徒の増加を踏まえ障害に配慮した環境を確保していくとともに、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上を図ります。また、共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず共に学校で学ぶ、交流及び共同学習の充実を促進します。
- 障害児やその家族の多様なニーズに応じていくため、放課後等支援の場の確保や質の向上を図ることと併せて、こどもルームにおける障害児の受入を促進していきます。

取組

取組1 インクルーシブ教育システムの構築

障害児がその能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実や教育環境の整備、教職員の専門性向上等に取り組めます。共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず共に学校で学ぶ、交流及び共同学習に取り組めます。学齢期における教育・就職に係る相談や保護者相談の充実に取り組めます。

① 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実、交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒が、自立していくプロセスや社会参加の方法を適切な支援や指導の下で学ぶことができる環境を整備します。また、連続性のある「多様な学びの場」の支援の充実について、特別支援教育担当者連絡会や各種研修会で周知を図っていきます。

通常の学級における合理的配慮の提供、特別支援学級や通級指導教室の整備、教育支援員の適切な配置等にも引き続き取り組めます。また、通常の学級と特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。さらに、教育現場で支援を行う保育所等訪問支援について、教育・福祉の関係者の理解を深めていきます。

主な事業：

「多様な学びの場」と支援の充実（児童生徒課）

関連事業

- | | |
|-----------------------|----------|
| • 交流及び共同学習の推進 | (各学校) |
| • 居住地校交流 | (特別支援学校) |
| • 教育支援員の配置 | (児童生徒課) |
| • 医療的ケアに携わる看護師の配置<新規> | (児童生徒課) |

② 障害に配慮した教育環境の整備

学習指導要領の改訂に伴い、特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を利用する児童生徒、その他必要な児童生徒について、学校で一人一人にあった個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に取り組めます。児童生徒を取り巻く環境整備では、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実を図るとともに、施設のバリアフリー化や子どもにとって過ごしやすい環境づくりと、分かりやすい授業づくり、個に応じた ICT の活用等、障害に配慮した教育環境の整備に取り組めます。その他、特別支援を要する児童生徒の家族に対し、経済的負担の軽減を図ります。

主な事業：

校内支援体制の整備・充実	(児童生徒課)
障害に配慮した教育環境の整備	(学校施設課)
全ての子どもにとって過ごしやすい環境づくりと分かりやすい授業づくり	(各学校)

関連事業

- ・ 特別支援教育就学奨励費 (学校教育課)
- ・ 特別支援教育コーディネーター連絡会の開催 (児童生徒課)



③ 教職員の専門性の向上

児童生徒一人一人のニーズや特性に応じた教育の充実に向け、管理職及び教職員に対し、特別支援教育に関する研修を実施します。また、特別支援学級や通級指導教室の担当者等に対しより専門的な研修や、巡回相談等による個別の指導・助言を行います。特別支援教育に関わる専門家チーム会議において、各委員から指導・助言を受けながら、本市の特別支援教育の推進・充実を図ります。



〔特別支援教育に関する研修風景〕

主な事業：

- | | |
|------------------|---------|
| 特別支援教育に関する研修 | (児童生徒課) |
| 特別支援学級担任等の専門的な研修 | (児童生徒課) |

関連事業

- | | |
|-----------------------|---------|
| • 特別支援教育巡回相談員等による巡回相談 | (児童生徒課) |
| • 専門家チーム会議の開催 | (児童生徒課) |

④ 教育相談・家族支援の充実

教育支援室に臨床心理士等を配置し、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応します。スムーズな就学に向けて、就学移行期における就学相談や早期相談を充実させます。また、子育ての悩みを共有したり、子育てに役立つ子どもとの関わり方や工夫、ほめ方を学んだりするペアレント・プログラムを実施します。

主な事業：

- | | |
|-------------|----------|
| 教育相談 | (児童生徒課) |
| 就学相談〔再掲〕 | (児童生徒課) |
| ペアレント・プログラム | (子育て支援課) |

取組2 放課後等支援の充実

増加している障害児の発達支援等のニーズに対応するため、家庭や状況に応じた預かりサービスを提供する放課後等デイサービスやこどもルーム等の放課後・休日支援の場の確保に取組み、提供するサービスの質を充実させます。

① 放課後等デイサービスの充実及び質の向上

放課後の居場所の確保についてニーズが高いことから、放課後等デイサービスの確保に取組みます。また、ケアニーズの高い障害児の受入が可能な居場所づくりを推進します。また、家族のレスパイト等のニーズに応えるため、日中一時支援・移動支援の充実に取組みます。

障害児に対し適切な支援が行えるよう、放課後等デイサービスガイドラインに基づいて、サービスの質の向上のための必要な指導を行います。

主な事業：

放課後等デイサービス・地域生活支援事業の充実（障害福祉課）
指導監査の実施〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- ・ 柏市自立支援協議会こども部会の運営支援（障害福祉課）

② こどもルームでの受入体制の充実

放課後において障害のある児童生徒が安心して過ごせるよう、必要に応じこどもルーム内の改修を行います。また、障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進するほか、障害児等療育支援事業による巡回支援等、他機関との連携を促します。



主な事業：

障害に配慮した環境の整備（学童保育課）
指導員研修（学童保育課）

関連事業

- ・ 要請に応じたこどもルームへの巡回協力（児童生徒課）
- ・ 障害児等療育支援事業（巡回支援）〔再掲〕（こども発達センター）

施策3 医療・ケア体制の充実

現状と課題

■ 医療的ケア等の支援体制の充実

近年、医療的ケアを必要とする障害児者や肢体不自由等の重度の障害児者が増えており、地域生活を送るためには医療的ケア児者等への支援の拡充が必要です。本市では、これまでも医療的ケアが必要な方への支援を調整するコーディネーターの配置、関係する多職種の連携構築に取り組んできました。ヒアリング調査からは、家族の負担が大きくその軽減が求められており、地域での生活を支える環境の整備が課題となります。

■ 精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実

これまで、精神障害者の長期入院が全国的な課題となっており、地域で暮らし続けることができる包括ケアシステムの構築に向け関係者会議で取組を検討してきました。ヒアリング調査からは在宅においてひきこもりが長期化して地域とのつながりが希薄となってしまっている方が潜在的に多いとの声があります。アンケート調査からは、地域で自立して生活を続けていくためには「困ったときの相談や対応支援」「日中通える場所」「就労に関する支援や相談」が必要との指摘がいずれも半数前後と多く、精神障害者の抱える困り事への相談支援や地域で暮らし続けるための基盤整備が求められています。

施策の方針

- 医療的ケア等の必要があっても、地域の中で安心して暮らすことができる支援体制の構築を図ります。
- 精神障害者の地域移行と地域定着を支援するため、精神障害の地域包括ケアシステムの構築及び医療サービスによる支援に取り組めます。

取組

取組1 医療的ケア等の支援体制の充実（重点）

医療的ケア児や肢体不自由児とその家族が、安心して暮らし、学び、生活を送ることができるよう、相談支援やケアに携わる職員の育成と関係機関の連携強化に取り組めます。また、医療的ケア等に係る相談支援の場や受入体制を安全の確保に配慮しながら検討します。学齢期においては教育を受ける権利の保障のためさまざまな施策を検討していきます。

① 医療的ケア等に係る相談支援や人材育成（重点）

医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため実態の把握に努めるとともに、医療的ケアに対応できる相談支援専門員、ホームヘルパーやコーディネーターの育成を行います。

また、柏市障害児等医療的ケア支援連絡会を通じて、医療や福祉の関係機関の連携強化や実態把握に取り組めます。



主な事業：

- | | |
|------------------------------|---------|
| 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 | (障害福祉課) |
| 喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成〔再掲〕 | (障害福祉課) |

関連事業

- | | |
|--|---------|
| • 柏市自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援
（医療的ケアに関する相談支援専門員の研修）〔再掲〕 | (障害福祉課) |
| • 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する
コーディネーターの配置 | (障害福祉課) |

医療的ケア児

最近では新生児への医療の著しい発達が見られるようになってきていることや、NICU（新生児集中治療室）が多くの病院に増設されたこともあり、これまでなら出産直後に亡くなってしまいうような超未熟児や先天的な疾病を持つ子どもなどでも助けられることが多くなってきました。その結果、医療的ケアを必要とする子ども、いわゆる「医療的ケア児」の数は増加傾向にあります。

② 医療的ケア等の受入体制の整備

乳幼児期、学齢期、卒業後のそれぞれにおいて医療的ケア児者等の相談支援を行う場として委託相談支援事業所を活用するほか、安全の確保に配慮しながら受入体制を検討します。

特に学校では、医療的ケアを必要とする児童生徒が学校に来て学ぶ権利を保障するためさまざまな視点から施策を検討します。学校内で医療的ケアに対応でき

る看護師を配置するほか、看護師の確保や病院・医師等の多職種・事業所に理解を得ながら連携の充実に取組みます。



〔医療的ケアが必要な方〕

主な事業：

教育支援員の配置〔再掲〕 (児童生徒課)

医療的ケアに携わる看護師の配置<新規>〔再掲〕 (児童生徒課)

関連事業

- ・ 柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催〔再掲〕 (障害福祉課)
- ・ キッズルームひまわり(児童発達支援)・キッズルームこすもす(医療型児童発達支援)運営事業〔再掲〕 (こども発達センター)
- ・ 障害の有無にかかわらず集団保育の推進〔再掲〕 (保育運営課)
- ・ 共同生活援助(グループホーム)の整備〔再掲〕 (障害福祉課)
- ・ 障害福祉サービス施設等改造等補助〔再掲〕 (障害福祉課)
- ・ 委託相談支援事業を活用した相談場所の確保 (障害福祉課)

本市における医療的ケア児者支援の拠点

2019年4月に、本市4番目の地域生活支援拠点として柏市中原に開設した「地域生活支援拠点ぶるーむの風」は、全国でも数少ない医療的ケア支援を含む身体障害者支援機能を持つ地域生活支援拠点です。



医ケア支援に対応した機械浴



車椅子でも楽に移動可能です

取組2 精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実（重点）

精神障害者の抱える課題へ適切な支援を行い地域生活への移行を促すため、医療、相談支援、福祉サービス等の提供に携わる関係機関と連携して、地域生活支援の連携体制の整備に取り組めます。また、歯科保健事業や、経済的な支援を必要とする方への自立支援医療等の医療費助成制度を実施します。

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（重点）

関係者の連携強化を図り、より具体的な支援策の検討を行うため、保健・医療・福祉・地域等の関係者協議を積重ね、精神障害者への地域生活支援の連携体制の整備に取り組めます。精神障害者の地域での暮らしを支えるため、地域生活支援拠点等における相談・緊急対応、退院支援と地域生活の促進（地域移行支援）、単身生活者等のサポート（地域定着支援）及び自立の支援（自立生活訓練）に取り組めます。また、ピアサポーターを紹介する等、当事者同士の支援に取り組めます。

保健所や市役所、委託相談支援事業所に精神保健福祉士等の専門職を配置して、心の健康や地域生活に関する相談に応じる多様な相談窓口を確保するとともに、対象者本人のみならず家族や支援者等も含めた支援を実施します。精神障害に係る相談に対応していくため、相談支援体制の強化を図ります。

主な事業：

柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議の開催〔再掲〕	(保健予防課, 障害福祉課)
専門職による精神保健福祉に関する相談支援〔再掲〕	(保健予防課, 障害福祉課)
地域移行支援・地域定着支援の利用促進〔再掲〕	(障害福祉課)
自立生活訓練事業の整備	(障害福祉課)

関連事業

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 地域活動支援センターを中心としたピアサポーターによる支援の提供 • 精神科医師によるこころの健康相談・アルコール悩み事相談 • アルコール健康障害対策事業
(減酒プログラム, 家族教室, 酒害教室等) • 市民向けの精神疾患に関する講座・出前講座 • 精神科医等による市民講座 • 精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座 | <ul style="list-style-type: none"> (障害福祉課, 保健予防課) (保健予防課) (保健予防課) (保健予防課) (保健予防課) (保健予防課) |
|---|---|

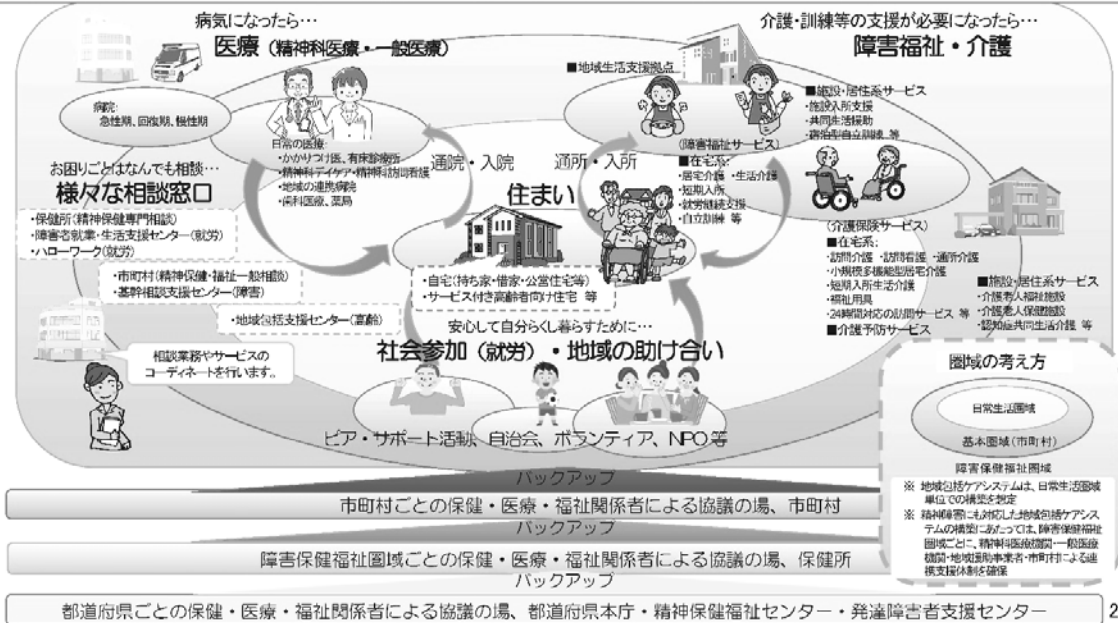
- 精神保健福祉リーフレットの作成・研修の実施 (保健予防課, 障害福祉課)
- 委託相談支援事業を活用した相談場所の確保〔再掲〕 (障害福祉課)
- 柏市地域生活支援センターにおける総合相談支援〔再掲〕 (生活支援課)
- 障害者等社会参加・就労支援事業<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)
- 障害者等社会参加コーディネート事業<新規>〔再掲〕 (障害福祉課)

精神障害に対応した地域包括ケアシステム

精神障害者に対応するため、現場の関係者や有識者、当事者・家族等からなる「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議」を開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に関して課題となっている事項について、各種施策への反映を念頭において議論していきます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



② 健康維持のための支援

健康を維持し、自立した日常生活・社会生活を営むための支援として、自立支援医療費（精神通院・育成医療・更生医療）、重度心身障害者（児）医療費、精神障害者入院費の助成を継続し、医療費の負担軽減を図ります。

また、一般の歯科診療所では治療が難しい方を対象とした歯科診療、予防処置や摂食・嚥下（せつしょく・えんげ）機能療法等の指導や訓練、歯科相談等を実施し、歯科保健の充実を図ります。

主な事業：

自立支援医療（精神通院・育成医療・更生医療）（障害福祉課）
 重度心身障害者（児）医療費助成（障害福祉課）



〔柏市重度心身障害者（児）
 医療費助成受給券〕

関連事業

- 精神障害者入院費助成（障害福祉課）
- 未熟児養育医療の給付（地域保健課）
- 小児慢性特定疾病医療支援事業（地域保健課）
- 特殊歯科診療事業（柏市医療センター）
- 障害児者の歯科保健指導・啓発（地域保健課）

《ライフステージ別支援内容》

妊娠・出産	乳児期	幼児期	学齢期
	0歳	1～5歳	6歳～18歳頃
<p>◆ 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◆ (施策1 - 取組1)</p> <p>① 母子保健事業等による障害の早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> {8か月児健診事業(保)} 子育て世代包括支援センター運営事業(保) 乳幼児健康診査(保) 発達相談(こ) <p>② 療育支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来療育相談支援(集団・個別)事業(こ) キッズルームこすもす(こ) キッズルームひまわり(こ) 障害児等療育支援事業(こ) ライフサポートファイルの活用促進(こ)(障)(教) 児童発達支援(こ)(障) 			
<p>◆ こども園・幼稚園・保育園等への支援の強化 ◆ (施策1 - 取組2)</p> <p>① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所等訪問支援事業(こ) <p>② 療育と保育の連携による受入体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害の有無に関わらない集団保育の推進(こ) <p>③ 保育相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園における保育相談(こ) アシストコール・アシストデスク事業(こ) 			
<p>◆ インクルーシブ教育システムの構築 ◆ (施策2 - 取組1)</p> <p>④ 教育相談・家族支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談(教) 就学相談(教) ペアレント・プログラム(こ) <p>◆ 放課後等支援の充実 ◆ (施策2 - 取組2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放課後等デイサービスの充実及び質の向上(障) ② こどもルームでの受入体制の充実(こ) <p>◆ 医療的ケア等の支援体制の充実 ◆ (施策3 - 取組1)</p> <p>② 医療的ケア等の受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育支援員の配置(教) 医療的ケアに携わる看護師の配置(教) <p>入所支援(障)</p>			
<p>(こ)こども部 (保)保健所 (障)障害福祉課 (教)教育委員会</p>			

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

(1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 （第3章 障害福祉計画 ⇒ p151）
国の考え方	<p>① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 2023年度中の精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上を基本として目標値を設定する。</p> <p>② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 2023年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び2023年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。</p> <p>③ 精神病床における早期退院率 （入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点） 2023年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。</p>
市の目標	<p>数値目標については県が定める事項となりますが、入院している精神障害者が地域生活（自宅やグループホーム等）に移行するにあたり、地域移行支援・地域定着支援を始めとした障害福祉サービスの提供等、支援を行う必要があります。</p> <p>本市では、「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議の開催」として関係者の協議の場を定期的を開催し、地域課題の分析等を行っています。今後も市内医療機関等関係機関と連携を図ることにより、退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p> <p>主な活動指標はこれまでの実績を踏まえ、設定しています。</p>

成果目標に関連する主な活動指標						
サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
関係者協議の開催回数	回	-	7	7	7	7
参加者数	人	-	197	173	173	173
目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人/月	-	-	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人/月	-	-	1	1	2
精神障害者の共同生活援助	人/月	-	-	2	4	6
精神障害者の自立生活援助	人/月	-	-	1	1	2

事業 No. 2	障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p156)
国の考え方	<p>① 児童発達支援センターの設置 2023 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>② 保育所等訪問支援の充実 2023 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 2023 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 2023 年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
市の目標	本市において既に設置・確保等の対応済です。引き続き、各事業を活用し充実した支援を目指します。

項目	単位	2023 年度
《目標値①》児童発達支援センター	設置有無	有
《目標値②》保育所等訪問支援の実施体制	設置有無	有
《目標値③》主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	設置有無	有
《目標値④》医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場設置	設置有無	有
《目標値④》医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置有無	有

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	児童発達支援・医療型児童発達支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p172）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と今後	<p>児童発達支援は、療育の必要な未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。</p>
提供見込み	児童発達支援は、療育に対するニーズが高まることが考えられるため、年度ごとに10%前後の利用者の増加を見込み、医療型児童発達支援は、27人前後で利用者が推移すると見込んでいます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	人/月	323	437	559	628	697
	人日/月	2,773	3,158	3,913	4,396	4,879
医療型児童発達支援	人/月	22	28	27	27	28
	人日/月	120	155	162	162	168

事業 No. 2	放課後等デイサービス（第3章 障害福祉計画 ⇒ p173）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と今後	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
提供見込み	利用実績も伸びており、ニーズも高まることが考えられるため、年度ごとに8%前後の利用者の増加を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月12日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
放課後等デイサービス	人/月	637	666	811	876	940
	人日/月	7,310	7,957	9,732	10,512	11,280

事業 No. 3	保育所等訪問支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p173）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と今後	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
提供見込み	利用実績も伸びており、制度が周知され、さらにニーズは高まることが見込まれます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月1.1日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
保育所等訪問支援	人/月	41	42	45	47	50
	人日/月	45	45	50	52	55

事業 No. 4	居宅訪問型児童発達支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p174）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と今後	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
提供見込み	利用者は1名程度で週1日（月5日）程度の支援を受けると想定します。児童発達支援事業所に参入を働きかけます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
居宅訪問型児童発達支援（利用児童数）	人/月	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	5	5	5

事業 No. 5	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p174)
事業種別	障害児福祉サービス・障害児入所支援
概要と今後	障害児が入所して、保護や日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の訓練を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
提供見込み	措置入所の実績値は市では利用者数の把握が困難であり、把握可能なシステム上の請求実績は無いため、数値は見込んでいません。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉型障害児入所施設(利用児童数)	人/月	-	-	0	0	0
	人日/月	-	-	0	0	0
医療型障害児入所施設(利用児童数)	人/月	-	-	0	0	0
	人日/月	-	-	0	0	0

事業 No. 6	障害児相談支援(第3章 障害福祉計画 ⇒ p175)
事業種別	障害児福祉サービス・障害児相談支援
概要と今後	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
提供見込み	障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、利用計画の量の確保と質の向上を図ります。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害児相談支援	人/月	192	130	178	192	205

事業 No. 7	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置（第3章 障害福祉計画 ⇒ p175）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児相談支援
概要と今後	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。
提供見込み	研修の実施主体である県と連携し、相談支援専門員へ研修受講を働きかけコーディネーターの増加に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
コーディネーター (配置人数)	人	3	5	6	7	8

事業 No. 8	ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数<新規>（第3章 障害福祉計画 ⇒ p176）
事業種別	発達障害者等に対する支援
概要と今後	発達障害者及び発達障害児の支援においては、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの家族等に対する支援体制の充実が必要とされています。
提供見込み	発達障害者及び発達障害児を対象を絞ったペアレントプログラムは本市では実施しておりませんが、市内団体や子育て支援の分野で実施しているペアレントトレーニングの紹介等に取り組めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
支援プログラム等の 受講者数	人	-	-	0	0	0
ペアレントメンター の人数	人	-	-	0	0	0

事業 No. 9	ピアサポートの活動への参加人数<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p177)
事業種別	発達障害者等に対する支援
概要と今後	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の人数を勘案し、人数の見込みを設定する。
提供見込み	本市では活動を実施していませんが、県養成講座修了者の紹介等に取り組み、柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議において精神障害者への支援方法を検討します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
ピアサポートの活動への参加人数	人	-	-	0	0	0

事業 No.10	〔再掲〕保健、医療及び福祉関係者による協議の場<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p178)
事業種別	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
概要と今後	<p>全ての障害福祉圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置し、協議の場の1年間の開催回数を見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するため必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するため必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p>
提供見込み	<p>本市では、「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」として関係者の協議の場を定期的を開催し、地域課題の分析等を行っています。今後も市内医療機関等関係機関と連携を図ることにより、退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p> <p>開催回数及び参加者数はこれまでの実績を踏まえ設定しているほか、目標設定及び評価については地域課題等の分析を通じ今後の事業の目標を定めており、柏市自立支援協議会の場で経過を報告すること等により検討を深めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	回	-	7	7	7	7
参加者数	人	-	197	173	173	173
目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	1	1	1

事業 No.11	〔再掲〕精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p179)
事業種別	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
概要と今後	現に各サービスを利用している精神障害者の人数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち各サービスの利用が見込まれる方の人数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
提供見込み	現在の地域移行支援／地域定着支援／共同生活援助／自立生活援助の利用が見込まれる方の人数等を勘案して、精神障害者等のサービス利用見込みを設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
精神障害者の地域移行支援	人/月	-	-	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人/月	-	-	1	1	2
精神障害者の共同生活援助	人/月	-	-	2	4	6
精神障害者の自立生活援助	人/月	-	-	1	1	2

第 3 章・障害福祉計画

この章では、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保に係る目標や各サービスの見込み量を示しています。

第 1 節	障害福祉計画の基本指針	146
第 2 節	成果目標	149
第 3 節	活動指標(障害福祉サービスの見込み)	162
第 4 節	地域生活支援事業の見込み	184

《障害福祉サービス（障害福祉計画）の体系》

大項目	中項目	小項目	基本計画(柱)	基本計画(頁)
第1節 障害福祉計画 の基本指針	(1) 計画の策定にあたって		-	-
	(2) 国の基本指針の概要		-	-
	(3) 第6期計画の数値目標のポイント		-	-
第2節 成果目標	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行		2	p80
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		4	p133
	(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実		2	P81
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等		3	p111
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》		4	p135
	(6) 相談支援体制の充実・強化等<新規>		1	p55
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築<新規>		2	p82
第3節 活動指標 (障害福祉 サービスの 見込み)	(1) 訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	2	p83
	(2) 日中活動系サービス	①生活介護	2	p84
		②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	2	p84
		③就労移行支援	3	p113
		④就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）	3	p113
		⑤就労定着支援	3	p114
		⑥療養介護	2	p85
		⑦短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）	2	p85
	(3) 居住系サービス	①自立生活援助	2	p86
		②共同生活援助（グループホーム）	2	p86
		③施設入所支援	2	p87
		④地域生活支援拠点<新規>	2	p87
	(4) 相談支援関連	①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	1 (再掲2)	p56 (p88)
	(5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》			
	1) 障害児通所支援	①児童発達支援・医療型児童発達支援	4	p136
		②放課後等デイサービス	4	p136
		③保育所等訪問支援	4	p137
		④居宅訪問型児童発達支援	4	p137
	2) 障害児入所支援	①福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設<新規>	4	p138
	3) 障害児相談支援	①障害児相談支援	4	p138
②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		4	p139	

大項目	中項目	小項目	基本計画(柱)	基本計画(頁)	
第3節 活動指標 (障害福祉サービスの見込み)	(6) 発達障害者等に対する支援 <新規>	①発達障害者支援地域協議会の開催【県】	4	-	
		②発達障害者支援センターによる相談支援【県】	4	-	
		③ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	4	p139	
		④ピアサポートの活動への参加人数	4	p140	
	(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築<新規>	①保健、医療及び福祉関係者による協議の場	2 (再掲4)	p89 (p140)	
		②精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助	2 (再掲4)	p90 (p141)	
		③精神病床における退院患者の退院後の行き先【県】	4	-	
	(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組<新規>	①総合的・専門的な相談支援	1	p57	
		②地域の相談支援体制の強化	1	p57	
	(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組<新規>	①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2	p90	
		②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	2	p91	
		③指導監査結果の関係市町村との共有	2	p91	
	第4節 地域生活支援事業の見込み	(1) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業	3	p114
			②自発的活動支援事業	3	p114
③相談支援事業			1	p58	
④成年後見制度利用支援事業			1	p59	
⑤成年後見制度法人後見支援事業			1	p59	
⑥意思疎通支援事業			1	p60	
⑦日常生活用具給付等事業			2	p92	
⑧手話奉仕員養成研修事業			1	p60	
⑨移動支援事業			2	p93	
⑩地域活動支援センター機能強化事業			2	p93	
⑪専門性の高い意思疎通支援事業			1	P61	
(2) その他事業		①日中一時支援事業	2	p94	
		②訪問入浴サービス事業	2	p94	
		③点字・声の広報等発行事業	1	p61	
		④奉仕員養成・研修事業	1	p62	
		⑤障害者グループホーム入居者家賃助成事業	2	p94	

第1節

障害福祉計画の基本指針

(1) 計画の策定にあたって

「第6期柏市障害福祉計画」及び「第2期柏市障害児福祉計画」は、2021年度から2023年度までの障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。

策定にあたっては、国で策定する「基本指針」に基づく必要があるとされています。「基本指針」には、以下の基本理念及び基本的事項などの考え方が示されるとともに、2023年度末の目標を設定する旨が示されています。

本市においても、これらの国の考え方を踏まえ、サービス提供事業者と連携をとりながら提供体制の充実を図ります。

(2) 国の基本指針の概要

基本指針の理念

**自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に**

《配慮する点》

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

《障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

《相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 相談支援体制の構築
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の設置等

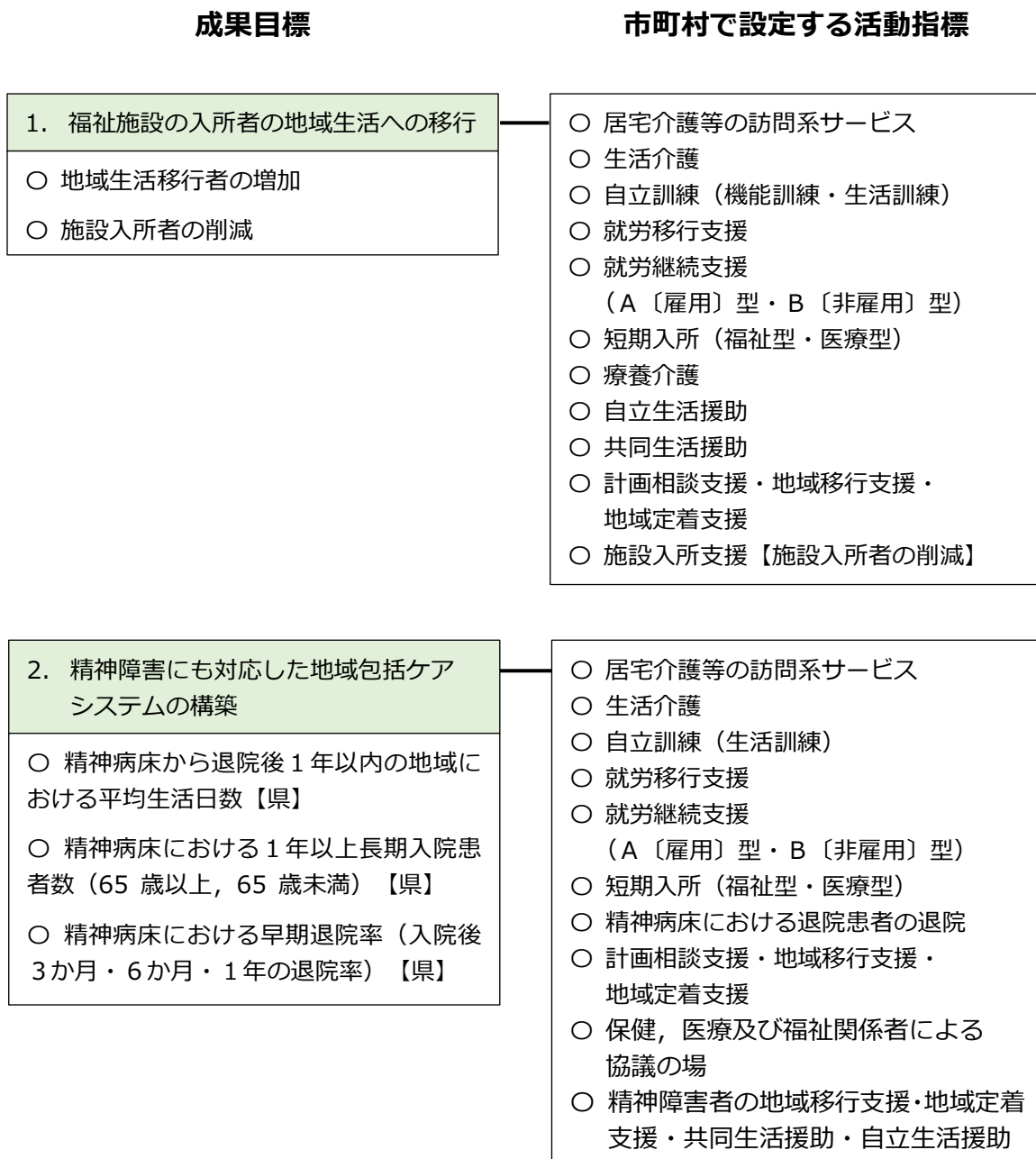
《障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 地域支援体制の構築
2. 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

(3) 第6期計画の数値目標のポイント

第6期柏市障害者福祉計画及び第2期柏市障害児福祉計画を策定するにあたっては、提供体制の確保に係る目標として、7つの「成果目標」を設定することとされています。また、成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や利用日数に係る「活動指標」を設定することを求められています。

《成果目標と活動指標の関係》



成果目標

市町村で設定する活動指標

<p>3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <p>○ 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討</p>	<p>○ 地域生活支援拠点等</p>
<p>4. 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>○ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加</p> <p>○ 就労移行支援事業から一般就労への移行者数の増加</p> <p>○ 就労継続支援 A 型及び B 型事業から一般就労への移行者数の増加</p> <p>○ 就労定着支援事業の利用者の増加</p> <p>○ 就労定着支援事業所の定着率の増加</p>	<p>○ 就労移行支援</p> <p>○ 就労移行支援事業, 就労継続支援 (A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型) から一般就労への移行者数</p> <p>○ 就労定着支援</p>
<p>5. 障害児支援の提供体制の整備等 《障害児福祉計画》</p> <p>○ 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p> <p>○ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p> <p>○ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p>	<p>○ 児童発達支援</p> <p>○ 医療型児童発達支援</p> <p>○ 放課後等デイサービス</p> <p>○ 保育所等訪問支援</p> <p>○ 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>○ 障害児相談支援</p> <p>○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置</p>
<p>6. 相談支援体制の充実・強化等</p> <p>○ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保</p>	<p>○ 総合的・専門的な相談支援</p> <p>○ 地域の相談支援体制の強化</p>
<p>7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <p>○ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築</p>	<p>○ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用</p> <p>○ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有</p> <p>○ 指導監査結果の関係市町村との共有</p>

第2節

成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方	<p>① 施設入所者の地域生活への移行 2023年度末における地域生活に移行する者の目標値を2019年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>② 施設入所者の削減 2023年度末の施設入所者数を2019年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</p>
市の目標	<p>本市では、2006年度から2019年度の間延べ57人(年平均4.4人)が地域生活へ移行していますが、国の傾向と同様に移行対象者が少なくなっており、2006年度から2013年度までの45人(年平均5.6人)に比べ、2013年度以降は12人(年平均2人)と減少しています。</p> <p>国の指針では2019年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としていますが、入所者の高齢化に伴い地域生活への移行は困難となることから、入所者本人や家族の意向を確認し地域生活への移行ありきとならないようにするため、実情に応じて2人(1%)に設定します。</p> <p>併せて、2019年度末時点での施設入所者数は過去3年間で12人減少していますが、2023年度末時点の施設入所者数は新規入所者を加味しても、1人減(0.5%)の186人とします。</p>

成果目標		
項目	数値	考え方
2019年度末時点施設入所者数	187人	2019年度末時点施設入所者数
《目標値①》2023年度末までに地域生活に移行する施設入所者数	2人 (1.0%)	施設入所から自宅やグループホーム等に移行する人数
2023年度末時点施設入所者数	186人	2023年度末時点の施設入所者数
《目標値②》削減見込み(削減率)	1人 (0.5%)	差し引き減少見込み数

成果目標を達成するための活動指標	
柱1 計画相談支援・地域移行支援・ 地域定着支援	柱2 療養介護
柱2 居宅介護等の訪問系サービス	柱2 自立生活援助
柱2 生活介護	柱2 共同生活援助（グループホーム）
柱2 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	柱2 施設入所支援
柱2 短期入所（ショートステイ） （福祉型・医療型）	柱3 就労移行支援
	柱3 就労継続支援 （A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱1－施策1－取組1－②「ケアマネジメントの実施強化」
○ 柱2－施策1－取組2－②「重度障害にも対応したグループホームなどへの支援」
○ 柱2－施策2－取組1－①「在宅の福祉サービスの充実」
○ 柱2－施策2－取組1－②「外出支援の提供」
○ 柱2－施策2－取組2－①「多様な日中活動系サービスの提供」
○ 柱2－施策2－取組2－②「緊急時対応やレスパイトの受入体制の強化」
○ 柱3－施策1－取組1－①「障害者雇用の促進」
○ 柱3－施策1－取組1－②「職場定着支援の充実」
○ 柱3－施策1－取組1－③「チャレンジドオフィスの充実」
○ 柱3－施策1－取組1－④「企業による障害者雇用の推進・促進」
○ 柱3－施策1－取組2－①「就労継続支援事業所等への支援」
○ 柱4－施策3－取組2－①「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方	<p>① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 2023年度中の精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上を基本として目標値を設定する。</p> <p>② 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上, 65歳未満) 2023年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び2023年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。</p> <p>③ 精神病床における早期退院率 (入院後3か月時点, 入院後6か月時点, 入院後1年時点) 2023年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし, 入院後6か月時点の退院率については86%以上, 入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。</p>
市の目標	<p>数値目標については県が定める事項となりますが, 入院している精神障害者が地域生活(自宅やグループホーム等)に移行するにあたり, 地域移行支援・地域定着支援を始めとした障害福祉サービスの提供等, 支援を行う必要があります。</p> <p>本市では, 「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」として関係者の協議の場を定期的を開催し, 地域課題の分析等を行っています。今後も市内医療機関等関係機関と連携を図ることにより, 退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p> <p>主な活動指標はこれまでの実績を踏まえ, 設定しています。</p>

成果目標に関連する主な活動指標						
サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
関係者協議の開催回数	回	-	7	7	7	7
参加者数	人	-	197	173	173	173
目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人/月	-	-	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人/月	-	-	1	1	2
精神障害者の共同生活援助	人/月	-	-	2	4	6
精神障害者の自立生活援助	人/月	-	-	1	1	2

成果目標を達成するための活動指標	
柱1 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	柱2 精神病床における退院患者の退院
柱2 居宅介護などの訪問系サービス	柱3 就労移行支援
柱2 生活介護	柱3 就労継続支援 (A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型)
柱2 自立訓練(機能訓練・生活訓練)	柱4 保健, 医療及び福祉関係者による協議の場
柱2 短期入所(ショートステイ) (福祉型・医療型)	柱4 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱1 - 施策1 - 取組1 - ②「ケアマネジメントの実施強化」
○ 柱2 - 施策1 - 取組1 - ②「地域移行・地域定着の推進」
○ 柱2 - 施策1 - 取組2 - ②「重度障害にも対応したグループホームなどへの支援」
○ 柱2 - 施策2 - 取組1 - ②「外出支援の提供」
○ 柱2 - 施策2 - 取組2 - ②「緊急時対応やレスパイトの受入体制の強化」
○ 柱3 - 施策1 - 取組1 - ①「障害者雇用の促進」
○ 柱3 - 施策1 - 取組1 - ②「職場定着支援の充実」
○ 柱3 - 施策1 - 取組1 - ③「チャレンジドオフィスの充実」
○ 柱3 - 施策1 - 取組1 - ④「企業による障害者雇用の推進・促進」
○ 柱3 - 施策1 - 取組2 - ①「就労継続支援事業所等への支援」
○ 柱4 - 施策3 - 取組2 - ①「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の考え方	地域生活支援拠点等について、2023年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
市の目標	本市においては、2019年度末までに地域生活支援拠点4か所を面的・機能別に整備を行っています。今後は、地域性への配慮やさまざまな障害に対する支援体制を整備するため、年1回を目途に、各地域生活支援拠点等の運用状況の評価を行い、その結果を柏市自立支援協議会に報告します。

項目	数値	考え方
《目標値》地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回/年	障害者の特性や地域性等を考慮しつつ、利用の実態を把握し、運用状況を検証及び検討する機会を設けます。

成果目標を達成するための活動指標

柱2 地域生活支援拠点

関連する障害者基本計画の事業

○ 柱2－施策1－取組1－①「地域生活支援拠点と連携したネットワークの充実」

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方	<p>① 福祉施設から一般就労への移行者数 2023年度中に、2019年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、2023年度中に、2019年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。</p> <p>③ 就労継続支援A型及びB型事業から一般就労への移行者数 一般就労が困難である方に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることからその事業目的に照らし、それぞれ、2023年度中に2019年度実績の概ね1.26倍以上（A型）、1.23倍以上（B型）を目指すこととする。</p> <p>④ 就労定着支援事業の利用者数 2023年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>⑤ 就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
市の目標	本市においては、支援員のスキルアップ向上や、職場定着支援の拡充により、障害者の就労支援の底上げを図ります。

項目	数値	考え方
2019年度一般就労移行者数	65人	福祉施設から一般就労した人数
《目標値①》2023年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	83人	2019年度末の福祉施設から一般就労した人数の1.27倍
2019年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	59人	就労移行支援事業所から一般就労した人数
《目標値②》2023年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	77人	2019年度実績の1.30倍
2019年度末における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	3人	就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数
《目標値③》2023年度中における就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	6人	2019年度実績の2倍
2019年度末における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	3人	就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
《目標値③》2023年度中における就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	6人	2019年度実績の2倍
2019年度末における就労定着支援事業の利用者数	61人	2019年度末における就労定着支援事業の利用者数
《目標値④》2023年度中における就労定着支援事業の利用者数	64人	2023年度末の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数の8割
2019年度中における就労定着率が8割以上の事業所の割合	71.4%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合
《目標値⑤》2023年度中における就労定着率が8割以上の事業所の割合	80%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の8割

成果目標を達成するための活動指標

- 柱3 就労移行支援
- 柱3 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）
- 柱3 就労定着支援

関連する障害者基本計画の事業

- 柱3－施策1－取組1－①「障害者雇用の促進」
- 柱3－施策1－取組1－②「職場定着支援の充実」
- 柱3－施策1－取組1－③「チャレンジオフィスの充実」
- 柱3－施策1－取組1－④「企業による障害者雇用の推進・促進」
- 柱3－施策1－取組2－①「就労継続支援事業所等への支援」

(5) 障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》

国の考え方	<p>① 児童発達支援センターの設置 2023 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に 1 か所以上設置することを基本とする。</p> <p>② 保育所等訪問支援の充実 2023 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 2023 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。</p> <p>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 2023 年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
市の目標	本市において既に設置・確保等の対応済です。引き続き、各事業を活用し充実した支援を目指します。

項目	単位	2023 年度
《目標値①》児童発達支援センター	設置有無	有
《目標値②》保育所等訪問支援の実施体制	設置有無	有
《目標値③》主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	設置有無	有
《目標値④》医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場設置	設置有無	有
《目標値④》医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	配置有無	有

成果目標を達成するための活動指標	
柱4	児童発達支援・医療型児童発達支援
柱4	放課後等デイサービス
柱4	保育所等訪問支援
柱4	居宅訪問型児童発達支援
柱4	障害児相談支援
柱4	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
関連する障害者基本計画の事業	
○	柱1－施策1－取組1－①「障害者相談支援体制の強化」
○	柱4－施策1－取組1－②「療育支援の拡充」
○	柱4－施策1－取組2－①「こども園・幼稚園・保育園等支援の充実」
○	柱4－施策2－取組1－①「連続性のある『多様な学びの場』と支援の充実、 交流及び共同学習の推進」
○	柱4－施策2－取組2－①「放課後等デイサービスの充実及び質の向上」
○	柱4－施策3－取組1－①「医療的ケア等に係る相談支援や人材育成」

(6) 相談支援体制の充実・強化等 <新規>

国の考え方	<p>① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</p> <p>②③④ 地域の相談支援体制の強化 地域における相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域における相談支援事業者の人材育成に対する支援件数の見込みを設定する。 地域における相談機関との連携強化の取組に係る実施回数を見込みを設定する。</p>
市の目標	<p>本市においては、「福祉の総合相談窓口」の設置を推進し、複合的な課題を抱えた障害者・家族に対し、障害福祉の観点から課題の解決に取り組めます。</p> <p>市内4か所の地域生活支援拠点と1か所の委託相談支援事業所において、相談支援事業所への訪問等による助言の活動を行っているほか、相談支援専門員の資質の向上のため柏市自立支援協議会相談支援連絡会や地域別の研修会を開催します。</p> <p>相談支援に携わる専門支援機関と市役所の間で定期的に連携会議を設け、課題の解決に取り組めます。活動指標値は、今年度までの実績を踏まえて設定します。</p>

サービス見込み量		第6期推計		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2023年度
《目標値①》総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	有	有	有
《目標値②》相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	100	100	100
《目標値③》相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	10	10	10
《目標値④》相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	19	19	19

成果目標を達成するための活動指標	
柱1	総合的・専門的な相談支援
柱1	地域の相談支援体制の強化

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱1－施策1－取組1－①「障害者相談支援体制の強化」
○ 柱1－施策1－取組1－②「ケアマネジメントの実施強化」
○ 柱1－施策1－取組2－①「福祉の総合相談窓口の設置」
○ 柱1－施策1－取組2－②「地域の相談支援機関との連携強化」
○ 柱2－施策1－取組1－①「地域生活支援拠点と連携したネットワークの充実」
○ 柱2－施策1－取組1－②「地域移行・地域定着の推進」

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築〈新規〉

<p>国の考え方</p>	<p>① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。</p> <p>② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。</p> <p>③ 指導監査結果の関係市町村との共有 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。</p>
<p>市の目標</p>	<p>本市においては、県が主催する虐待防止・権利擁護・障害支援区分認定調査員に係る研修等幅広いテーマの研修に参加しています。障害者自立支援審査支払等システムを確認し、請求の過誤が多くみられた場合は集団指導の場で説明しており、必要とされる体制を確保しています。事業者を対象とした指導監査を通じて、課題が見つければ必要に応じ県と情報共有を行っているほか、県・関係市との連絡会議を開催しさまざまな課題について情報共有を図ります。活動指標値の設定については、これまで実績を踏まえ設定していますが、「各サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数」については、指導監査の結果、課題が発見された場合に適切に対応する方針であることから、回数は設定していません。</p>

成果目標に関連する主な活動指標				
項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や県が市職員に対して実施する研修への参加人数	人	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	回	1	1	1
各サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数	回	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施

成果目標を達成するための活動指標	
柱2	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
柱2	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
柱2	指導監査結果の関係市町村との共有
関連する障害者基本計画の事業	
○	柱2-施策2-取組1-①「在宅の福祉サービスの充実」
○	柱4-施策2-取組2-①「放課後等デイサービスの充実及び質の向上」

第3節

活動指標（障害福祉サービスの見込み）

成果目標を実現するための具体的な活動の指標を定めます。

(1) 訪問系サービス

概要と今後	<ul style="list-style-type: none">・ 居宅介護 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。・ 重度訪問介護 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。・ 同行援護 視覚障害者（児）が移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。・ 行動援護 知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。・ 重度障害者等包括支援 介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
指標の説明	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問系合計	人/月	552	564	625	649	672
	時間/月	20,277	22,327	25,171	26,627	28,059
居宅介護	人/月	433	448	498	518	537
	時間/月	10,391	10,446	11,952	12,432	12,888
重度訪問介護	人/月	24	32	36	39	42
	時間/月	7,774	10,299	11,520	12,480	13,440
同行援護	人/月	83	79	81	81	81
	時間/月	1,948	1,478	1,539	1,539	1,539
行動援護	人/月	12	5	10	11	12
	時間/月	164	104	160	176	192
重度障害者等包括支援	人/月	-	-	0	0	0
	時間/月	-	-	0	0	0

関連する障害者基本計画の事業

- 柱2－施策2－取組1－①「在宅の福祉サービスの充実」
- 柱2－施策2－取組1－②「外出支援の提供」

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

概要と今後	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
指標の説明	提供事業所の増加により、年度ごとに2%の利用者の増加を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月19日利用するものとして算出しています。生活介護を提供する事業者は増加しており、今後も引き続き事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
生活介護	人/月	592	623	638	653	665
	人日/月	11,639	11,081	12,122	12,407	12,635

関連する障害者基本計画の事業

○ 柱2－施策2－取組2－①「多様な日中活動系サービスの提供」

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

概要と今後	<p>機能訓練は、身体障害者を対象に理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p> <p>生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。</p>
指標の説明	<p>機能訓練は、市内に提供事業所はなく、第1期計画以降は1～2人の実績で推移しているため、第6期計画でも1人の利用を見込みます。</p> <p>生活訓練は、14人程度を見込んでいます。利用日数については、過去の実績から機能訓練は1人あたり月18日、生活訓練は1人あたり月16日で算出しています。機能訓練は市内に提供事業所がないことから、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自立訓練（機能訓練）	人／月	2	1	1	1	1
	人日／月	28	18	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人／月	8	14	14	14	14
	人日／月	108	205	224	224	224

関連する障害者基本計画の事業

- 柱2－施策2－取組2－①「多様な日中活動系サービスの提供」

③ 就労移行支援

概要と今後	一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
指標の説明	就労移行支援事業の利用者数は、年度ごとに5%前後の増加を見込んでいます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月17日で算出しています。また、市内就労移行支援事業所や商工関係団体との有機的な連携を強化し、障害者の一般就労を推進します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労移行支援	人／月	113	123	141	148	155
	人日／月	1,873	2,080	2,397	2,516	2,635

関連する障害者基本計画の事業

- 柱3－施策1－取組1－①「障害者雇用の促進」
 ○ 柱3－施策1－取組1－②「職場定着支援の充実」
 ○ 柱3－施策1－取組1－③「チャレンジオフィスの充実」

④ 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）

概要と今後	<p>A〔雇用〕型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p> <p>B〔非雇用〕型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。</p>
指標の説明	<p>A〔雇用〕型及びB〔非雇用〕型ともに、市内に事業所が着実に増加していることもあり、年度ごとにA型は8%前後、B型は3%前後の利用者の増加を見込んでいます。</p> <p>利用日数は、過去の実績から「A〔雇用〕型」は1人あたり月18日、「B〔非雇用〕型」は1人あたり月16日で算出しています。就労継続支援のニーズは今後も高まるものと考えられるため、地域活動支援センターからの移行を積極的に支援するなど引き続き事業所の拡充に努めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労継続支援 （A〔雇用〕型）	人／月	125	150	178	193	211
	人日／月	2,109	2,704	3,204	3,474	3,798
就労継続支援 （B〔非雇用〕型）	人／月	445	470	497	503	525
	人日／月	7,274	7,404	7,952	8,048	8,400

関連する障害者基本計画の事業						
○ 柱3－施策1－取組2－①「就労継続支援事業所等への支援」						

⑤ 就労定着支援

概要と今後	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。
指標の説明	2023年度における一般就労に移行する者のうち、8割が利用することを目標とすることから、64人の利用を見込んでいます。また、過去の実績から1人あたり月1.2日程度の支援を受けると想定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
就労定着支援	人/月	50	61	59	61	64
	人日/月	70	63	70	73	76

関連する障害者基本計画の事業

- 柱3－施策1－取組1－②「職場定着支援の充実」

⑥ 療養介護

概要と今後	医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
指標の説明	27人の利用で推移すると見込みます。引き続き、同事業の利用が必要な障害者が円滑にサービスを受けることができるよう、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
療養介護	人/月	25	28	27	27	27

関連する障害者基本計画の事業

- 柱2－施策2－取組2－①「多様な日中活動系サービスの提供」

⑦ 短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）

概要と今後	自宅で介護する人の病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排泄又は食事の介護等を提供します。
指標の説明	<p>短期入所は緊急時に備えて申請しているケースも多いため、支給決定を受けても実際に利用せずに済む人も多く見受けられます。年度ごとに福祉型は7%前後、医療型は1人の利用者の増加を見込んでいます。</p> <p>利用日数については、過去の実績から福祉型は1人あたり月5日、医療型は1人あたり月4日で算出しています。既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所へも支援を行うことなどにより、提供体制の確保に努めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
短期入所（福祉型）	人/月	162	164	195	209	222
	人日/月	987	769	975	1,045	1,110
短期入所（医療型）	人/月	8	0	3	4	5
	人日/月	31	0	12	16	20

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱2－施策2－取組2－②「緊急時対応やレスパイトの受入体制の強化」

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

概要と今後	定期的に利用者の居宅を訪問し、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。
提供見込み	国の指針における対象者は、施設や病院から地域移行した障害者や、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者であり、地域定着支援とほぼ同じため、地域定着支援と同数の利用を想定します。2018年度から始まったサービスのため、提供事業所数が増えるように引き続き働きかけを行います。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	2	3

関連する障害者基本計画の事業

- 柱2－施策2－取組1－①「在宅の福祉サービスの充実」

② 共同生活援助（グループホーム）

概要と今後	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
提供見込み	共同生活援助は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後の利用者は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに6%前後の利用者の増加を見込んでいます。 提供体制の確保にあたっては、グループホームの立ち上げに必要な支援を行うとともに、運営費の補助を行うことで、新規開設を促進します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	261	295	338	362	385

関連する障害者基本計画の事業

- 柱2－施策1－取組2－②「重度障害にも対応したグループホームなどへの支援」

③ 施設入所支援

概要と今後	施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
提供見込み	施設入所支援は、2023年度までに2019年度末の実績（187人）の0.5%以上の人数を減らすことを目標としているため、2023年度の利用者を186人と見込みます。障害者が安心して施設を退所することができるよう、共同生活援助や訪問系サービスの充実を図ります。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設入所支援	人/月	193	187	187	187	186

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱2－施策1－取組2－②「重度障害にも対応したグループホームなどへの支援」

④ 地域生活支援拠点〈新規〉

概要と今後	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を行います。
提供見込み	本市においては、2019年度末までに地域生活支援拠点4か所を面的・機能別に整備を行っています。今後は、地域性への配慮やさまざまな障害に対する支援体制を整備するため、年1回を目途に、各地域生活支援拠点等の運用状況の評価を行い、その結果を柏市自立支援協議会に報告します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	-	-	1	1	1

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱2－施策1－取組1－①「地域生活支援拠点と連携したネットワークの充実」

(4) 相談支援関連

① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 ・ 障害児相談支援 障害児通所支援利用者の障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 ・ 地域相談支援 《地域移行支援》障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。 《地域定着支援》施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。
提供見込み	<p>「計画相談支援」は、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を、「障害児相談支援」は障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。</p> <p>「地域移行支援」は、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行する人数を勘案し対象者数を見込んでいます。</p> <p>「地域定着支援」は、単身世帯の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者、地域定着支援の利用が見込まれる障害者を勘案し、対象者を見込んでいます。</p> <p>計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の量の確保と質の向上を図ります。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	人/月	485	446	574	622	671
障害児相談支援	人/月	192	130	178	192	205
地域移行支援	人/月	2	2	3	4	5
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	3

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱1－施策1－取組1－②「ケアマネジメントの実施強化」
○ 柱2－施策1－取組1－②「地域移行・地域定着の推進」

(5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》

障害児支援の提供体制の確保については、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であることから、関係部署と連携を図り、事業を実施していきます。

1) 障害児通所支援

① 児童発達支援・医療型児童発達支援

概要と今後	<p>児童発達支援は、療育の必要な未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。</p> <p>医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。</p>
提供見込み	<p>児童発達支援は、療育に対するニーズが高まることが考えられるため、年度ごとに10%前後の利用者の増加を見込み、医療型児童発達支援は、27人前後で利用者が推移すると見込んでいます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	人/月	323	437	559	628	697
	人日/月	2,773	3,158	3,913	4,396	4,879
医療型児童発達支援	人/月	22	28	27	27	28
	人日/月	120	155	162	162	168

関連する障害者基本計画の事業

○ 柱4－施策1－取組1－②「療育支援の拡充」

② 放課後等デイサービス

概要と今後	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
提供見込み	利用実績も伸びており、ニーズも高まることが考えられるため、年度ごとに8%前後の利用者の増加を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月12日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
放課後等デイサービス	人/月	637	666	811	876	940
	人日/月	7,310	7,957	9,732	10,512	11,280

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱4－施策2－取組2－①「放課後等デイサービスの充実及び質の向上」

③ 保育所等訪問支援

概要と今後	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
提供見込み	利用実績も伸びており、制度が周知され、さらにニーズは高まることが見込まれます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月1.1日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
保育所等訪問支援	人/月	41	42	45	47	50
	人日/月	45	45	50	52	55

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱4－施策1－取組2－①「こども園・幼稚園・保育園等支援の充実」

④ 居宅訪問型児童発達支援

概要と今後	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
提供見込み	利用者は1名程度で週1日（月5日）程度の支援を受けると想定します。児童発達支援事業所に参入を働きかけます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
居宅訪問型児童発達支援（利用児童数）	人／月	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	5	5	5

関連する障害者基本計画の事業						
○ 柱4－施策1－取組1－②「療育支援の拡充」						

2) 障害児入所支援

① 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〈新規〉

概要と今後	障害児が入所して、保護や日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の訓練を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
提供見込み	措置入所の実績値は市では利用者数の把握が困難であり、把握可能なシステム上の請求実績は無いため、数値は見込んでいません。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
福祉型障害児入所施設（利用児童数）	人／月	-	-	0	0	0
	人日／月	-	-	0	0	0
医療型障害児入所施設（利用児童数）	人／月	-	-	0	0	0
	人日／月	-	-	0	0	0

3) 障害児相談支援

① 障害児相談支援

概要と今後	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
提供見込み	障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、利用計画の量の確保と質の向上を図ります。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害児相談支援	人/月	192	130	178	192	205

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱1－施策1－取組1－①「障害者相談支援体制の強化」
○ 柱4－施策1－取組1－②「療育支援の拡充」
○ 柱4－施策2－取組1－①「連続性のある『多様な学びの場』と支援の充実、交流及び共同学習の推進」

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

概要と今後	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。
提供見込み	研修の実施主体である県と連携し、相談支援専門員へ研修受講を働きかけコーディネーターの増加に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
コーディネーター (配置人数)	人	3	5	6	7	8

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱4－施策2－取組1－①「連続性のある『多様な学びの場』と支援の充実、交流及び共同学習の推進」
○ 柱4－施策3－取組1－①「医療的ケア等に係る相談支援や人材育成」

(6) 発達障害者等に対する支援<新規>

① 発達障害者支援地域協議会の開催【県】<新規>

概要と今後	発達障害者支援に関し、地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。
提供見込み	数値目標については県が定める事項となります。

② 発達障害者支援センターによる相談支援【県】<新規>

概要と今後	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
提供見込み	数値目標については県が定める事項となります。

③ ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数<新規>

概要と今後	発達障害者及び発達障害児の支援においては、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの家族等に対する支援体制の充実が必要とされています。
提供見込み	発達障害者及び発達障害児に対象を絞ったペアレントプログラムは本市では実施しておりませんが、市内団体や子育て支援の分野で実施しているペアレントトレーニングの紹介等に取り組みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
支援プログラム等の受講者数	人	-	-	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	-	-	0	0	0

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱4－施策2－取組1－④「教育相談・家族支援の充実」

④ ピアサポートの活動への参加人数<新規>

概要と今後	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の人数を勘案し、人数の見込みを設定する。
提供見込み	本市では活動を実施していませんが、県養成講座修了者の紹介等に取り組み、柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議において精神障害者への支援方法を検討します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
ピアサポートの活動への参加人数	人	-	-	0	0	0

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ＜新規＞

① 保健，医療及び福祉関係者による協議の場＜新規＞

概要と今後	<p>全ての障害福祉圏域ごとに保健，医療，福祉の関係者による協議の場を設置し，協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するため必要となる，保健，医療，福祉，介護，当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては，精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するため必要となる，協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p>
提供見込み	<p>本市では，「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」として関係者の協議の場を定期的を開催し，地域課題の分析等を行っています。今後も市内医療機関等関係機関と連携を図ることにより，退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p> <p>開催回数及び参加者数はこれまでの実績を踏まえ設定しているほか，目標設定及び評価については地域課題等の分析を通じ今後の事業の目標を定めており，柏市自立支援協議会の場で経過を報告すること等により検討を深めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	回	-	7	7	7	7
参加者数	人	-	197	173	173	173
目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	1	1	1

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱4－施策3－取組2－①「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

② 精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助〈新規〉

概要と今後	現に各サービスを利用している精神障害者の人数，精神障害者等のニーズ，入院中の精神障害者のうち各サービスの利用が見込まれる方の人数等を勘案して，利用者数の見込みを設定する。
提供見込み	現在の地域移行支援／地域定着支援／共同生活援助／自立生活援助の利用が見込まれる方の人数等を勘案して，精神障害者等のサービス利用見込みを設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
精神障害者の地域移行支援	人／月	-	-	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人／月	-	-	1	1	2
精神障害者の共同生活援助	人／月	-	-	2	4	6
精神障害者の自立生活援助	人／月	-	-	1	1	2

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱1－施策1－取組1－①「障害者相談支援体制の強化」
○ 柱1－施策1－取組1－②「ケアマネジメントの実施強化」
○ 柱2－施策1－取組1－②「地域移行・地域定着の推進」
○ 柱2－施策1－取組2－②「重度障害にも対応したグループホームなどへの支援」
○ 柱4－施策3－取組2－①「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

③ 精神病床における退院患者の退院後の行き先【県】〈新規〉

概要と今後	都道府県において，入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる，精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。
提供見込み	数値目標については県が定める事項となります。

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組<新規>

① 総合的・専門的な相談支援<新規>

概要と今後	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
提供見込み	本市においては、「福祉の総合相談窓口」の設置を推進し、複合的な課題を抱えた障害者・家族に対し、障害福祉の観点から課題の解決に取り組めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	-	-	有	有	有

関連する障害者基本計画の事業

○ 柱1 - 施策1 - 取組2 - ①「福祉の総合相談窓口の設置」

② 地域の相談支援体制の強化＜新規＞

概要と今後	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の見込み及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
提供見込み	市内4か所の地域生活支援拠点と1か所の委託相談支援事業所において、相談支援事業所への訪問等による助言の活動を行うほか、資質の向上のため相談支援連絡会や地域別の研修会を開催します。専門支援機関と市役所の間で定期的に連携会議を設け、課題の解決に取り組めます。活動指標値は、今年度までの実績を踏まえて設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	-	-	100	100	100
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	-	-	10	10	10
相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	-	-	19	19	19

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱1－施策1－取組1－①「障害者相談支援体制の強化」
○ 柱1－施策1－取組1－②「ケアマネジメントの実施強化」
○ 柱2－施策1－取組1－①「地域生活支援拠点と連携したネットワークの充実」

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組<新規>

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用<新規>

概要と今後	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
提供見込み	本市においては、県が主催する虐待防止・権利擁護・障害支援区分認定調査員に係る研修等幅広いテーマの研修に参加していますので、これまでの実績を踏まえて見込量を設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
参加人数	人	-	-	20	20	20

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有<新規>

概要と今後	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。
提供見込み	障害者自立支援審査支払等システムを確認し、請求の過誤が多くみられた場合は集団指導の場で説明しており、必要とされる体制を確保しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
体制	有無	-	-	有	有	有
実施回数	回	-	-	1	1	1

③ 指導監査結果の関係市町村との共有<新規>

概要と今後	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。
提供見込み	事業者を対象とした指導監査を通じて、課題が見つければ必要に応じ県や関係市と情報共有を行っているほか、県・関係市との連絡会議を毎年開催しさまざまな課題について情報共有を行っています。指導監査の結果、課題が発見された場合に適切に対応する方針であることから、回数は設定していません。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
体制	有無	-	-	有	有	有
共有回数	回	-	-	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱2－施策2－取組1－①「在宅の福祉サービスの充実」
○ 柱3－施策1－取組2－③「就労系事業所の質の向上」

第4節

地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施するものです。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

概要と今後	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
提供見込み	市関係各課やサービス提供者及び障害者団体等の協力を得ながら啓発を行う機会を確保し、定期的な実施に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有

関連する障害者基本計画の事業

- 柱3－施策3－取組1－①「障害への理解を深めるための啓発の充実」
- 柱3－施策3－取組1－②「講座やイベント等による障害理解の推進」
- 柱3－施策3－取組1－③「交流や体験を通じた福祉教育の充実」

② 自発的活動支援事業

概要と今後	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）に対して支援を行います。
提供見込み	事業目的に適った活動であるか精査を行い、安定した事業活動ができるよう支援します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

関連する障害者基本計画の事業

- 柱3－施策3－取組2－②「障害者関係団体との連携強化」

③ 相談支援事業

概要と今後	<p>障害児者やその家族などからの相談に適切に対応するために、地域生活支援拠点も含めた民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します（地域生活支援拠点では任意事業の「地域移行の安心生活支援」のコーディネート事業を活用して24時間の相談受付・コーディネートを実施します）。専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため、体制づくりの中心となる複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。</p> <p>また、障害者が安心して地域での生活を送れるよう、住宅入居の支援や後見制度の利用支援など、権利擁護を行うとともに、専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。</p>
提供見込み	<p>「障害者相談支援事業」は、市直営1か所と民間事業者への委託を併せて6か所で実施することにより、相談支援体制の拡充を図ります。また、複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。</p> <p>「相談支援機能強化事業」は、障害者相談支援事業を委託する民間事業者に対して行い、専門性の向上等、相談支援体制の質の向上を図ります。</p> <p>「住宅入居等支援事業」も、地域生活移行の推進の観点から利用しやすい体制を整備するため、相談支援機能強化事業の委託内容の中に含めて実施します。</p> <p>「障害児等療育支援事業」は、2016年度に開設した民間の児童発達センターに業務を一元的に委託し、必要なサービス量の提供に努めています。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害者相談支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター設置の有無	設置有無	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

関連する障害者基本計画の事業	
○ 柱1－施策1－取組1－①「障害者相談支援体制の強化」	
○ 柱1－施策1－取組1－②「ケアマネジメントの実施強化」	
○ 柱1－施策2－取組1－①「成年後見制度の利用促進」	
○ 柱4－施策1－取組1－②「療育支援の拡充」	

④ 成年後見制度利用支援事業

概要と今後	障害などにより生活上の判断が困難な方で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。
提供見込み	成年後見制度はこれまでの実績を踏まえ、各年度2人程度の利用者増加を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	6	8	10	12

関連する障害者基本計画の事業	
○ 柱1－施策2－取組1－①「成年後見制度の利用促進」	

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

概要と今後	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。
提供見込み	将来的な権利擁護のニーズに対応するため、「法人後見支援事業」を実施し、適正に後見等の業務を行える法人や市民を確保します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

関連する障害者基本計画の事業	
○ 柱1－施策2－取組1－①「成年後見制度の利用促進」	

⑥ 意思疎通支援事業

概要と今後	聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のため，意思の疎通を図ることに支障がある障害者に，手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い，意思疎通の円滑化を図ります。
提供見込み	<p>派遣事業は民間委託で実施します。障害福祉課内に設置手話通訳者が常駐し，窓口での手話通訳や，手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する受付も行います。</p> <p>手話通訳者設置及び派遣の件数は，2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり，減少していますが，今後は需要が高まることが考えられるため，増加を見込みます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者設置事業	通訳者数	4	4	4	4	4
	相談件数/年	2,849	2,560	2,800	3,000	3,200
手話通訳者派遣事業	通訳者数	16	17	17	18	18
	派遣件数/年	705	563	700	720	740
要約筆記者派遣事業	筆記者数	16	19	19	21	21
	派遣件数/年	116	49	123	130	137

関連する障害者基本計画の事業

○ 柱1－施策3－取組2－①「意思疎通支援事業の推進」

⑦ 日常生活用具給付等事業

概要と今後	<p>障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具や訓練用具 例) 特殊寝台, 特殊マット, 訓練用ベッド ・ 自立生活支援用具：入浴, 調理, 移動など生活の自立を支援する用具 例) 入浴補助用具, 移動支援用具, 聴覚障害者用屋内信号装置 ・ 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具 例) 電気式痰吸引器, 盲人用体温計 ・ 情報・意思疎通支援用具：情報収集, 情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例) ファックス, 人工喉頭, 点字器 ・ 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する衛生用具 例) ストマ用装具, 紙おむつ ・ 住宅改修費：居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 例) 手すり設置
提供見込み	<p>これまでの実績に基づき、「排泄管理支援用具」は今後増加する見込みですが、そのほかの日常生活用具については、概ね横ばいで推移すると見込まれます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
介護・訓練支援用具	件/年	25	23	23	23	23
自立生活支援用具	件/年	62	43	48	48	48
在宅療養等支援用具	件/年	47	49	48	48	48
情報・意思疎通支援用具	件/年	55	42	49	49	49
排泄管理支援用具	件/年	720	741	767	783	797
住宅改修費	件/年	13	5	8	8	8

関連する障害者基本計画の事業
○ 柱2 - 施策1 - 取組2 - ③「自宅など居住環境の改善への支援」

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

概要と今後	手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。
提供見込み	年度により受講者数に変動があるため、過去の実績に基づき、横ばいで推移するものと見込みます。なお、2019年度は実施場所である教育福祉会館の耐震化等に伴い、基礎講座のみの実施であったため、減少しました。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者	32	10	35	35	35

関連する障害者基本計画の事業						
○ 柱1－施策3－取組2－②「意思疎通支援従事者の養成」						

⑨ 移動支援事業

概要と今後	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
提供見込み	障害者の社会参加を促進する観点から、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も、過去の実績から1人あたり月15時間として、利用者増に伴い増加を見込んでいます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
移動支援事業	人/月	328	309	333	340	347
	時間/月	4,563	3,944	4,995	5,100	5,205

関連する障害者基本計画の事業						
○ 柱2－施策2－取組1－②「外出支援の提供」						

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

概要と今後	障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。
提供見込み	実施か所数及び利用者数は、現状を維持する見込みですが、就労継続支援事業等の障害福祉サービスへの移行を積極的に支援します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域活動支援センター事業	実施か所（市内）	7	6	6	6	6
	実施か所（市外）	6	5	6	6	6
	人/月（市内）	168	197	190	190	190
	人/月（市外）	14	13	13	13	13

関連する障害者基本計画の事業	
○ 柱2－施策2－取組2－①「多様な日中活動系サービスの提供」	
○ 柱3－施策1－取組2－①「就労継続支援事業所等への支援」	

⑪ 専門性の高い意思疎通支援事業

概要と今後	福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。
提供見込み	各種養成研修事業は研修の量、内容の充実に努めます。 派遣事業は、毎年度一定の利用人数を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
要約筆記者養成研修事業	講習修了者	6	-	4	4	4
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業（広域派遣）	人/年	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業（広域派遣）	人/年	0	0	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	3	3	3	3	3

関連する障害者基本計画の事業	
○ 柱1－施策3－取組2－①「意思疎通支援事業の推進」	
○ 柱1－施策3－取組2－②「意思疎通支援従事者の養成」	

(2) その他の事業

① 日中一時支援事業

概要と今後	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
提供見込み	地域生活の移行推進に伴い、日中活動の場の確保、家族支援の観点から利用者数が増加するものと見込みます。また、増加する利用者に対応できるよう、提供する事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
日中一時支援事業	人/月	324	308	343	349	355
	人日/月	1,412	1,335	1,543	1,570	1,597

関連する障害者基本計画の事業

- 柱2－施策2－取組2－②「緊急時対応やレスパイトの受入体制の強化」

② 訪問入浴サービス事業

概要と今後	重度の身体障害者に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
提供見込み	利用者数は年度ごとに1人程度の利用者数の増加を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問入浴サービス事業	人/月	33	33	34	35	36
	人日/月	194	190	226	241	255

関連する障害者基本計画の事業

- 柱2－施策2－取組1－①「在宅の福祉サービスの充実」

③ 点字・声の広報等発行事業

概要と今後	視覚障害者向けに「点字・声の広報」の発行を行います。
提供見込み	点字広報は点字を読める方の数が増えないことから、横ばいの推移を見込みます。声の広報についても、これまでの実績から一定の利用があるものとして、毎年度 85 件前後の横ばいで推移するものと見込みます。

サービス見込み量		第 5 期実績		第 6 期推計		
サービス種別	単位	2018 年度	2019 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
点字広報発行事業	発行部／月	26	24	20	20	20
声の広報発行事業	発行部／月	89	84	85	85	85

関連する障害者基本計画の事業						
○ 柱 1 - 施策 3 - 取組 1 - ②「障害に配慮した情報提供の充実」						

④ 奉仕員養成・研修事業

概要と今後	点訳奉仕員，朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。
提供見込み	2019 年度は教育福祉会館の耐震化等に伴い，場所の確保が困難なことから，2018 年度に点訳奉仕員養成・研修事業のみ実施しました。朗読奉仕員養成・研修事業は 3 年に 1 回実施するため，第 6 期計画期間中は 2021 年度に実施予定です。

サービス見込み量		第 5 期実績		第 6 期推計		
サービス種別	単位	2018 年度	2019 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
点訳奉仕員養成・研修事業	人／年	15	-	15	15	15
朗読奉仕員養成・研修事業	人／年	-	-	20	-	-

関連する障害者基本計画の事業						
○ 柱 1 - 施策 3 - 取組 1 - ②「障害に配慮した情報提供の充実」						

⑤ 障害者グループホーム入居者家賃助成事業

概要と今後	グループホームなどに入居する障害者のうち、市民税が非課税の方に対して家賃を助成します。
提供見込み	グループホーム入居者数は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに6%前後の利用者の増加を見込んでいます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
入居者家賃助成事業	人/月	195	217	230	244	259

関連する障害者基本計画の事業						
○ 柱2－施策1－取組2－②「重度障害にも対応したグループホームなどへの支援」						

付属資料

1	計画策定の流れ.....	197
2	計画策定のための基礎調査等.....	199
3	用語解説	201

1 計画策定の流れ

(1) 策定経過

計画の策定にあたっては、障害者ご本人や家族、障害者団体、委託支援事業所等からのアンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにより収集した意見を踏まえ、障害福祉を巡る現状や今後の方向性などについて検討し、計画素案を作成の上、柏市自立支援協議会及び柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において、専門的見地から審議を行い、計画策定を進めました。

		柏市健康福祉審議会	柏市自立支援協議会	その他
2019年度	4月			
	5月			策定支援業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会
	6月		運営会議①24日	
	7月	分科会①18日	全体会①3日	
	8月			アンケート調査 (8/30～9/27)
	9月			
	10月	分科会②24日	運営会議②2日,全体会②16日	委託相談支援事業所ヒアリング(10/30～11/1) 障害福祉関係団体ヒアリング(11/25～11/29)
	11月			
	12月		運営会議③20日,全体会③26日	
	1月		運営会議④24日	一般市民向けアンケート(1/15～1/22) ひきこもりが疑われる障害者に係るヒアリング(1/22～1/31)
	2月	分科会③20日	全体会④3日	
	3月			
2020年度	4月			
	5月			
	6月	分科会①26日(諮問)	運営会議①12日(計画策定会議,書面),運営会議②17日(書面),全体会①23日	
	7月	分科会②16日	運営会議③8日,全体会②22日	
	8月	分科会③6日		
	9月			
	10月	分科会④22日	運営会議④8日(計画策定会議),運営会議⑤30日	
	11月	分科会⑤19日	全体会③11日	
	12月			パブリックコメント (12/16～1/15)
	1月		運営会議⑥28日(WEB)	
	2月	分科会⑥18日(答申)	全体会④3日	
	3月			

(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

① 委員名簿

(会長・副会長を除き五十音順)

氏名 (敬称略)	所属	備考
松浦 俊弥	淑徳大学	会長
小柴 明人	千葉県立柏特別支援学校	副会長
秋元 学	社会福祉法人桐友学園	
小松 幸子	柏市議会議員	
鈴木 美岐子	社会福祉法人柏市社会福祉協議会	
寺本 妙子	開智国際大学	
中村 佳弘	柏市薬剤師会	
古田 達之	柏市医師会	
細田 智子	柏市中心身障害者福祉連絡協議会	
渡部 利一	柏市視覚障害者協会	
尼崎 玲子	柏青会 (青和園家族会)	任期:2020年5月1日~2021年3月31日 (臨時委員)
齋藤 暁子	柏青会 (青和園家族会)	任期:2020年5月1日~2021年3月31日 (臨時委員)

② 審議経過

	日程・場所 (方法)	議事
第1回	2020年6月26日 (木) 書面開催	●諮問 ●ノーマライゼーションかしわプラン骨子案について
第2回	2020年7月16日 (木) ウェルネス柏4階 研修室	●ノーマライゼーションかしわプラン令和元年度実績について
第3回	2020年8月6日 (木) ウェルネス柏4階 研修室	●次期ノーマライゼーションかしわプランの重点施策について
第4回	2020年10月22日 (木) 柏地域医療連携センター1階 研修室	●次期ノーマライゼーションかしわプランについて (柱2, 柱4) ●障害福祉計画及び障害児福祉計画案について
第5回	2020年11月19日 (木) ウェルネス柏4階 研修室	●次期ノーマライゼーションかしわプラン (柱1, 柱3) 及び全体の素案について
第6回	2021年2月18日 (木) WEB 開催	●パブリックコメントの実施結果について ●次期ノーマライゼーションかしわプランについて ●次期ノーマライゼーションかしわプラン概要版について ●答申

2 計画策定のための基礎調査等

(1) アンケート調査

① 障害者計画策定のためのアンケート調査

本調査は、ノーマライゼーションかしわプラン 2021（第4期柏市障害者基本計画（前期計画）、第6期柏市障害福祉計画、第2期柏市障害児福祉計画）の策定のため、障害者手帳所持者や障害関係団体所属者等の実情やニーズを把握し、計画策定の参考として活用することを目的に実施しました。

種類	対象者	人数
身体障害	身体障害者手帳所持者から無作為抽出	645
知的障害	療育手帳所持者から無作為抽出	544
精神障害	自立支援医療（精神通院）受給者及び精神保健福祉手帳所持者から無作為抽出	712
難病患者	特定疾病療養者見舞金受給者から無作為抽出	609
子ども	児童発達支援センター通園者	115
	特別支援学校及び市内小・中学校特別支援学級通学者から無作為抽出	385
障害関係団体	市内障害者関係団体会員に配布	468
	合計	3,472
	回収数	1,861
	回収率	53.6%

② 一般市民向けアンケート

不特定多数の市民及び柏市職員を対象に、障害当事者及び関係者のみならず、一般の方の障害福祉に関する意識を把握することを目的として実施しました。

(2) 各種ヒアリング調査

① 障害福祉関係団体ヒアリング

アンケート調査からは見えてこない障害者の日常生活においての問題点や、当事者団体及び家族会等が抱えている課題を把握することを目的として実施しました。

対象団体は次のとおりです。

- 柏市肢体不自由児（者）を育てる会
- 柏市視覚障害者協会
- 柏市手をつなぐ育成会
- 柏市自閉症協会
- 柏市聴覚障害者協会
- 精神障害者家族会よつば会
- 柏市身体障害者福祉会
- 東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族の会」
- 千葉県中途失聴者・難聴者協会柏地区会

② 委託相談支援事業所ヒアリング

市内の委託相談支援事業所（5事業所）を対象に、アンケート調査からは見えてこない相談支援事業所の困り感、支援をする当事者等のニーズや事業所の課題を把握することを目的として実施しました。

③ ひきこもりが疑われる障害者に係るヒアリング

市内委託相談支援事業所や支援に携わる関係機関を対象に、一定期間、趣味等を除いて外出していないひきこもりが疑われる障害者の状態について把握することを目的として実施しました。

(3) パブリックコメント

ノーマライゼーションかしわプラン 2021 の策定にあたり、市民の意見及び提案を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

① 実施期間

2020年12月16日から2021年1月15日（31日間）

② 実施結果

意見提出4人、計7件

3

用語解説

あ行	
ICT（アイシーティー）	Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）の概念をさらに一歩進め、IT に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、情報通信技術を指す。
アクセシビリティ	さまざまな製品、建物やサービスへのアクセスのしやすさ、接近可能性などの度合いを示す言葉。転じて、障害者などのさまざまな閲覧環境への対応性を指す。
育成医療	身体に障害のある子どもの健全な育成を図るため行われる、生活能力を得るために必要な医療。自立支援医療の一種として位置付けられている。
一般就労	雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態を指す。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰（たん）の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある子ども。
インクルーシブ教育	障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶ教育。障害のある児童生徒が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第 24 条）に基づく理念。
NPO（エヌピーオー）	1998 年 12 月 1 日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO 法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。
か行	
柏市防災福祉 K-Net（ケーネット）	避難行動要支援者と支援者のネットワークの総称で、避難行動要支援者の登録制度を中核とする。
基幹相談支援センター	障害者及びそれに準じる方を対象とする地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成、ケアプラン（サービス等利用計画）の内容確認等を行うセンターのこと。
機能訓練	医療的リハビリテーションを終了した方を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練。
救急医療情報キット	かかりつけ医や持病などの救急医療情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるもの。

共生型サービス	介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供するため、介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法のいずれかに規定する居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、他の2法に規定する当該サービスに相当する居宅・日中活動系サービスの指定を受けやすくする特例を設けたもの。
強度行動障害	激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を生じている状態。
グループホーム	病気や障害などで自立した日常生活が困難な方たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら少人数で協働して地域社会に溶け込んで生活する居住形態。利用者間の支え合いやスタッフの援助により自立して生活する力の維持・向上を目指す。
ケアマネジメント	障害者（子どもを含む）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの障害。外見上は障害が目立たないため、周囲に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できなかったりすることもある。
更生医療	身体に障害のある方の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。自立支援医療の一種として位置付けられている。
工賃	主に就労継続支援B型事業所及び他の生産活動を行う通所系障害福祉サービス事業所（障害者支援施設での日中活動の場を含む）で生産活動に従事する利用者に支払われるもの。生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差引いた額に相当する金額が工賃として利用者に支払われる。
合理的配慮	障害者が他者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
さ行	
サービス等利用計画	障害者の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

児童発達支援センター	地域の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う通所施設。市町村ごとに1か所以上かつ概ね10万人に1か所以上の設置基準が設けられている。
市民後見人	成年後見制度利用者の親族以外の第三者で、弁護士や司法書士などの専門職後見人以外の第三者後見人のこと。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う。
重症心身障害	障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、市町村が障害福祉サービスの種類や量を決定する際に参考にしている。市町村が、必要とされる支援の度合が最も低い「非該当」から順に「区分6」までの各区分に認定する。
障害者基本法	障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律（1993年施行）。
障害者虐待防止センター	障害者への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行うセンターのこと。
障害者雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、障害者の雇用の促進について定めている。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障害を理由とする差別の解消の推進について定めている。
障害者週間	毎年12月3日から12月9日までの1週間。国民の間に広く障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。2004年6月の障害者基本法の改正により、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。

障害者就業・生活支援センター	就業や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
障害者総合支援法	2006年に成立した障害者自立支援法が、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたもの。
障害者優先調達推進法	正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めている。
ジョブコーチ (職場適応援助者)	障害者が職場への適応を図れるように支援する方、またはその制度のことをいう。障害者の職場への適応を直接支援だけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。
自立支援協議会	地域における障害者の生活を支えるため、相談支援事業を始めとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療、更生医療、育成医療が含まれる。
自立支援医療 (精神通院)	精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。
身体障害者手帳	身体に障害のある方が、その更生のために必要な保護を行い、さらに自ら進んでその障害を克服し、社会経済活動に参加することができるように援助することを目的とした手帳。
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障害の状態にあることを証する手段となり、交付を受けた方に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳。
精神保健福祉士	精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談・助言・支援等を行う。

成年後見制度	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない方を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。
相談支援専門員	計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。
た行	
地域活動支援センター	障害者等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流など多様な活動を行う場。
地域共生社会 (共生社会)	全ての人々が一人一人の暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会。または困難を持つあらゆる方を地域で支えるための仕組みを目指す考え方。
地域生活支援事業	指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組み。
地域包括支援センター	高齢者に関する総合相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等を行う市町村が設置する機関。他の行政機関、保健所、医療機関等との制度横断的な連携により、高齢者等の住み慣れた地域での暮らしを支援している。
千葉県障害者就労事業 振興センター	障害者が地域で働き、自立した生活を営める社会を実現するため、福祉作業所・授産施設の授産事業の活性化を進め、障害福祉の向上を図ることを目的として 2005 年 9 月に設立された NPO 法人。千葉県、千葉市、船橋市、柏市から「福祉作業所等の機能を強化する事業」を受託し、地域活動支援センターなどの事業振興と障害者の自立に向けたさまざまな支援を行っている。
チャレンジドオフィス かしわ	一般企業等で働く意欲があるものの、なかなか就労に結び付かない市内障害者を対象に、会計年度任用職員として雇用し、就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする事業。
点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚障害者のために点字図書の作成などをする方。

特別支援教育	従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人一人の必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。
な行	
難病	原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがあったりする病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。
日常生活自立支援事業	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない方について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業。
NET119	聴覚や言語機能に障害者が、スマートフォン等により、音声によらず 119 番通報をするシステム。Web119 の通報場所特定機能やチャット機能等を向上させたもの。
ネットワーク	各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
発達障害者支援センター	発達障害者支援法に基づき自閉症等の特有の発達障害を有する障害者及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害者及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。千葉県では相談窓口を千葉市及び我孫子市の2か所に設置している。

<p>バリアフリー</p>	<p>社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア＝Barrier）となるものを除去（フリー＝Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。</p>
<p>ハローワーク</p>	<p>ハローワーク（公共職業安定所）とは、国が所管する職業紹介事業を行う機関。無料で職業紹介や就職支援のサービスを行っている。このほか、雇用保険に関する各種の手当や助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務なども行っている。</p>
<p>ピアサポート</p>	<p>障害者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする方を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。</p>
<p>ヒアリングループ</p>	<p>磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚障害者を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪（ループ）にしたコードに流して磁気を発生させ、そのループコードの範囲内であれば、ヒアリングループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。</p>
<p>避難行動要支援者</p>	<p>要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な方。</p>
<p>ファックス 119</p>	<p>聴覚や言語機能に障害のある方が、文書により、音声によらず119番通報をするシステム。何らかの事情により会話ができない場合の通報にも利用できる。</p>
<p>福祉教育推進校</p>	<p>児童・生徒の福祉意識の醸成、福祉活動の普及・促進を図るため、他のモデルとなる福祉教育を実践する小・中・高等学校を指定して、その活動を支援する取組。推進校の指定は県社会福祉協議会長の推薦により知事が行い、指定期間は3年間となっている。</p>
<p>福祉タクシー</p>	<p>スロープ板やリフトを利用して、高齢者や障害者が車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことができるタクシーの総称。</p>
<p>福祉的就労</p>	<p>生産活動に参加することを目的とする就労であり、労働法規が適用されないものをいう。賃金ではなく「工賃」が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。</p>

福祉避難所	市町村が災害時に、一般の避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする方を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
ペアレントトレーニング	親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。
ペアレントメンター	発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う。
ペアレントプログラム	ペアレントトレーニングと同義。
ヘルプカード	障害等により、支援や配慮を必要としているが外見から分からない方などが、周囲の方に支援等を必要としていることを知らせるためのもの。
ま行	
盲ろう者向け通訳	手話を始めとして、蝕手話、点字を応用したものなど、さまざまな方法で通訳を行うこと。盲ろう者は、視覚と聴覚の両方に障害があり、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複の仕方等によって多様なコミュニケーション方法が必要とされている。
や行	
要配慮者	障害者のほか、乳幼児、高齢者、外国人など、防災対策を進める上で特に配慮を必要とする方のこと。災害対策基本法により定義されている。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場で、各市町村が設置している。
要約筆記	話し手の話す内容をつかみ、それを筆記して聴覚障害者に伝えること。大規模な会議等においては、手書きした原稿を OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）でスクリーンに投影したり、パソコンを使用して作成した画面をプロジェクタで投影したりする方法が用いられている。
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の方を対象とするのではなく、どのような方でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。
ら行	
ライフサポートファイル	発達障害がある子どもの行動の特性や発達の記録などの情報を記録するもの。医療・福祉・教育などの関係機関で情報共有を円滑にするためのもの。本市では「柏市サポートファイル」という。

ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死など、それぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などが見られる。
療育	障害児について、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成すること。
療育手帳	知的障害者に対して一貫した相談を行うとともに、知的障害者に対する各種の援助措置を受けやすくすることを目的とした手帳。
レスパイト	「息抜き」「休息」の意味。
朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障害者のために声の図書（録音テープ）の作成や対面朗読などをする方。

ノーマライゼーションかしわプラン 2021

(第4期柏市障害者基本計画(前期計画), 第6期柏市障害福祉計画, 第2期柏市障害児福祉計画)

発行 柏市

編集 柏市保健福祉部障害福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1136

FAX 04-7167-0294

ノーマライゼーション かしわプラン2021

発行／柏市 編集／柏市保健福祉部障害福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1136 FAX 04-7167-0294

表紙は、互いに支え合い誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生のまちを実現するため、計画の4つの基本目標を葉に表して障害のある方や支援者が生き生きと暮らす姿を映し出し、地域の人々が一本の木のようにつながり、障害者を一体的に支える「かしわネットワーク」を広く深く伸びやかに、共に育んでいくイメージを表現しています。